

桑折町公共施設等総合管理計画



桑折町役場本庁舎(昭和32年建築)

平成27年12月
福島県桑折町

目次

1	公共施設等総合管理計画について.....	1
1.1	計画策定の背景及び目的.....	2
1.2	計画の運用方針.....	2
1.3	計画のフォローアップの実施方針.....	4
2	公共施設等に関わる町の現況.....	5
2.1	町の位置・面積.....	6
2.2	町の沿革.....	9
2.3	人口の動向.....	10
2.4	将来人口の推計.....	14
	財政の動向.....	16
2.5	県内他市町との公共施設の水準比較.....	20
2.6	分析結果のまとめ.....	26
3	公共施設等の現況及び将来の見通し.....	29
3.1	公共建築物の状況.....	30
3.2	公共建築物の劣化診断.....	39
3.3	インフラ施設の状況.....	43
3.4	将来更新費用の試算.....	45
3.5	公共施設等の維持更新に係る全町的な課題.....	48
4	施設類型ごとの分析・評価.....	49
4.1	文化系施設.....	51
4.2	社会教育系施設.....	57
4.3	スポーツレクリエーション施設.....	62
4.4	学校教育系施設.....	68
4.5	子育て支援施設.....	74
4.6	保健福祉施設.....	80
4.7	行政系施設.....	84
4.8	公営住宅.....	91
4.9	その他.....	98
5	公共施設等の管理方針.....	105
5.1	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	106
5.2	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	107

1 公共施設等総合管理計画について

1.1 計画策定の背景及び目的

- 桑折町では、東日本大震災の影響により、公共施設および道路等に一部損壊の被害が発生し、現在、被災施設について復旧を進めています。被害を受けなかった施設においても老朽化が進んでおり、計画的な維持・更新が喫緊の課題となっています。さらに、人口減少および高齢化に伴って自治体財政はますます厳しくなるものと予想される中、公共施設の総量圧縮や民間ノウハウの活用等、公共施設のあり方をふくめて、自治体経営をどう展開していくべきかが非常に重要な課題となっています。
- こうした状況を受け、本町が所有する全ての公共施設等を対象とし、実態及び課題を明らかにするとともに、桑折町総合計画及び行政改革大綱に基づき、公共施設等の効率的かつ効果的な配置及び維持管理・運営等を実現し、最少の経費で最大の効果を上げることを狙いとした公共施設マネジメントの推進に向け、公共施設等の維持管理や再生の方針となる「公共施設等総合管理計画」を策定するものとします。

1.2 計画の運用方針

1.2.1 計画の位置づけ

- 本計画は、桑折町の最上位計画である桑折町総合計画「復興こおり創造プラン（平成24年度～平成28年度）」に基づき、かつ新長期総合計画策定や行財政改革の指針となる「行政改革大綱」と連動しながら、本町の所有する公共施設に関わる管理等を推進する上での指針となるものです。
- なお、インフラ資産の管理等については、「橋梁の長寿命化計画」及び「道路等の長寿命化計画」を別に策定し、個々の具体的な管理等を推進するものとします。

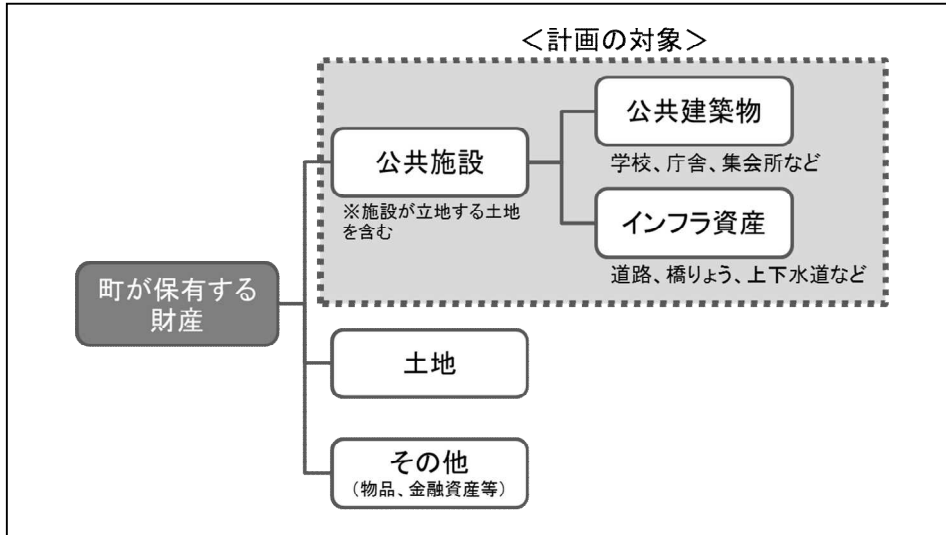
1.2.2 計画期間

- 多くの公共施設は、寿命が数十年に及ぶため、その管理にあたっては中長期的な視野に基づく方針を策定することが必要です。そのため本計画は、平成27年度から平成46年度までの20年間を計画期間とします。
- ただし、町の財産である公共施設を効率的かつ有効に活用していくためには、日々の適正な維持管理とともに、経年劣化による物理的な変化や利用者の需要の変化など様々な変化に応じて、その規模や用途等を随時見直していくことが重要です。そのため、本計画も様々な環境の変化に応じて随時見直しを行い、適正な計画の運用を図っていくものとします。

1.2.3 計画の対象範囲

- 本計画では、町が所有する財産のうち、全ての公共施設及び当該施設が立地する土地を対象とします。対象とする公共施設には、学校や庁舎、集会所等の公共建築物とともに、道路や橋りょう、上下水道などのインフラ資産のいずれも含むものとします。

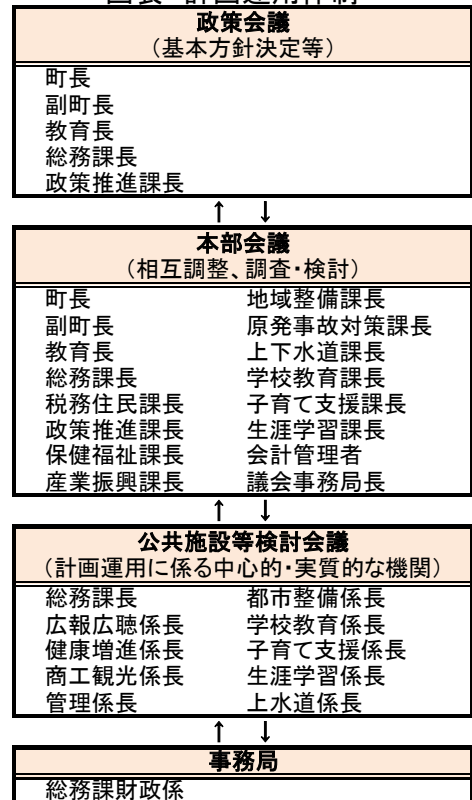
図表 本計画の対象範囲



1.2.4 計画の運用体制

- 本計画の運用にあたっては、右図に示す「政策会議」「本部会議」「公共施設等検討会議」の3つの組織により、庁内横断的に取り組むものとします。
- 公共施設にかかる基本方針の決定等は「政策会議」が担うものとします。「本部会議」は、本計画に定める方針に基づき、具体的に各公共施設の維持保全及び再配置等の方向性を検討するとともに、それを具現化するための各関係機関等との相互調整を図る役割を担います。
- 「公共施設等検討会議」は、各公共施設の維持保全及び再配置等の実行及び計画の進捗管理を行うなど、具体的に計画の運用を担う、中心的・実質的な機関として位置づけます。

図表 計画運用体制



1.3 計画のフォローアップの実施方針

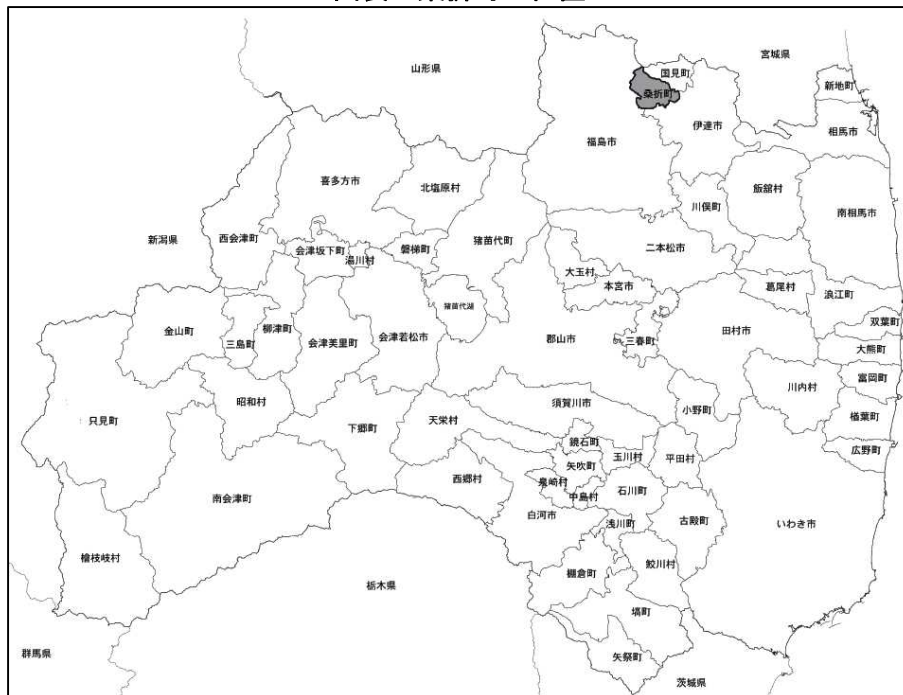
- 施設の点検・診断結果等を踏まえた維持管理・更新等を推進するため、本計画の内容については、今後の財政状況や環境の変化に応じて、トータル管理コストの低減、年度間の管理費平準化の視点で適宜見直しを行います。
- 本計画は、「桑折町総合計画」を上位計画としていることから、その計画の見直しに合わせて、公共施設等検討会議において計画の見直しを行い、事業の内容や体制等を点検し総合的かつ計画的な管理を行います。

2 公共施設等に関わる町の現況

2.1 町の位置・面積

- 桑折町は、福島県中通り地方の北端部に位置しており、西に福島市、東南に伊達市、北は国見町、宮城県白石市と隣接しています。町域は、東西約9.3km、南北約8.3km、総面積が4,297haであり、県内では7番目に面積の小さい自治体です。

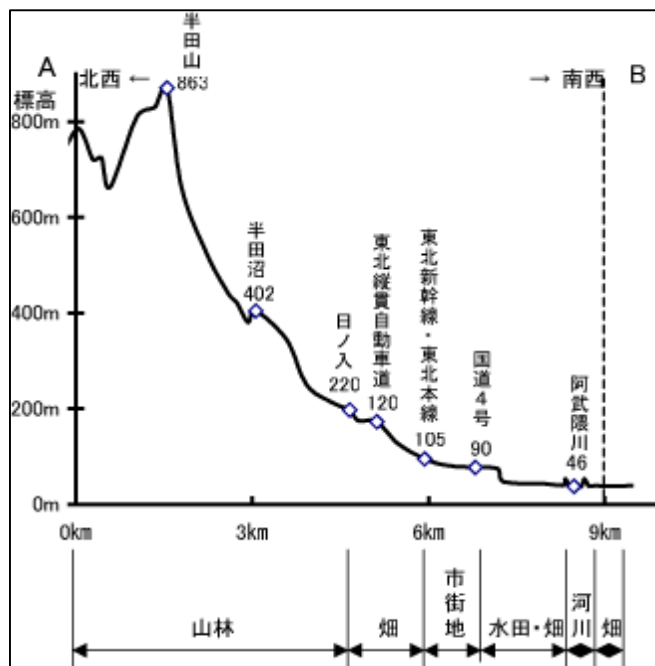
図表 桑折町の位置



- 町の西北部一帯は半田山等の山岳地帯であり、町の中央部は信達平野より一段高く、丘陵地帯となっています。西に産ヶ沢川、東南には阿武隈川が南から東へと迂回して流れており、平坦地は沖積層で、地味肥沃な状態です。

図表 桑折町の東西断面図

- 桑折町は、総面積4,297haのうち、農地や山林などの自然的土地利用が約7割を占めています。都市計画区域は2,400haと行政区域全体の約半分程度の面積にとどまります。このうち249.7haが市街化区域となっており、住居系用途が135.6ha、工業系用途が92.8ha、商業系用途が21.3haを占めています。



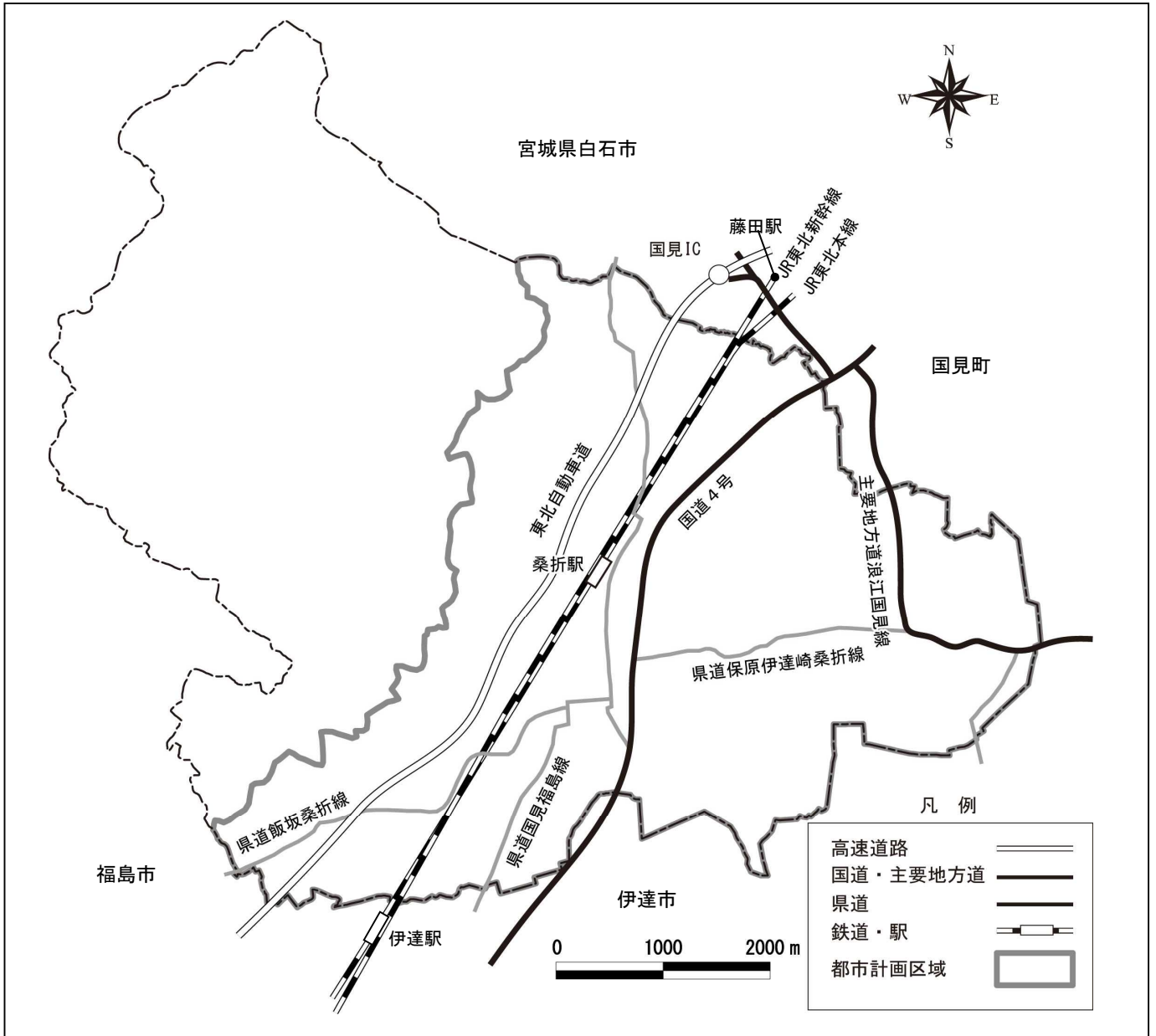
□ 町の中央部を、南北に東北物流の大動脈である一般国道4号、東北縦貫自動車道（最寄IC：国見・福島飯坂）、JR東北本線（桑折駅）及び東北新幹線（最寄駅：福島駅）が縦貫しています。福島市中心部からは車で約25分の距離にあります。また、町の中心部にはJR桑折駅が立地していますが、町の南側には伊達市に立地するJR伊達駅、北側には国見町に立地するJR藤田駅も比較的近い位置にあり、JR桑折駅から福島駅までは約14分と交通の利便性に恵まれています。

図表 桑折町の東西断面図
 （出典）桑折町「復興こおり創造プラン」



□ 現在、東日本大震災からの復興に向けたリーディングプロジェクトとなる復興支援道路の一つとして、東北縦貫自動車道と相馬地方を結ぶ東北中央自動車道（福島～相馬間）の整備が進められています。東北中央自動車道とのネットワーク構築とともに、一般国道4号に接続するインターチェンジの積極的な要望、建設周辺部の土地利用の見直しなども検討を進めています。

図表 桑折町の広域交通網の状況



2.2 町の沿革

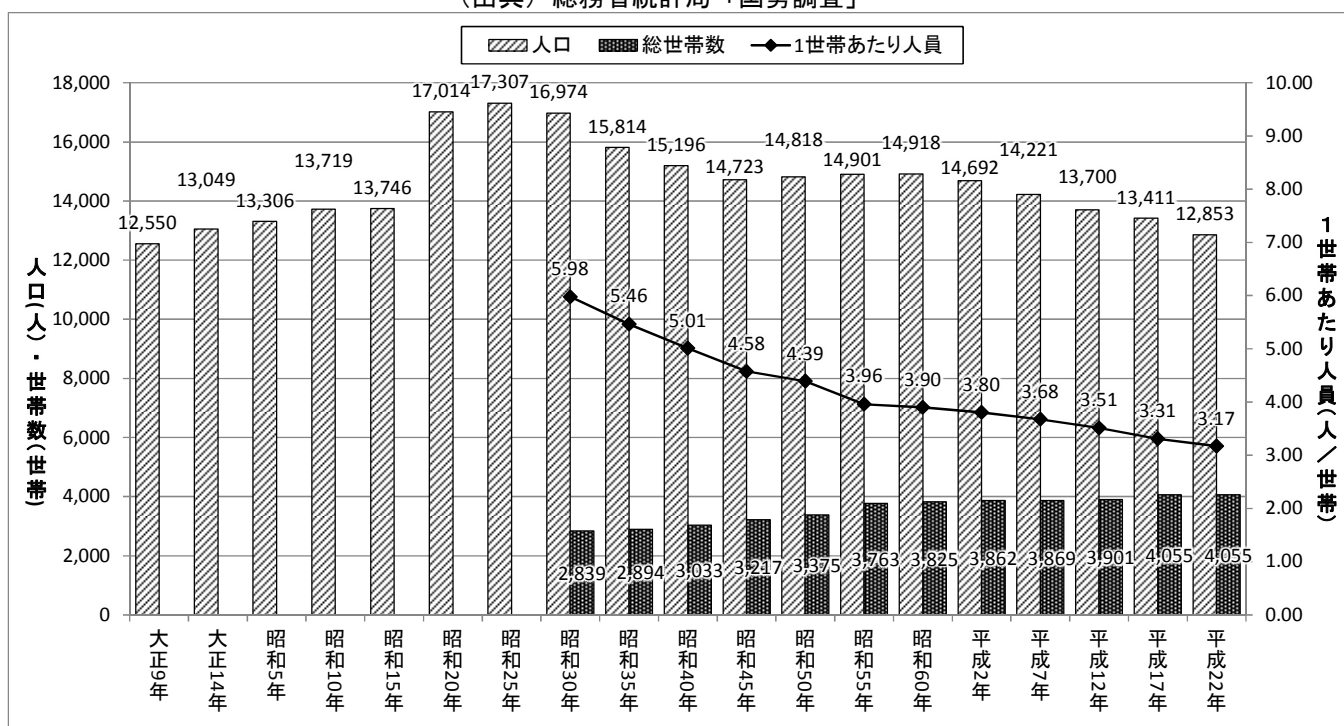
- 桑折町は、仙台藩伊達氏発祥の地として知られており、緑豊かな自然と数多くの史跡や文化に恵まれた「自然と歴史と文化のふるさと」、そしてそこに住む人々の生活と調和した文化の香り豊かな町づくりを進めています。
- 桑折町は、かつての奥州街道と羽州街道の分岐点であり、追分の宿場町として栄えてきました。江戸時代から幕府直営の御直山として経営され、日本三大鉱山の一つといわれた「半田銀山」や、阿武隈川舟運の桑折河岸などがあったことから、人や物資の動きが活発な状況にありました。明治16年には、伊達郡役所が設置されるなど、伊達の政治・経済の中心として発展するとともに、福島県の伊達地方事務所が置かれ、地方行政の中心的な位置づけにありました。昭和25年に、それまで明治、大正、昭和と操業を続けてきた「半田銀山」が長い歴史に終止符を打ち、この頃に人口のピークを迎えます。
- そうした中、昭和30（1955）年に町村合併促進法に基づき、旧桑折町、睦合村、伊達崎村、半田村の1町3村が合併し、現在の「桑折町」が誕生しました。ちょうど戦後の高度経済成長期の元年でもあり、町の基幹産業である農業は、ほ場整備が進められたことにより農作物の機械化が進みました。さらに、工業は設備の近代化により製糸業や紙工業の生産量が増加し、工場誘致が進むなど、産業・経済は大きく発展しました。平成27年1月1日には町制60周年を迎え、隣接市町とは合併せずに、単独立町により自立の道を歩むことを選択してきました。
- 平成23年3月11日に起こった東日本大震災、さらには原発事故災害の影響を受け、住宅や公共施設、道路等の一部が損壊するとともに、放射能等の影響が懸念され、町民の安全・安心な生活環境を守るために、町が主体となって町内全域で除染活動に取り組んできました。

2.3 人口の動向

2.3.1 人口及び世帯数の推移

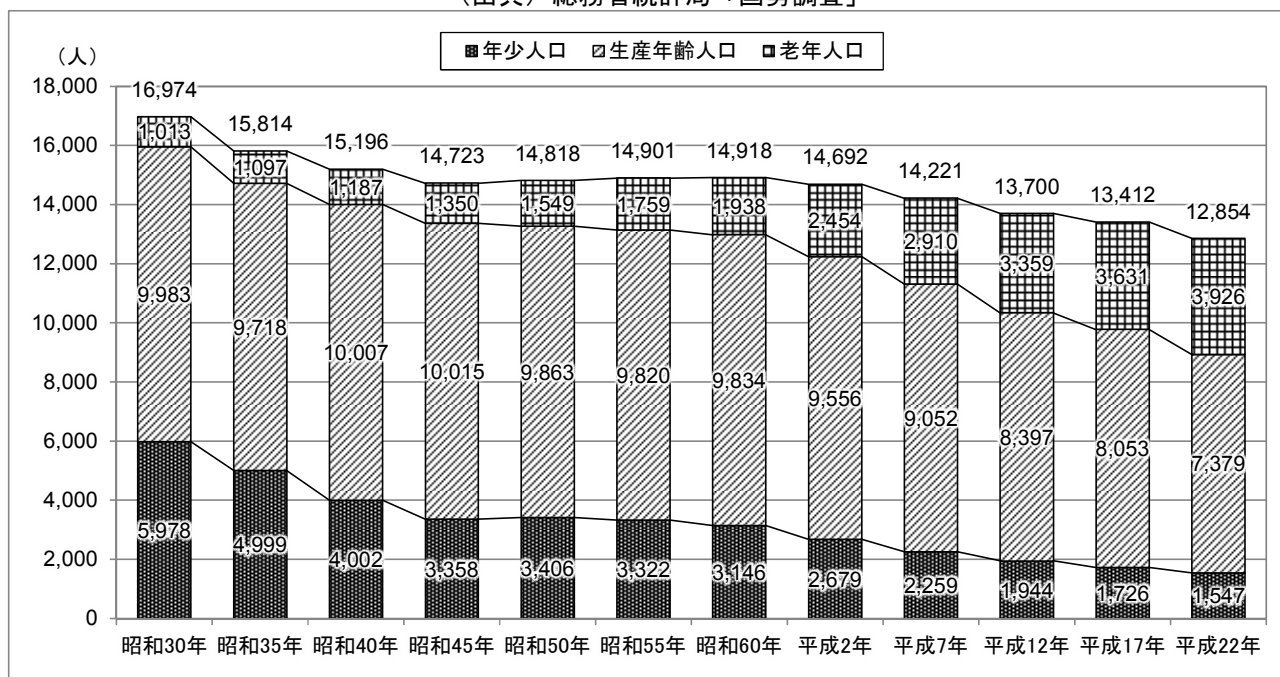
- 桑折町の平成22年時点の人口は12,853人、世帯数は4,055世帯、就業人口は6,382人（平成22年10月 国勢調査）です。桑折町の人口は、町制施行した昭和30年以降、減少傾向にあり、昭和30年の16,974人から、平成22年には4,121人減（対昭和30年比▲24.3%）となりました。一方、総世帯数は増加傾向にあり、昭和30年の2,839世帯から平成22年までに1,216世帯増（対昭和30年比+42.8%）となりました。核家族化の進行により1世帯あたりの人員が縮小しており、昭和30年の5.98人／世帯から平成22年には3.17人／世帯と、1世帯あたり2.81人の減となっています。
- 平成22年時点の年齢階層別人口は、14歳以下の年少人口が1,547人（総人口の12.0%）、15歳から64歳までの生産年齢人口が7,379人（57.4%）、65歳以上の老年人口が3,926人（30.5%）となっています。昭和30年からの年齢階層別人口の推移を見ると、特に年少人口が急速に減少しており、特に平成に入ってからその減少率は急速に高まり、昭和30年の5,978人から平成22年には4,431人の減（対昭和30年比▲74.1%）となりました。生産年齢人口は、昭和45年をピークに以降減少に転じており、昭和30年の9,983人から平成22年には2,604人の減（▲26.1%）となりました。一方、老年人口は増加の一途をたどっており、昭和30年の1,013人から平成22年には2,913人増、2.9倍まで拡大しています。桑折町は、町制施行当初に比べて、その人口規模とともに年齢構成が大きく変化してきました。

図表 桑折町の人口及び世帯数の推移
（出典）総務省統計局「国勢調査」



注) 総世帯数には、一般世帯以外に社会施設や寮などの施設入居世帯を含みます

図表 年齢階層別人口の推移
(出典) 総務省統計局「国勢調査」



注) 合計には年齢不詳人口を含むため、各年齢階層の人口を積み上げた数と合致しません

	実数(人)				構成比(%)			対前年比		
	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	総人口	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)
昭和30年	5,978	9,983	1,013	16,974	35.2	58.8	6.0	—	—	—
昭和35年	4,999	9,718	1,097	15,814	31.6	61.5	6.9	▲ 16.4	▲ 2.7	8.3
昭和40年	4,002	10,007	1,187	15,196	26.3	65.9	7.8	▲ 19.9	3.0	8.2
昭和45年	3,358	10,015	1,350	14,723	22.8	68.0	9.2	▲ 16.1	0.1	13.7
昭和50年	3,406	9,863	1,549	14,818	23.0	66.6	10.5	1.4	▲ 1.5	14.7
昭和55年	3,322	9,820	1,759	14,901	22.3	65.9	11.8	▲ 2.5	▲ 0.4	13.6
昭和60年	3,146	9,834	1,938	14,918	21.1	65.9	13.0	▲ 5.3	0.1	10.2
平成2年	2,679	9,556	2,454	14,692	18.2	65.1	16.7	▲ 14.8	▲ 2.8	26.6
平成7年	2,259	9,052	2,910	14,221	15.9	63.7	20.5	▲ 15.7	▲ 5.3	18.6
平成12年	1,944	8,397	3,359	13,700	14.2	61.3	24.5	▲ 13.9	▲ 7.2	15.4
平成17年	1,726	8,053	3,631	13,412	12.9	60.1	27.1	▲ 11.2	▲ 4.1	8.1
平成22年	1,547	7,379	3,926	12,854	12.0	57.4	30.5	▲ 10.4	▲ 8.4	8.1

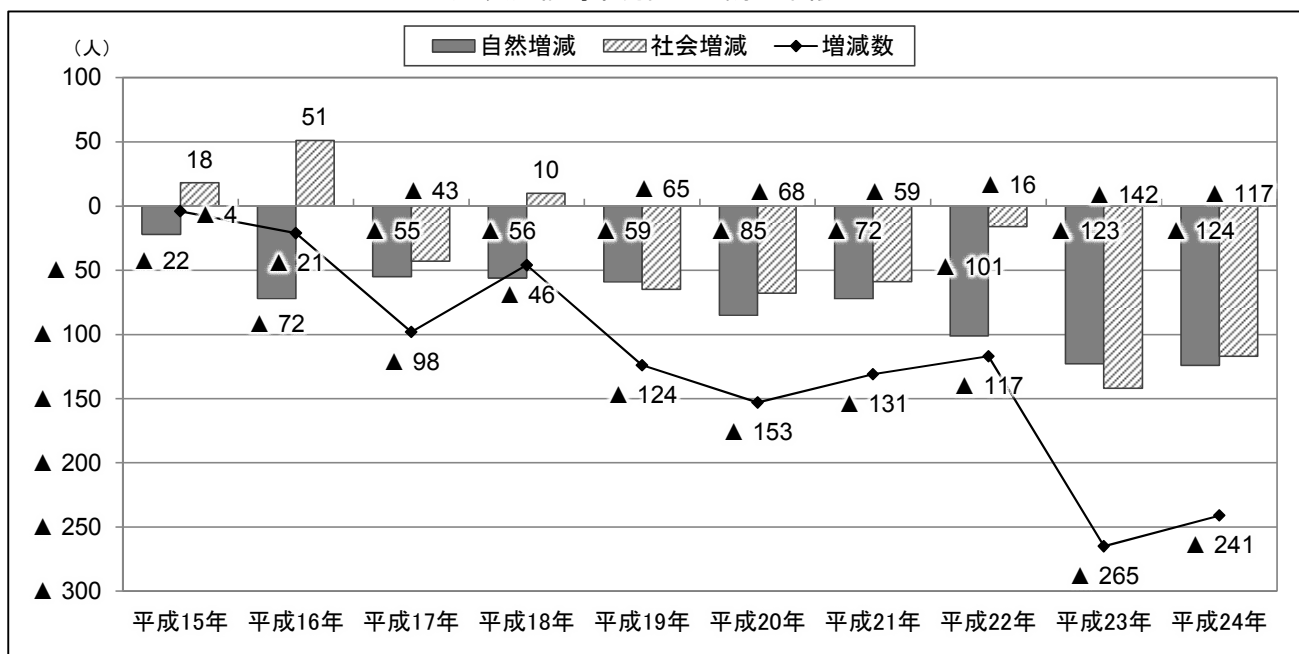
注) 総人口には年齢不詳人口を含むため、各年齢階層の人口を積み上げた数と合致しません

注) 構成比は、年齢不詳を除き算出しています

2.3.2 人口動態

□ 平成15年以降の人口動態を見ると、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状況が続いています。その差は、出生者数の減少とともに死亡者数の増加により広がりつつあります。また、概ね平成17年以降は、転出者数が転入者数を上回る社会減が続いており、転入者の減少及び転出者の増加により、社会増減も差が拡大しています。そのため、平成15年における人口増減は▲4人であったのに対し、平成24年の人口増減は▲241人と、減少幅は約60倍に拡大しています。

図表 人口動態の推移
(出典) 福島県現住人口調査年報

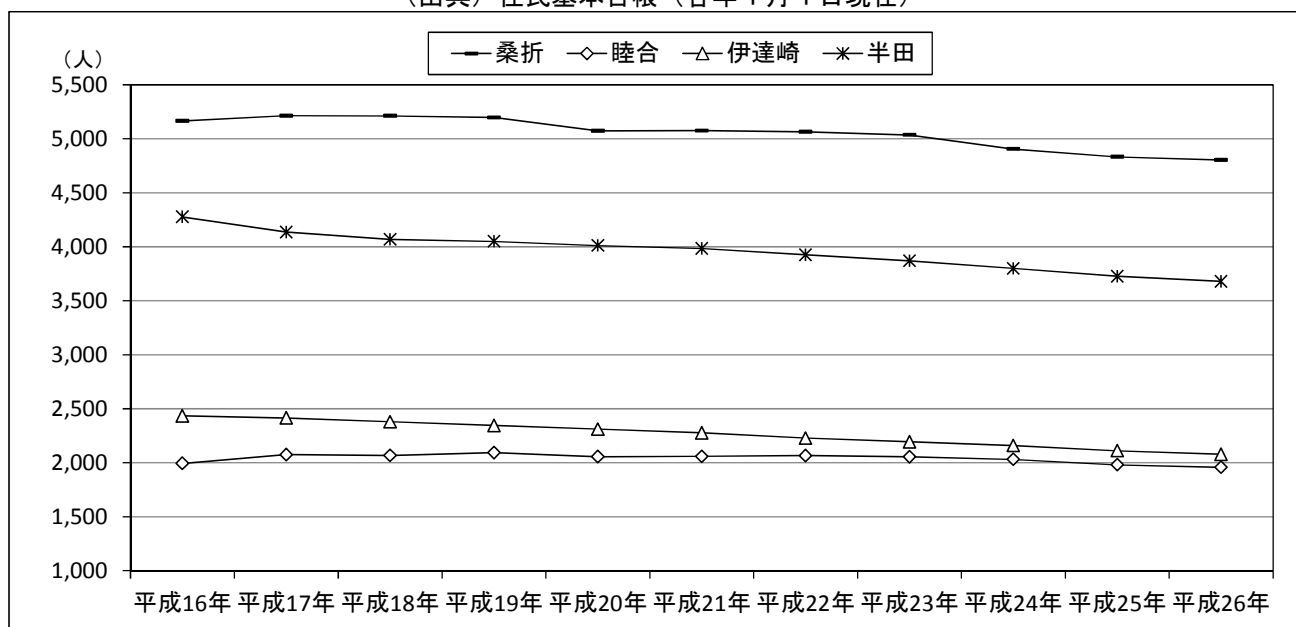


	自然増減	社会増減	増減数	自然動態(人)			社会動態(人)		
				出生者数	死亡者数	自然増減	転入者数	転出者数	社会増減
平成15年	▲22	18	▲4	111	133	▲22	457	439	18
平成16年	▲72	51	▲21	83	155	▲72	471	420	51
平成17年	▲55	▲43	▲98	97	152	▲55	414	457	▲43
平成18年	▲56	10	▲46	85	141	▲56	382	372	10
平成19年	▲59	▲65	▲124	101	160	▲59	375	440	▲65
平成20年	▲85	▲68	▲153	69	154	▲85	366	434	▲68
平成21年	▲72	▲59	▲131	83	155	▲72	342	401	▲59
平成22年	▲101	▲16	▲117	58	159	▲101	393	409	▲16
平成23年	▲123	▲142	▲265	79	202	▲123	316	458	▲142
平成24年	▲124	▲117	▲241	70	194	▲124	292	409	▲117

2.3.3 地域別人口の推移

- 地域別の人口は平成26年1月1日現在で桑折地区が最も多く4,804人（人口構成比38.4%）、次いで半田地区が3,679人（29.4%）、伊勢崎地区が2,077人（16.6%）、睦合地区が1,957人（15.6%）となっています。平成16年からの推移をみると、睦合地区を除き人口減少が続いています。睦合地区では、平成22年まで人口が微増したものの、その後は緩やかに減少しています。
- 平成16年と比べて特に人口が減少しているのは、半田地区で平成16年の4,277人から平成26年には598人減少（対平成16年比▲14.0%）しました。桑折地区では平成16年の5,165人から平成26年には361人の減（対平成16年比▲7.0%）、伊達崎地区では平成16年の1,994人から平成26年には357人の減（対平成16年比▲14.7%）と、各地区ともに、この10年間の間にそれぞれ300人以上の規模で人口が減っている状況にあります。

図表 地域別人口の推移
(出典) 住民基本台帳 (各年1月1日現在)



		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
桑折	実数(人)	5,165	5,213	5,212	5,197	5,074	5,076	5,065	5,036	4,905	4,832	4,804
	増減率(%)	—	0.9	▲ 0.0	▲ 0.3	▲ 2.4	0.0	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 2.6	▲ 1.5	▲ 0.6
睦合	実数(人)	1,994	2,075	2,067	2,093	2,056	2,059	2,066	2,055	2,031	1,980	1,957
	増減率(%)	—	4.1	▲ 0.4	1.3	▲ 1.8	0.1	0.3	▲ 0.5	▲ 1.2	▲ 2.5	▲ 1.2
伊達崎	実数(人)	2,434	2,415	2,379	2,345	2,311	2,277	2,229	2,194	2,159	2,111	2,077
	増減率(%)	—	▲ 0.8	▲ 1.5	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.5	▲ 2.1	▲ 1.6	▲ 1.6	▲ 2.2	▲ 1.6
半田	実数(人)	4,277	4,136	4,069	4,050	4,011	3,984	3,925	3,869	3,800	3,726	3,679
	増減率(%)	—	▲ 3.3	▲ 1.6	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 0.7	▲ 1.5	▲ 1.4	▲ 1.8	▲ 1.9	▲ 1.3
合計	実数(人)	13,870	13,839	13,727	13,685	13,452	13,396	13,285	13,154	12,895	12,649	12,517
	増減率(%)	—	▲ 0.2	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 1.7	▲ 0.4	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 2.0	▲ 1.9	▲ 1.0

2.4 将来人口の推計

2.4.1 推計方法

- 本計画の将来人口の推計は、平成27年10月に策定した「桑折町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「桑折町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で示された将来人口の推計を用いることとします。

2.4.2 基準年及び推計対象年

- 推計の基準年は、平成27（2015）年10月1日とします。
（平成27年10月1日時点の人口は、「福島県現住人口調査結果」及び「平成22年度国政調査人口」を基にした推計値です。）
- 推計対象期間は、～平成72（2060）年までの45年間とします。

2.4.3 推計結果

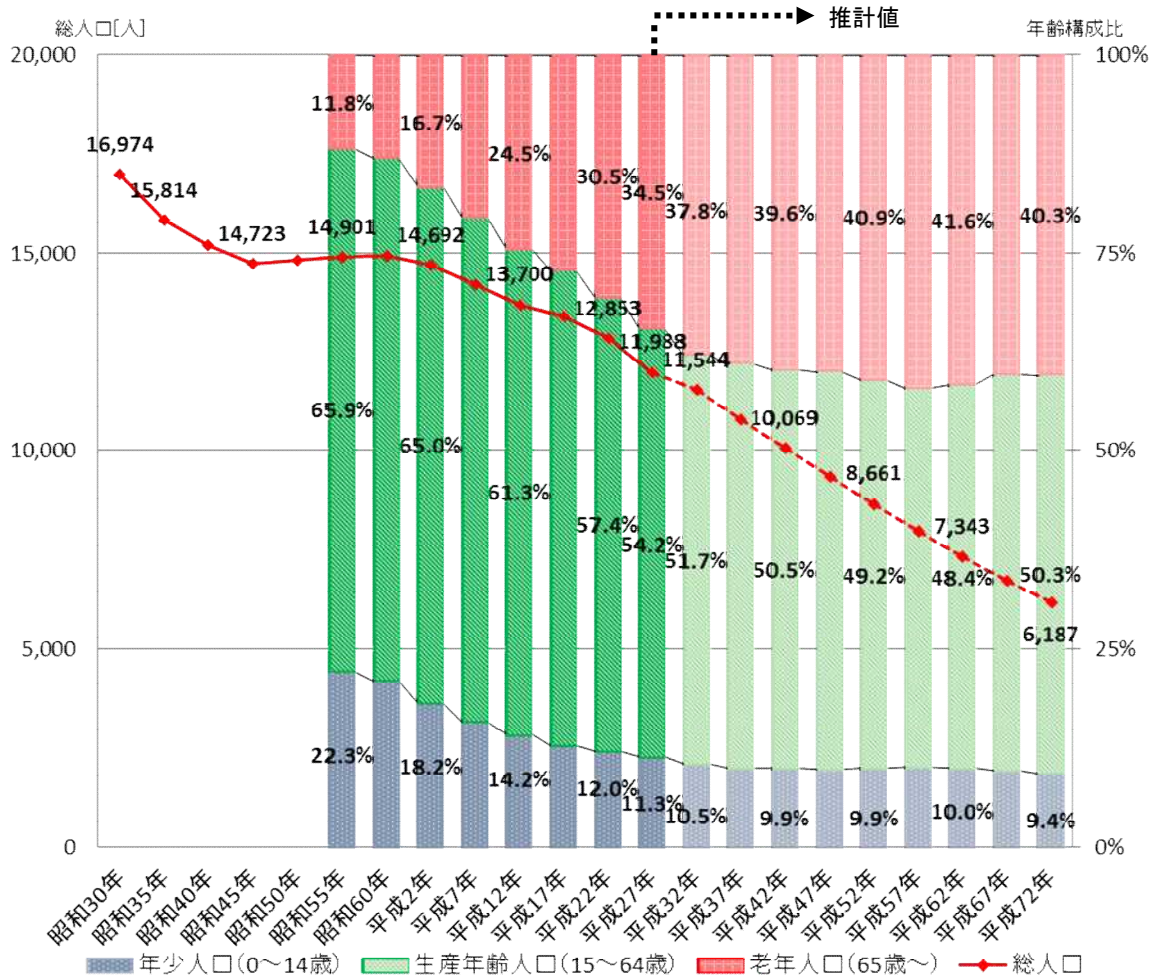
- 「桑折町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「桑折町まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、桑折町の将来人口を推計した結果は次の図表の通りです。桑折町の総人口は平成27年時点で11,988人であり、今後減少が続くものと見込まれます。10年後の平成37年には10,795人（対平成27年比▲10.0%）、20年後の平成47年に1万人を切り、平成52年には8,661人（対平成27年比▲27.8%）、35年後の平成62年には7,343人（対平成27年比▲38.7%）、45年後の平成72年には6,187人（対平成27年比▲48.4%）と平成27年の人口の約半数まで減少するものと推計されます。
- 0～14歳までの年少人口及び15～64歳までの生産年齢人口は、今後、人口及びその構成比ともに減少するものと見込まれます。また、65歳以上の老年人口は、平成32年までは微増するものの、以降減少に転じる一方、その構成比は平成57年の42.0%をピークに減少に転じるものと推計されます。平成27年時点の老年人口の総人口に占める割合は34.5%ですが、平成52年に40%を超え、45年後の平成72年には40.3%と総人口の4割以上が65歳以上の高齢者が占めるものと予想されます。

図表 桑折町の将来人口

年次		平成27年 (基準人口)	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
階層別	総人口	11,988	11,544	10,795	10,069	9,358	8,661	7,979	7,343	6,745	6,187
	年少人口(0～14歳)	1,355	1,212	1,069	997	917	858	798	734	654	582
	生産年齢人口(15～64歳)	6,497	5,968	5,527	5,085	4,707	4,261	3,830	3,554	3,379	3,112
	老年人口(65歳以上)	4,136	4,364	4,199	3,987	3,734	3,542	3,351	3,055	2,712	2,493
	うち75歳以上	2,218	2,367	2,537	2,608	2,480	2,312	2,098	2,005	1,916	1,732
構成比	年少人口(0～14歳)	11.3%	10.5%	9.9%	9.9%	9.8%	9.9%	10.0%	10.0%	9.7%	9.4%
	生産年齢人口(15～64歳)	54.2%	51.7%	51.2%	50.5%	50.3%	49.2%	48.0%	48.4%	50.1%	50.3%
	老年人口(65歳以上)	34.5%	37.8%	38.9%	39.6%	39.9%	40.9%	42.0%	41.6%	40.2%	40.3%
	うち75歳以上	18.5%	20.5%	23.5%	25.9%	26.5%	26.7%	26.3%	27.3%	28.4%	28.0%

図表 桑折町の人口動向と将来推計

(出典) 「桑折町まち・ひと・しごと創生総合戦略」《初版》3 ページ



出典：昭和30年～平成22年データ/国勢調査（総務省統計局）

平成27年データ/福島県の推計人口（福島県現住人口調査）（福島県）の平成27年各月人口を基に推計

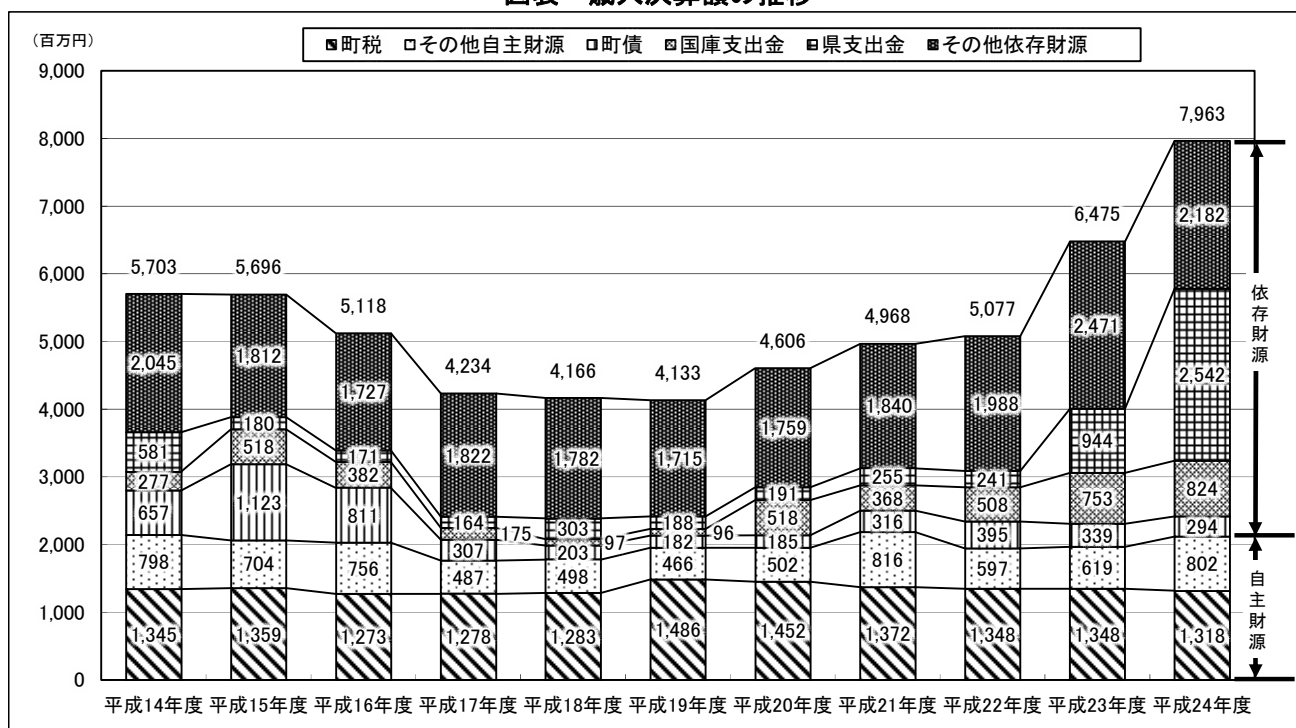
平成32年～データ/国立社会保障・人口問題研究所推計手法に準拠し推計（仮定値は福島県値を採用）

財政の動向

2.4.4 歳入

- 桑折町の平成24年度の歳入決算額は79億6,300万円で、町税等の自主財源は歳入総額の26.6%を占めています。桑折町では、平成17年に「新生“こおり”自立ビジョン」及び「集中改革プラン」等を策定し、歳出の抑制とともに町税収入の確保及び使用料・手数料等の見直しなど歳入確保に向けた積極的な取組みを推進してきました。それにより、平成14年度から平成19年度にかけて、新たな借金を減らしたことなどにより歳入総額が減少し、自主財源比率は平成14年の37.6%から平成19年には9.6ポイント増の47.2%まで拡大しました。その後、平成20年度以降は、国及び県支出金の増加とともに歳入総額は増加の一途を辿り、自主財源比率は平成19年度から平成26年度にかけて20.6ポイント減となりました。
- ただし、平成23年度及び平成24年度の大増の要因は、東日本大震災に伴う国や県からの財政的支援によるものであり、今後も恒常的に続くものではありません。税収については、景気の伸び悩みとともに、東日本大震災と原発事故災害による企業業績の悪化、深刻な雇用情勢、資産価値の低下、消費活動の低迷等の影響により税収確保が厳しい状況にあります。さらに、担税世代である生産年齢人口の減少が見込まれる中、収支バランスを適正に保つことができるよう、引き続き効率的な行政運営を推進していく必要があります。

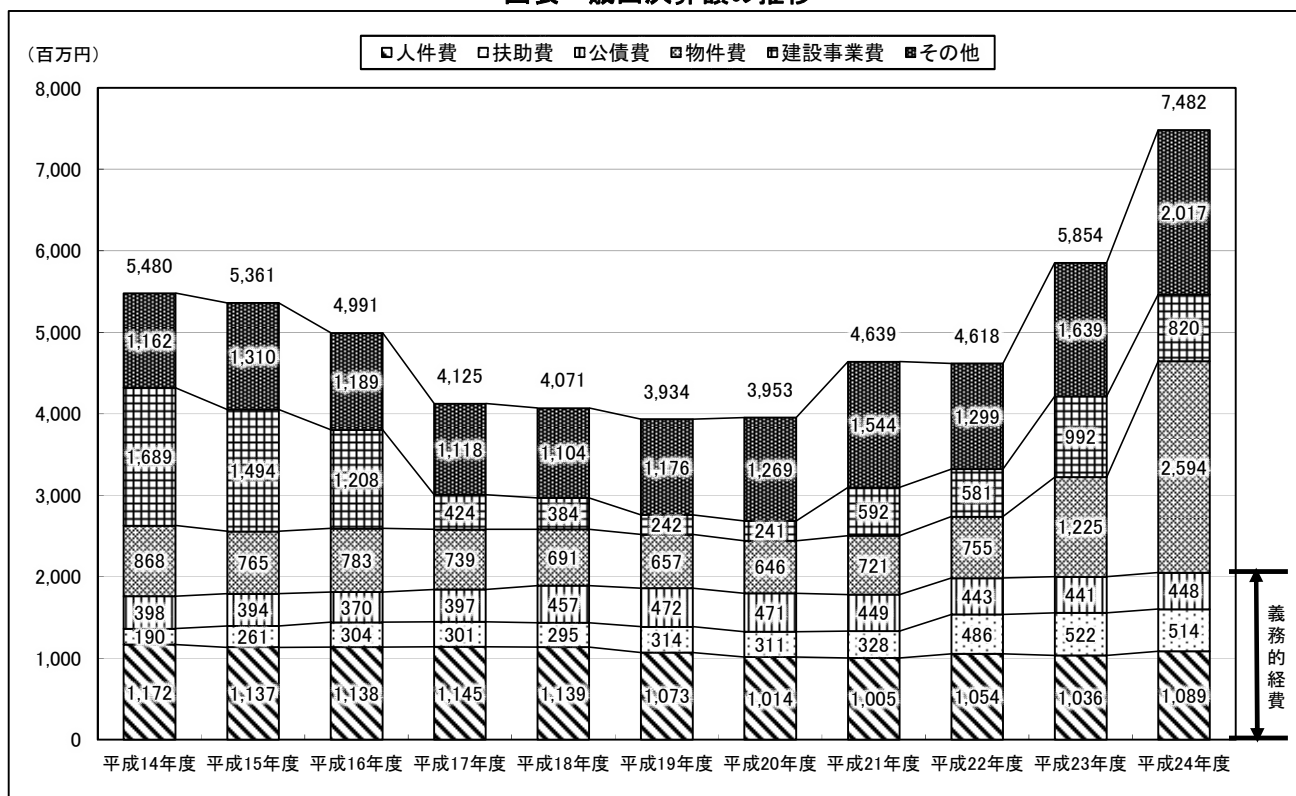
図表 歳入決算額の推移



2.4.5 歳出

- 桑折町の平成24年度の歳出決算額は74億8,200万円で、人件費及び公債費、扶助費等の義務的経費は歳出総額の27.4%を占めています。桑折町では、「新生“こおり”自立ビジョン」及び「集中改革プラン」等に基づき、歳入確保とともに職員数の削減等による人件費の抑制、施設管理や運営方法の改善による物件費の抑制、新たな建設事業の抑制等により歳出削減に努めてきました。それにより、歳出総額は平成14年度の54億8,000万円から、平成19年度には39億3,400万円と約15億円削減しました。しかしその後、特に物件費の増加等に伴い歳出総額が増加傾向にあります。
- 平成23年度から平成24年度の歳出増は、東日本大震災と原発事故災害により、過去に例のない大規模かつ多様な財政需要が発生しましたが、国や県からの補助及び震災復興特別交付税の創設により、一般財源を抑えることができています。しかし、高齢化を背景として扶助費等の負担が増加してきており、今後はさらなる高齢化の進行も見据えた行財政運営を推進していくことが重要です。

図表 歳出決算額の推移



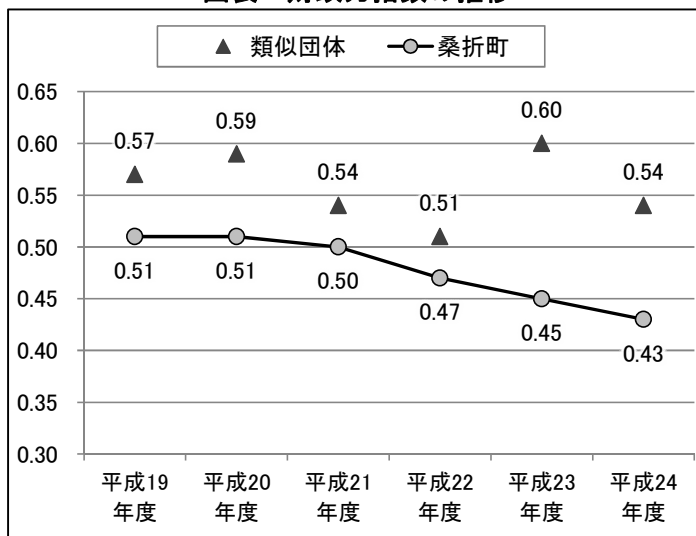
2.4.6 主要財政指標の推移

□ 『財政力指数』とは、財政力の強弱を表す指標で、1に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があるとされています。桑折町における平成24年度の財政力指数は0.43で、類似団体の0.54と比べて低い状況にあります。財政力指数は近年減少傾向にあります。主な要因としては、財政力指数の算定の分子である「基準財政収入額」が地方税収入の減少などにより伸び悩んでいる中、分母である「基準財政需要額」に含まれる高齢者保健福祉費などの必要な経費が増加していることによるものと考えられます。

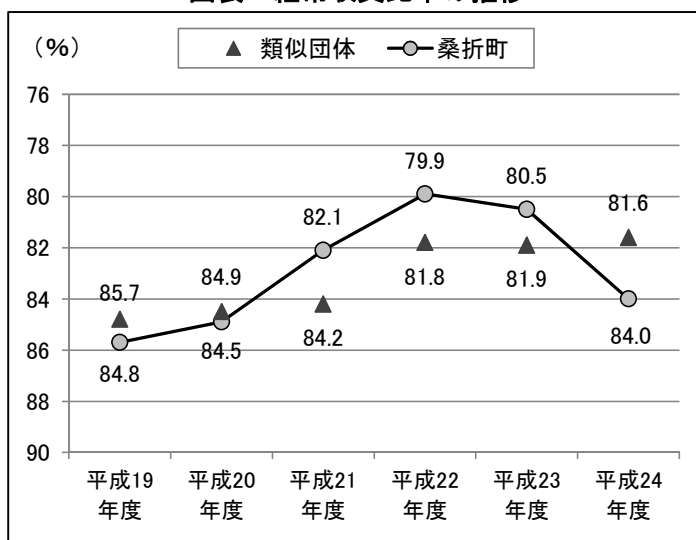
□ 『経常収支比率』とは、財政の弾力性を表す指標で、経常一般財源に対して人件費・扶助費・公債費といった義務的経費をどの程度充当しているかの割合を表し、比率が低いほど財政に弾力性があるものと考えられます。桑折町における平成24年度の経常収支比率は84.0%で、平成21年度～平成23年度までは類似団体よりも低い状況にありましたが、平成24年度に特定財源が大幅に減少したことなどにより、平成23年度の経常収支比率は3.5ポイント増加し、類似団体よりも高くなりました。

□ 『実質公債費比率』は、町の収入に対して負債の返済がどの程度の割合を占めているかを示す指標です。用途が特定されていない毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当された割合を示します。桑折町の平成24年度の実質公債費比率は13.1%で、近年13.8%前後で推移してきまし

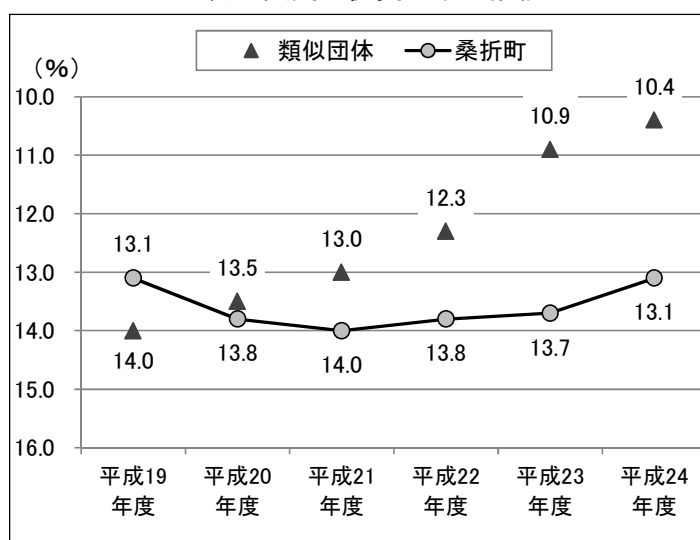
図表 財政力指数の推移



図表 経常収支比率の推移



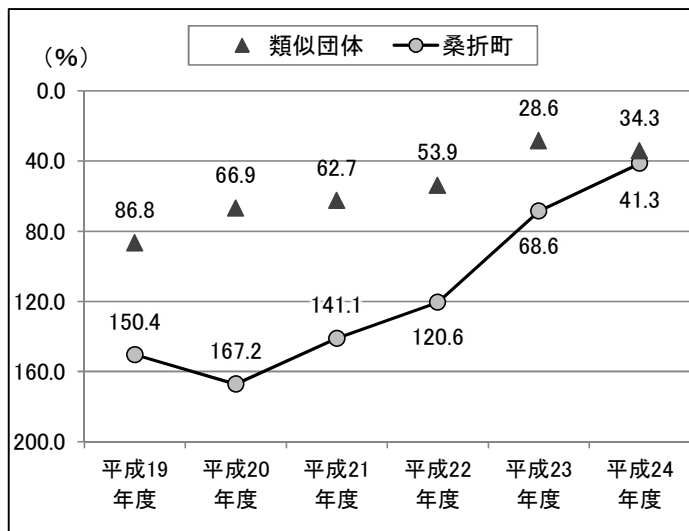
図表 実質公債費比率の推移



たが、平成24年度に土地開発公社の土地の買戻しについての支払い停止に伴い減少しています。その一方、下水道事業への公債費負担は変わらず増加しており、事業の必要性や妥当性を適切に判断し、起債に頼らない財政運営を目指すことが求められています。

- 『将来負担比率』は、地方債残高や将来支払見込みの負担等を合わせたものが、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。平成24年度の桑折町の将来負担比率は41.3%で、近年その割合は年々減少傾向にあります。平成20年度に比べて平成24年度は約4分の1程度まで減少しています。

図表 将来負担比率の推移



2.5 県内他市町との公共施設の水準比較

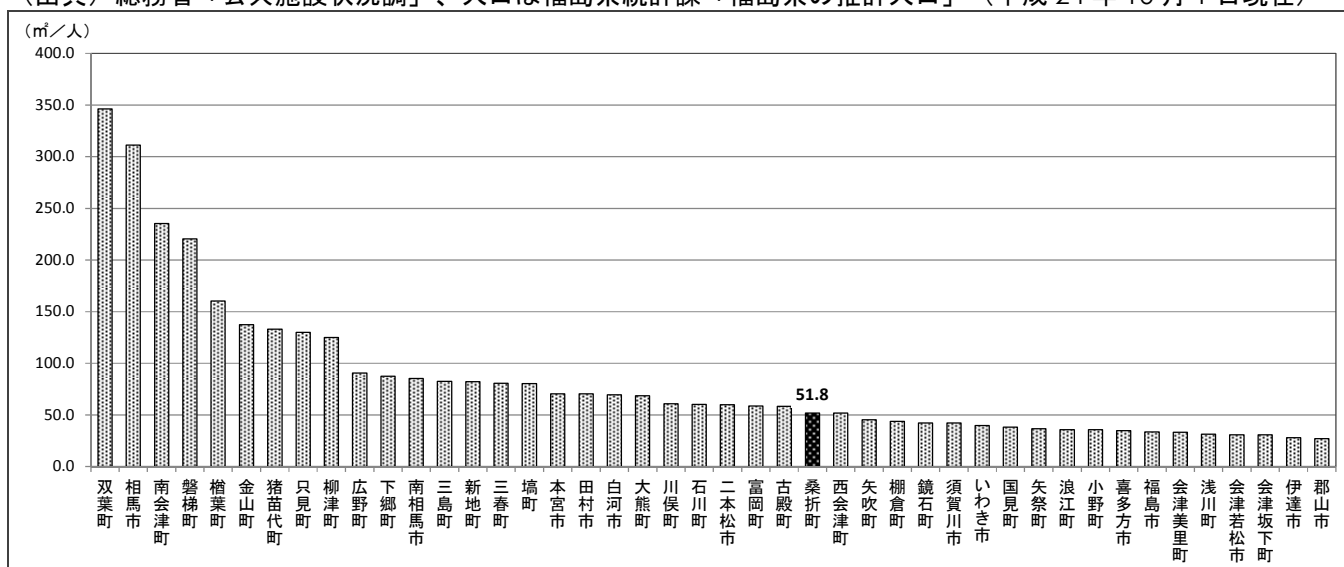
2.5.1 土地及び公共建築物

□ 福島県内他市町と、各自治体が保有する土地（行政財産のみ）の面積を比べると、人口1人当たりの土地面積が最も多いのは「双葉町」で346.3㎡/人、次いで「相馬市」が311.1㎡/人、「南会津町」が235.3㎡/人と続いています。桑折町の土地面積は51.8㎡/人で、県内44市町の中では多い方から26番目に位置しています。

□ 一方、公共建築物（行政財産のみ）の延床面積を比べると、人口1人あたりの建築物延床面積が最も多いのは「三島町」で21.71㎡/人、次いで「只見町」が16.29㎡/人、金山町が14.77㎡/人と続いています。桑折町は4.13㎡/人で、県内44市町の中では多い方から39番目と、他市町と比べて少ない状況にあります。

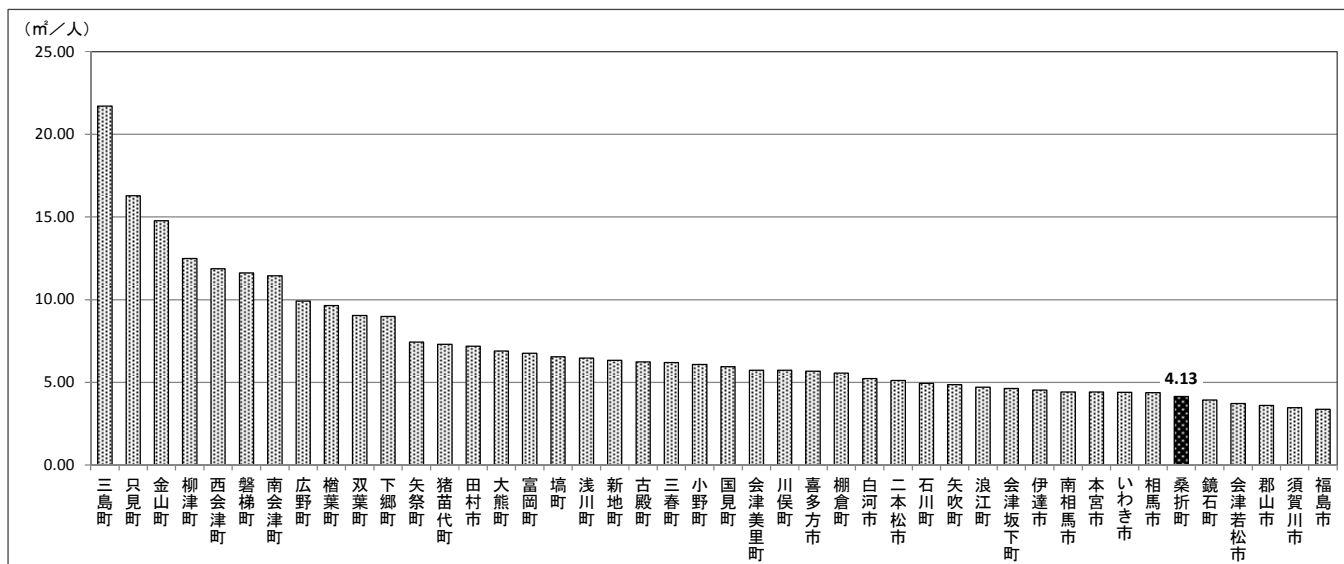
図表 県内市町が保有する土地（行政財産）の人口1人当たり面積の比較

（出典）総務省「公共施設状況調」、人口は福島県統計課「福島県の推計人口」（平成24年10月1日現在）



図表 県内市町が保有する公共建築物（行政財産）の人口1人当たり延床面積の比較

（出典）総務省「公共施設状況調」、人口は福島県統計課「福島県の推計人口」（平成24年10月1日現在）



図表 県内市町が保有する土地（行政財産のみ）の人口1人当たり面積の比較

（人口1人当たり土地面積の高位順）

（出典）総務省「公共施設状況調」、人口は福島県統計課「福島県の推計人口」（平成24年10月1日現在）

順位	市町名	人口1人当たり土地面積（行政財産） （㎡/人）	土地			人口 （人）
			合計 （㎡）	行政財産 （㎡）	普通財産 （㎡）	
1	双葉町	346.3	2,247,508	2,185,309	62,199	6,310
2	相馬市	311.1	11,664,406	11,209,046	455,360	36,027
3	南会津町	235.3	70,946,705	4,064,782	66,881,923	17,274
4	磐梯町	220.2	4,812,163	811,069	4,001,094	3,683
5	楢葉町	160.0	3,664,760	1,165,765	2,498,995	7,285
6	金山町	137.2	4,474,233	316,628	4,157,605	2,307
7	猪苗代町	133.1	3,109,618	2,060,526	1,049,092	15,479
8	只見町	129.9	40,985,496	620,043	40,365,453	4,773
9	柳津町	124.9	4,288,125	475,433	3,812,692	3,808
10	広野町	90.6	14,442,549	460,228	13,982,321	5,081
11	下郷町	87.6	14,239,287	545,503	13,693,784	6,228
12	南相馬市	85.1	8,337,780	5,542,523	2,795,257	65,102
13	三島町	82.5	148,730	148,730	-	1,802
14	新地町	82.1	4,121,843	639,608	3,482,235	7,786
15	三春町	80.5	2,234,231	1,422,404	811,827	17,668
16	塙町	80.3	1,004,595	764,638	239,957	9,522
17	本宮市	70.4	2,932,574	2,169,915	762,659	30,822
18	田村市	70.4	9,329,285	2,745,412	6,583,873	39,020
19	白河市	69.4	6,290,300	4,399,131	1,891,169	63,369
20	大熊町	68.6	3,848,783	753,079	3,095,704	10,973
21	川俣町	60.7	1,873,898	902,495	971,403	14,864
22	石川町	60.1	1,363,657	1,042,900	320,757	17,353
23	二本松市	59.8	5,041,524	3,443,153	1,598,371	57,615
24	富岡町	58.6	4,280,162	857,604	3,422,558	14,633
25	古殿町	58.3	1,075,235	336,481	738,754	5,769
26	桑折町	51.8	4,557,575	640,606	3,916,969	12,359
27	西会津町	51.7	840,843	364,079	476,764	7,042
28	矢吹町	45.4	916,372	819,240	97,132	18,052
29	棚倉町	43.7	1,114,193	642,337	471,856	14,684
30	鏡石町	42.2	744,984	532,061	212,923	12,620
31	須賀川市	42.2	5,924,449	3,270,579	2,653,870	77,576
32	いわき市	39.6	25,701,136	13,091,888	12,609,248	330,273
33	国見町	38.0	1,097,900	372,510	725,390	9,807
34	矢祭町	36.4	3,650,747	224,838	3,425,909	6,172
35	浪江町	35.7	954,424	682,125	272,299	19,126
36	小野町	35.6	3,273,503	383,276	2,890,227	10,776
37	喜多方市	34.9	3,590,153	1,784,732	1,805,421	51,141
38	福島市	33.6	27,328,594	9,548,547	17,780,047	284,055
39	会津美里町	33.1	9,210,140	729,084	8,481,056	22,047
40	浅川町	31.3	330,661	211,454	119,207	6,748
41	会津若松市	30.9	6,847,827	3,853,192	2,994,635	124,579
42	会津坂下町	30.8	1,155,582	522,339	633,243	16,960
43	伊達市	27.9	3,275,260	1,778,922	1,496,338	63,673
44	郡山市	27.1	11,302,840	8,887,280	2,415,560	328,119
—	市町部平均	51.8	7,694,878	2,214,125	5,608,212	42,736

図表 県内市町が保有する公共建築物（行政財産のみ）の人口1人当たり延床面積の比較
（人口1人当たり公共建築物延床面積の高位順）

（出典）総務省「公共施設状況調」、人口は福島県統計課「福島県の推計人口」（平成24年10月1日現在）

順位	市町名	人口1人当たり建物 面積(行政財産) (㎡/人)	建物			人口 (人)
			合計 (㎡)	行政財産 (㎡)	普通財産 (㎡)	
1	三島町	21.71	39,115	39,115	-	1,802
2	只見町	16.29	80,626	77,740	2,886	4,773
3	金山町	14.77	46,557	34,069	12,488	2,307
4	柳津町	12.49	49,509	47,553	1,956	3,808
5	西会津町	11.86	102,051	83,516	18,535	7,042
6	磐梯町	11.63	42,827	42,827	-	3,683
7	南会津町	11.43	218,193	197,504	20,689	17,274
8	広野町	9.91	50,347	50,347	-	5,081
9	楡葉町	9.64	71,896	70,208	1,688	7,285
10	双葉町	9.03	57,347	57,005	342	6,310
11	下郷町	8.98	60,766	55,953	4,813	6,228
12	矢祭町	7.43	46,130	45,836	294	6,172
13	猪苗代町	7.30	113,838	112,948	890	15,479
14	田村市	7.19	293,969	280,689	13,280	39,020
15	大熊町	6.89	76,992	75,614	1,378	10,973
16	富岡町	6.76	99,517	98,938	579	14,633
17	塙町	6.53	66,572	62,219	4,353	9,522
18	浅川町	6.47	43,644	43,644	-	6,748
19	新地町	6.33	50,450	49,306	1,144	7,786
20	古殿町	6.23	42,684	35,943	6,741	5,769
21	三春町	6.19	113,731	109,306	4,425	17,668
22	小野町	6.08	69,304	65,469	3,835	10,776
23	国見町	5.95	58,354	58,354	-	9,807
24	会津美里町	5.74	134,712	126,515	8,197	22,047
25	川俣町	5.72	92,262	85,025	7,237	14,864
26	喜多方市	5.67	307,243	290,140	17,103	51,141
27	棚倉町	5.57	83,451	81,728	1,723	14,684
28	白河市	5.22	338,319	330,688	7,631	63,369
29	二本松市	5.11	320,698	294,646	26,052	57,615
30	石川町	4.93	86,866	85,597	1,269	17,353
31	矢吹町	4.86	88,094	87,784	310	18,052
32	浪江町	4.69	97,991	89,796	8,195	19,126
33	会津坂下町	4.62	93,661	78,360	15,301	16,960
34	伊達市	4.53	295,388	288,146	7,242	63,673
35	南相馬市	4.41	308,193	287,163	21,030	65,102
36	本宮市	4.41	139,023	135,849	3,174	30,822
37	いわき市	4.40	1,488,369	1,451,667	36,702	330,273
38	相馬市	4.38	160,195	157,885	2,310	36,027
39	桑折町	4.13	52,075	50,995	1,080	12,359
40	鏡石町	3.93	49,536	49,536	-	12,620
41	会津若松市	3.72	482,422	463,545	18,877	124,579
42	郡山市	3.59	1,186,014	1,178,949	7,065	328,119
43	須賀川市	3.46	274,071	268,591	5,480	77,576
44	福島市	3.37	958,528	957,122	1,406	284,055
—	市町部平均	7.1	202,989.3	196,223.4	7,834.2	42,735.5

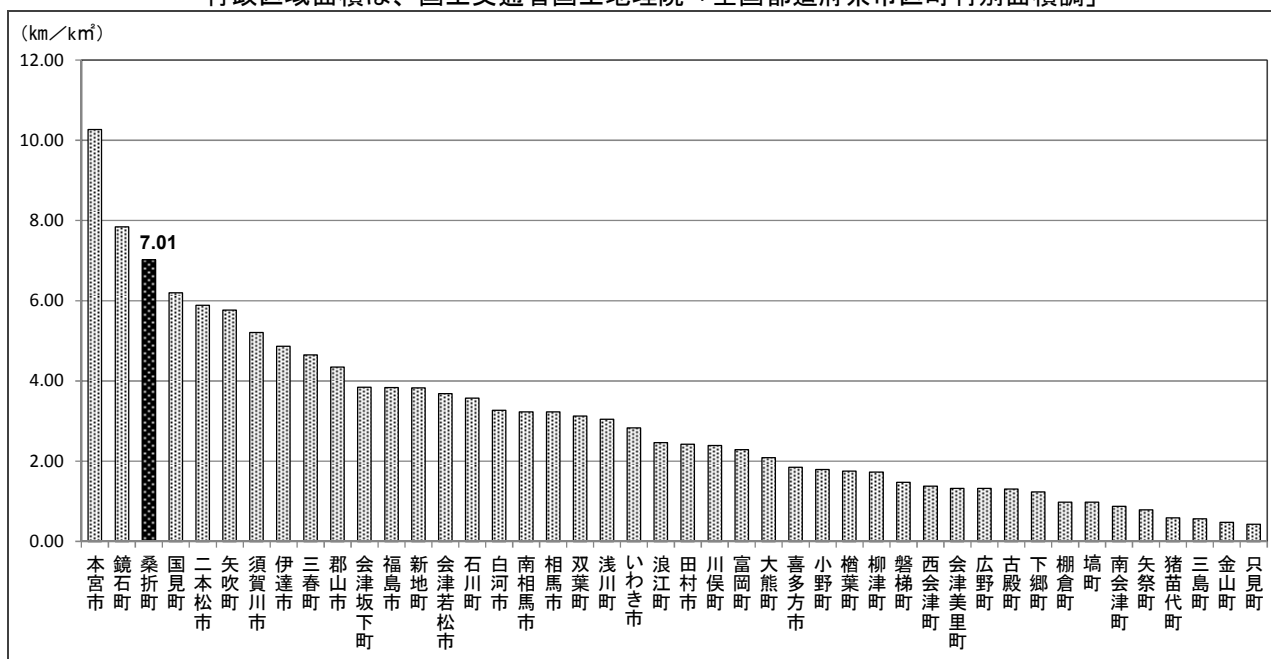
2.5.2 道路及び下水道

□ 福島県内の各市町が認定・管理している道路網を比べると、実延長を行政区域面積で除して算出した道路網密度は、「本宮市」が10.27km/km²と最も多く、次いで「鏡石町」が7.84km/km²、桑折町は7.01km/km²で県内44市町のうち3番目に多い状況にあります。

□ 一方、公共下水道の整備率を見ると、「広野町」で100.0%と最も整備が進んでおり、次いで「大熊町」が97.3%、「柳津町」が94.8%と続いています。桑折町の整備率は41.7%で、県内44市町のうち整備が進んでいる方から32番目となっています。

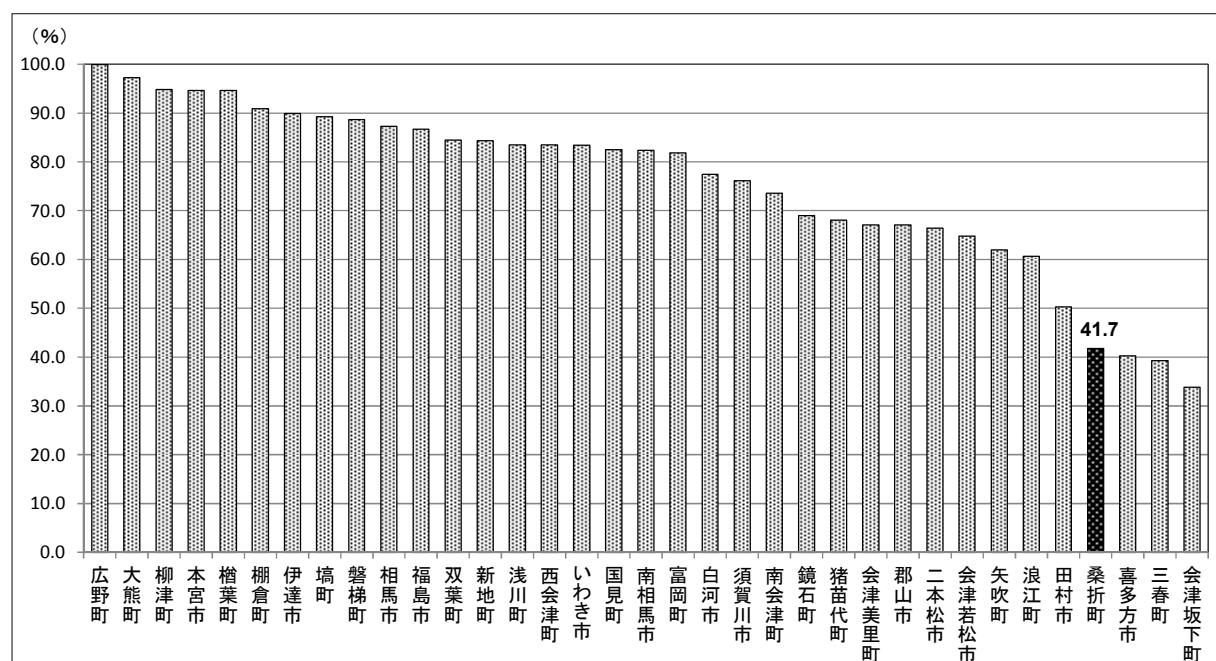
図表 県内市町が認定・管理している道路網の密度の比較

(出典) 総務省「公共施設状況調」、
行政区域面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」



図表 県内市町の公共下水道の整備率の比較

(出典) 総務省「公共施設状況調」



図表 県内市町が認定・管理している道路網の密度の比較

(出典) 総務省「公共施設状況調」、
 行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

順位	市町名	道路		道路網 密度 (km/km ²)	行政区域面積 (km ²)
		実延長 (km)	面積 (km ²)		
1	本宮市	903	6,543	10.27	87.94
2	鏡石町	245	1,935	7.84	31.25
3	桑折町	301	1,772	7.01	42.97
4	国見町	235	1,621	6.20	37.90
5	二本松市	2,027	15,892	5.88	344.65
6	矢吹町	348	2,446	5.77	60.37
7	須賀川市	1,456	11,573	5.21	279.55
8	伊達市	1,290	9,037	4.87	265.10
9	三春町	339	3,851	4.65	72.76
10	郡山市	3,288	25,802	4.34	757.06
11	会津坂下町	352	1,709	3.84	91.65
12	福島市	2,944	20,296	3.84	767.74
13	新地町	177	1,686	3.83	46.35
14	会津若松市	1,409	9,140	3.68	* 383.03
15	石川町	413	3,570	3.57	115.71
16	白河市	997	8,167	3.27	305.30
17	南相馬市	1,288	11,311	3.23	398.50
18	相馬市	638	4,737	3.23	197.67
19	双葉町	161	1,446	3.13	51.40
20	浅川町	114	1,234	3.05	37.43
21	いわき市	3,484	26,537	2.83	1,231.35
22	浪江町	548	3,779	2.46	223.10
23	田村市	1,111	10,021	2.42	458.30
24	川俣町	306	3,073	2.39	127.66
25	富岡町	157	1,446	2.29	68.47
26	大熊町	164	1,657	2.09	78.70
27	喜多方市	1,026	7,890	1.85	554.67
28	小野町	224	2,092	1.79	125.11
29	檜葉町	181	1,817	1.75	103.45
30	柳津町	304	2,012	1.73	176.07
31	磐梯町	88	893	1.47	* 59.69
32	西会津町	410	2,791	1.37	298.13
33	会津美里町	365	2,940	1.32	* 276.37
34	広野町	77	856	1.32	58.39
35	古殿町	213	2,261	1.30	163.47
36	下郷町	390	2,556	1.23	* 317.09
37	棚倉町	157	1,511	0.98	159.82
38	塙町	208	2,245	0.98	211.60
39	南会津町	775	5,117	0.87	886.52
40	矢祭町	93	951	0.79	118.22
41	猪苗代町	232	2,088	0.59	* 395.00
42	三島町	51	473	0.57	90.83
43	金山町	140	860	0.48	293.97
44	只見町	319	1,763	0.43	747.53
—	市町平均	681	5,259	3.00	263.59

※) 行政区域の「*」は、一部境界未定のため総務省自治行政局「全国市町村要覧(平成24年版)」に記載されている概算数値
 ※) 道路網密度(km/km²) = 実延長(km) / 行政区域面積(km²)

図表 県内市町の公共下水道の整備率の比較

(出典) 総務省「公共施設状況調」

順位	市町名	整備率 (%)	公共下水道	
			計画処理区域面積 (km ²)	処理区域面積 (km ²)
1	広野町	100.0	1,480	1,480
2	大熊町	97.3	1,820	1,770
3	柳津町	94.8	970	920
4	本宮市	94.6	5,210	4,930
5	檜葉町	94.6	3,720	3,520
6	棚倉町	91.0	1,880	1,710
7	伊達市	89.9	6,284	5,651
8	埴町	89.3	1,360	1,214
9	磐梯町	88.7	1,240	1,100
10	相馬市	87.3	9,281	8,105
11	福島市	86.7	43,350	37,580
12	双葉町	84.5	3,550	3,000
13	新地町	84.4	2,750	2,320
14	浅川町	83.5	910	760
15	西会津町	83.5	970	810
16	いわき市	83.5	47,220	39,410
17	国見町	82.5	1,660	1,370
18	南相馬市	82.4	13,231	10,900
19	富岡町	81.9	4,030	3,300
20	白河市	77.5	11,070	8,582
21	須賀川市	76.2	11,960	9,110
22	南会津町	73.6	3,180	2,340
23	鏡石町	69.0	4,017	2,770
24	猪苗代町	68.1	5,890	4,010
25	会津美里町	67.1	4,590	3,080
26	郡山市	67.1	67,330	45,170
27	二本松市	66.4	10,310	6,850
28	会津若松市	64.8	26,990	17,490
29	矢吹町	62.0	5,500	3,410
30	浪江町	60.7	5,320	3,230
31	田村市	50.3	9,000	4,530
32	桑折町	41.7	3,330	1,390
33	喜多方市	40.3	14,650	5,900
34	三春町	39.3	2,950	1,160
35	会津坂下町	33.8	2,810	950
—	市町平均	75.4	9,708.9	7,137.8

※) 川俣町、下郷町、只見町、三島町、金山町、矢祭町、石川町、古殿町、小野町はデータなしのため除く

※) 整備率(%) = 処理区域面積 / 計画処理区域面積

2.6 分析結果のまとめ

<町の位置や地勢>

- 本町は古くから交通の要衝であり、現在も広域交通の利便性に恵まれています。また、人口29万人（平成22年国勢調査）を抱える県庁所在地である福島市に隣接し、中心部まで車及びJRで30分圏内という立地にあります。東北中央自動車道（福島～相馬間）の整備も復興支援のため早急に進められており、さらに利便性が高まることも期待されます。一方、町内の公共交通網である路線バスは廃止が相次ぎ、運行本数も限られている状況にあります。
- 公共施設に関わる今後の課題として、一つは、こうした広域交通環境の変化に応じて、町の経済や財政等に最もメリットのあるように土地利用を見直すことなども考えられますが、それに伴う公共施設の配置の見直しなども検討が必要となる可能性があります。また、もう一つには公共施設の利便性という観点で、今後は高齢化の進行とともに、車を使わない住民も増えてくることが予想される中、アクセス手段にも配慮した施設配置及び施設活用を図っていくことも必要であると考えられます。

<人口の規模及び年齢構成の変化>

- 昭和30年の町制施行以来、人口減少が続いています。平成27年10月1日時点の桑折町の総人口は11,988人（推計）ですが、今後平成47年には人口が1万人を切り、25年後の平成52年には約8,700人、35年後の平成62年には約7,300人、45年後の平成72年には6,200人と平成27年の約半分の人口になるものと見込まれます。
- また、高齢化がますます進行するものと予想されます。0～64歳までの年少人口及び生産年齢人口はその総数及び構成比ともに減少が続くものと見込まれ、その一方で65歳以上の老年人口は、総数は減るものの、その構成比は、平成27年時点の34.5%から平成52年には40%を超え、平成57年の42.0%をピークに平成72年には40.3%と人口の約4割は65歳以上の高齢者が占めるものと予想されます。
- 公共施設に関わる今後の課題として、昭和30年の町制施行当初と比べて人口規模は大きく縮小しており、さらに今後約45年後には現在の半分程度になるものと見込まれる中、人口規模に応じた公共施設の規模の見直しを図っていくことも必要となるものと考えられます。
- また、少子化・高齢化に伴い、施設を利用する住民の年齢層が変わり施設に対するニーズも大きく変化していくものと考えられます。そうした中で、住民ニーズにあった施設用途の見直しを図るとともに、ユニバーサルデザインなどの施設の高度化などにも対応していくことが必要となるものと考えられます。

<財政的な見込み>

- 行政改革の取り組みを続け、歳入確保及び歳出の抑制に努めてきました。しかし、税収については景気の伸び悩みとともに、東日本大震災と原発事故災害による企業業績の悪化、資産価値の低下などの影響を受け税収確保が厳しい状況にあります。今後、担税世代の減少に伴い税収はさらに縮減するものと見込まれる一方、高齢化を背景とした扶助費等の負担の増大が見込まれます。そうした中、収支バランスを適正に保つことができるよう、行財政運営の効率性をさらに高めていくことが重要となります。
- 公共施設に関わる今後の課題として、財政的な投資余力が縮小すると見込まれる中、既存の公共施設の機能を適切に保つために必要となる大規模改修や建替え等にかかる費用をいかに捻出していくか、また、どの施設に優先して費用を投じていくかなどの選択と集中を図っていくことも必要となるものと考えられます。また、公共施設の維持管理・運営に係る経費を圧縮していくためには、大規模改修や建替えのタイミングに合わせて、公共施設の集約化や用途転換、民間活力を活かした施設運営の拡充、受益者負担のあり方の見直しなどについても考慮していくことが重要です。

3 公共施設等の現況及び将来の見通し

3.1 公共建築物の状況

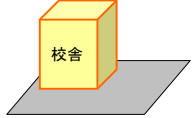
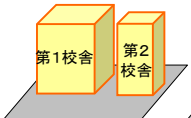
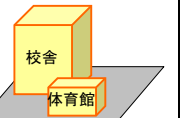
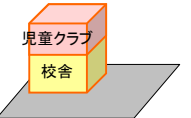
本項では、平成26年2月現在、桑折町が保有する公共建築物を対象として、町全体の状況を整理します。対象とする施設の分類は次の通りです。

図表 公共建築物の対象一覧

会計名	大分類		中分類		小分類		
	No.	名称	No.	名称	No.	名称	施設数
普通会計	1	市民文化系施設	1	集会施設	1	集会所・会館	7
					2	地区公民館	4
	2	社会教育系施設	2	博物館等	3	博物館、郷土資料館	1
					4	美術館	2
	3	スポーツ・レクリエーション系施設	3	スポーツ施設	5	町民体育館	1
					6	テニスコート	2
					7	キャンプ場	1
	4	学校教育系施設	6	学校	8	町民研修センター	1
					9	小学校	4
					10	中学校	1
	5	子育て支援施設	8	幼稚園・保育園・こども園	11	給食センター	1
					12	その他	1
	6	保健・福祉施設	10	高齢福祉施設	13	幼稚園	4
					14	保育所	1
					15	児童館	1
	7	行政系施設	11	保健施設	16	老人福祉センター	1
					17	デイサービスセンター	1
	8	公営住宅	12	庁舎等	18	保健福祉センター	2
					19	役場庁舎	1
	9	産業系施設	13	消防施設	20	支所	1
					21	屯所・消防センター	22
	10	供給処理施設	14	公営住宅	22	公営住宅	1
					15	産業系施設	23
	11	公園	16	供給処理施設	24	排水機場	1
					17	公園	25
	12	その他	18	その他	26	火葬場、斎場	1
					27	公衆便所	1
					28	その他	4
合 計							70

(1) 掲載するデータに関わる前提事項

- 本計画書では、公共建築物の配置形態を「単独」「併設」「複合」の3つの区分で整理します。
- 「単独」とは、同一敷地内に1つの建物のみ立地しており、当該建物を単独の用途で使用している場合を指します。
- 「併設」とは、同一敷地内に複数の建物が立地している場合を指します。
- 「複合」とは、同一建物を複数の用途で使用している場合を指します。

単独	併設	複合
<p>・ 1つの敷地内に、1つの建物が立地</p> <p>例：●●小学校</p> 	<p>・ 1つの敷地内に、2つ以上の建物が立地</p> <p>例：●●小学校</p>  <p>例：●●小学校</p> 	<p>・ 1つの建物内に、使用目的が異なる2つ以上の施設が複合</p> <p>例：●●小学校</p> 

- 公共建築物の維持及び運営にかかる経費は、平成21年度～平成24年度までの4カ年の平均値を使用しています。
- 図表中の数字は、端数処理の関係で用途ごとに積み上げた数値と合計値が異なる場合があります。

(2) 経費の内訳

- 公共建築物の維持管理及び運営にかかった経費の内訳は、以下図表のように区分し整理しています。一つの建物を複数の用途で使用している場合（複合施設の場合）、建物の維持管理費は床面積の大きさによってそれぞれの用途別に按分しています。

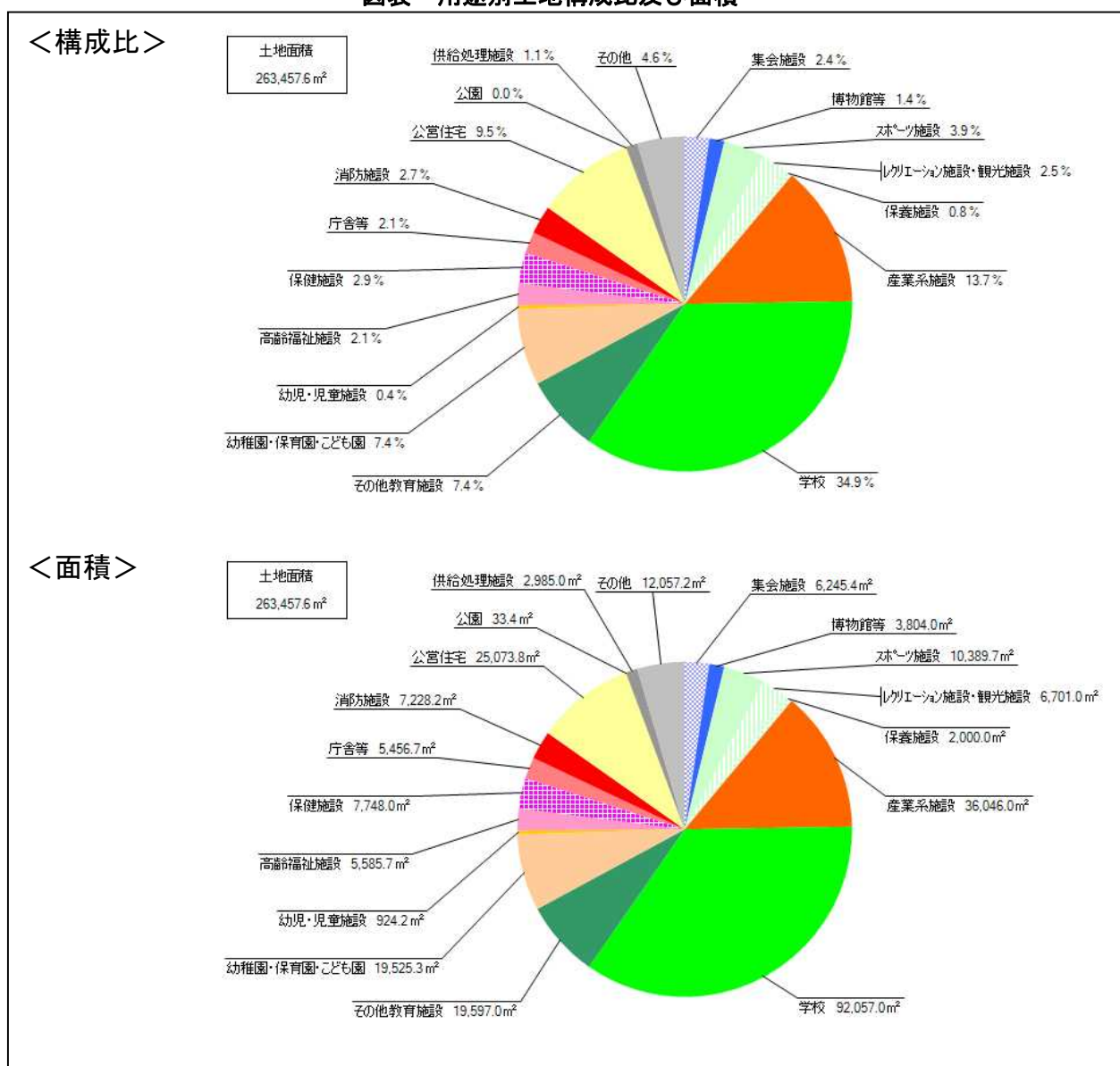
図表 経費の内訳一覧

費目		費目の内訳
維持管理費	光熱水費	電気料金、水道料金、ガス料金、下水道使用料、燃料費など
	修繕料	建築物の維持管理に係る簡易な修繕料
	建物委託管理料	清掃委託料、警備委託料、機械保守点検委託料、検査手数料など
	使用料・賃借料	地代、建築物の賃借料など
	工事請負費	建築物の老朽化や機能の維持・向上のための改修工事に係る経費
	その他維持管理費	備品購入費、消耗品費など
運営費	人件費	施設内での事業運営に従事した職員（正規、再任用、臨時・非常勤）の人件費
	事業運営委託料	施設内でのサービス提供や事業に関連する業務委託にかかる経費
	指定管理料	指定管理者制度導入施設を管理している団体に支払われている管理代行料
	その他運営費	通信費、保険料、備品購入費（固定されていないもの）、機器類のリース代など

3.1.1 施設数・棟数及び土地・床面積の状況

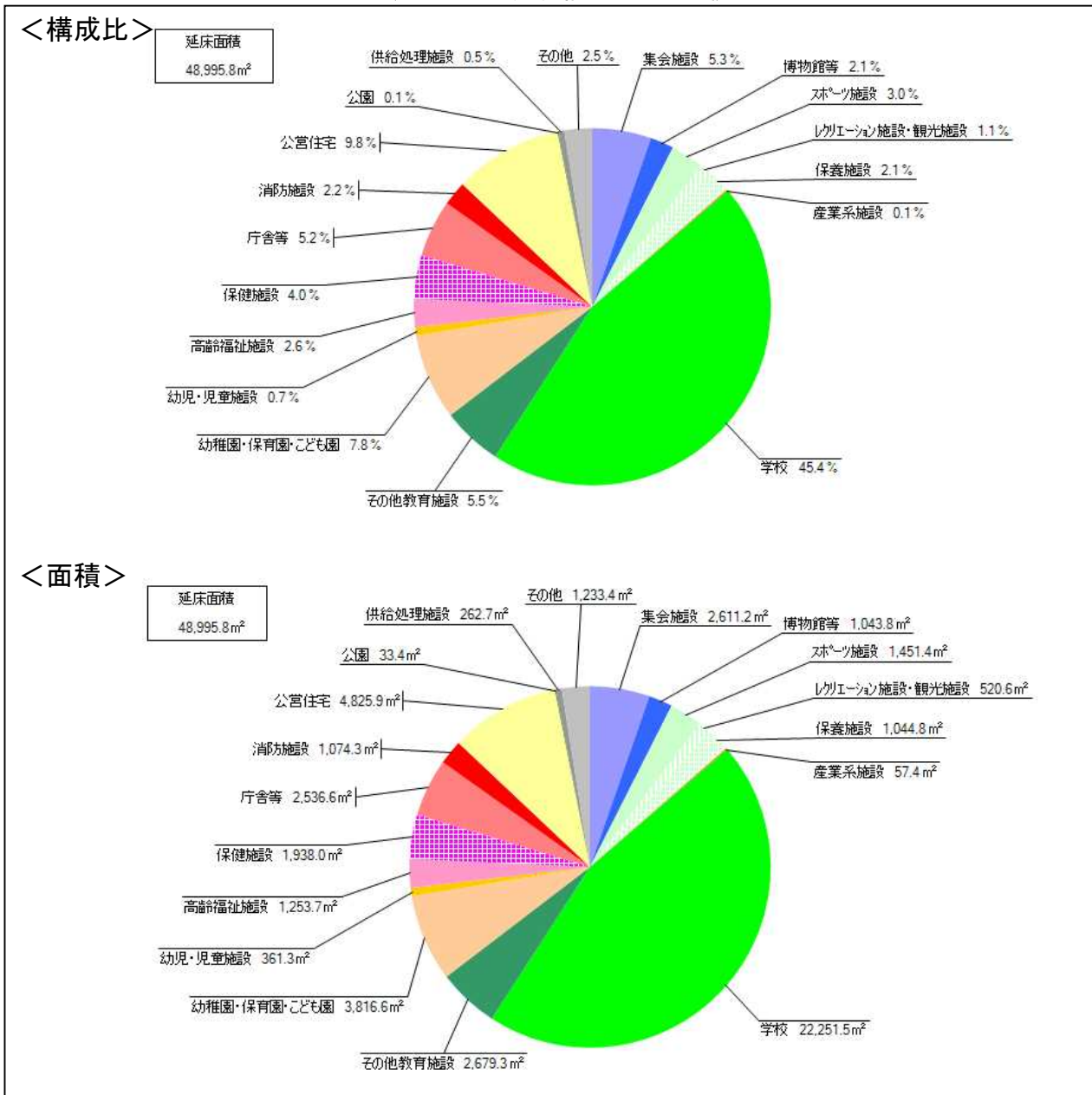
- 平成26年2月現在、桑折町（普通会計）が所有する公共建築物は70施設あります。それぞれの敷地面積を合計すると26万3,457.6㎡あり、建築物の延床面積合計は4万8,995.8㎡に及びます。
- 用途別に見ると、敷地が最も大きいのは「学校教育施設」で、敷地総面積の34.9%（92,057㎡）を占めています。次いで、「産業系施設」が敷地総面積の13.7%（36,046㎡）、「公営住宅」が9.5%（25,074㎡）、「幼稚園・保育園・こども園」及び「その他教育施設」がいずれも7.4%（約19,500㎡）と続いています。

図表 用途別土地構成比及び面積



□ 建物棟数ベースでは、桑折町の所有する建物棟は合計205棟あります。そのうち総延床面積に占める割合が最も大きいのは「学校」で45.4%（18棟、22,252㎡）、次いで「公営住宅」が9.8%（94棟、4,826㎡）、「幼稚園・保育園・こども園」が7.8%（13棟、3,817㎡）と続いています。

図表 用途別建物構成比及び面積



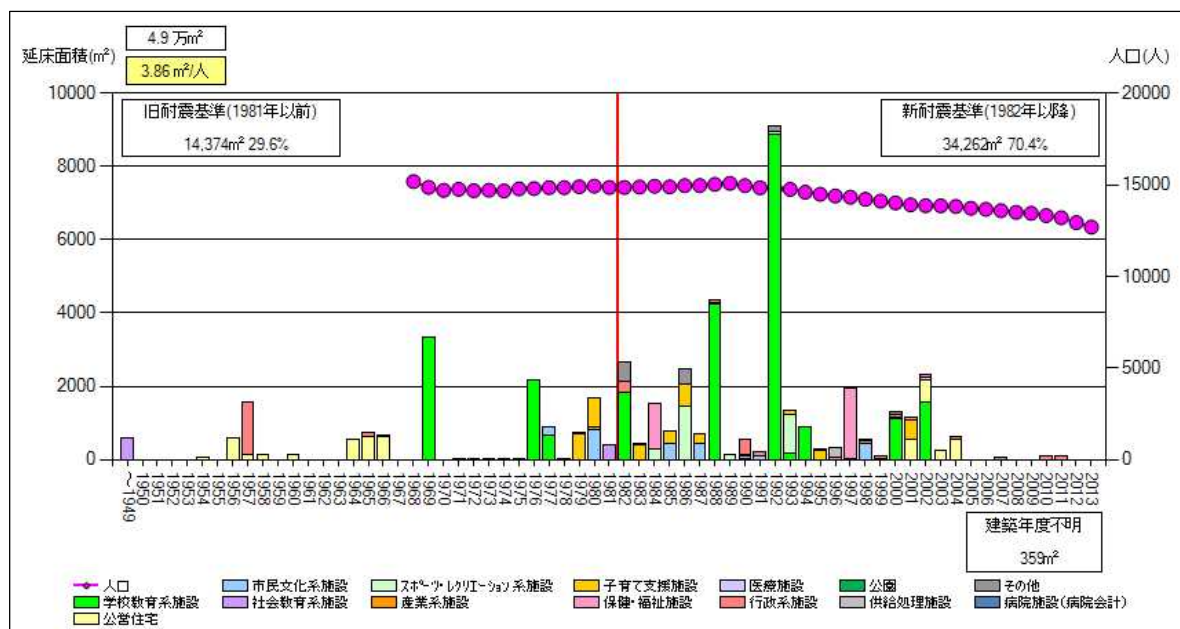
図表 用途別の建物棟数

会計名	大分類		中分類		小分類		
	No.	名称	No.	名称	No.	名称	棟数
普通会計	1	市民文化系施設	1	集会施設	1	集会所・会館	7
					2	地区公民館	4
	2	社会教育系施設	2	博物館等	3	博物館、郷土資料館	1
					4	美術館	2
					5	町民体育館	1
					6	テニスコート	2
	3	スポーツ・レクリエーション系施設	3	スポーツ施設	7	キャンプ場	14
					8	町民研修センター	2
					9	小学校	13
					10	中学校	5
					11	給食センター	2
	4	学校教育系施設	6	学校	12	その他	2
					7	その他教育施設	
					13	幼稚園	10
	5	子育て支援施設	8	幼稚園・保育園・こども園	14	保育所	3
					9	幼児・児童施設	2
	6	保健・福祉施設	10	高齢福祉施設	15	児童館	2
					16	老人福祉センター	1
					17	デイサービスセンター	—
	7	行政系施設	12	庁舎等	18	保健福祉センター	2
					19	役場庁舎	6
	8	公営住宅	14	公営住宅	20	支所	0
					21	屯所・消防センター	23
	9	産業系施設	15	産業系施設	22	公営住宅	94
					23	牧野管理	1
	10	供給処理施設	16	供給処理施設	24	排水機場	1
					25	公衆便所	1
	11	公園	17	公園	26	火葬場、斎場	1
27					公衆便所	1	
28					その他	4	
12	その他	18	その他				
合計							205

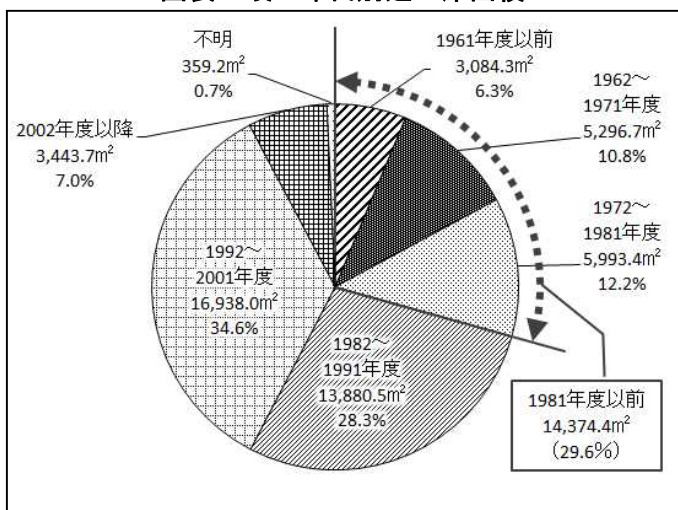
3.1.2 竣工年代別の整備状況

- 公共建築物の竣工年代別の分布状況を見ると、耐震基準に関して建築基準法が改正された1981（昭和56）年度以前に竣工した築後30年以上経過している建物は、延べ床面積ベースで14,374.4㎡、総延べ床面積の29.6%を占めており、建物棟数ベースでは111棟が該当します。
- 公共建築物が最も多く建てられた時期は、1992（平成4）年度～2001（平成13）年度で、延べ床面積は16,938.0㎡（総延べ床面積の34.6%）、建物棟数は37棟が該当します。次いで、1982（昭和57）年度～1991（平成3）年度に13,880.5㎡（28.3%）、1972（昭和47）年度～1981（昭和56）年度の5,993.4㎡（12.2%）と続いています。
- 築後30年以上経過している建築物としては、1883（明治16）年度竣工の旧伊達郡役所、1954（昭和29）～1966（昭和41）年度に竣工した公営住宅（85棟）、1957（昭和32）年に竣工した役場庁舎、1969（昭和44）年に竣工した醸芳小学校、1976（昭和51）年度に竣工した伊達崎小学校などが該当します。

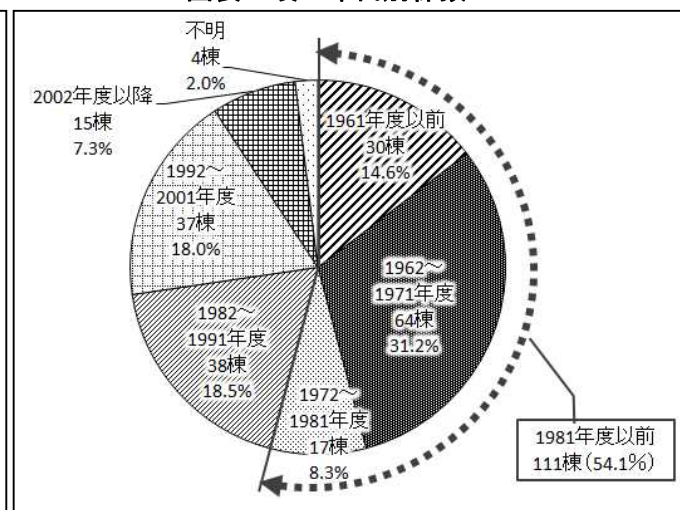
図表 竣工年度別延べ床面積の分布



図表 竣工年代別延べ床面積



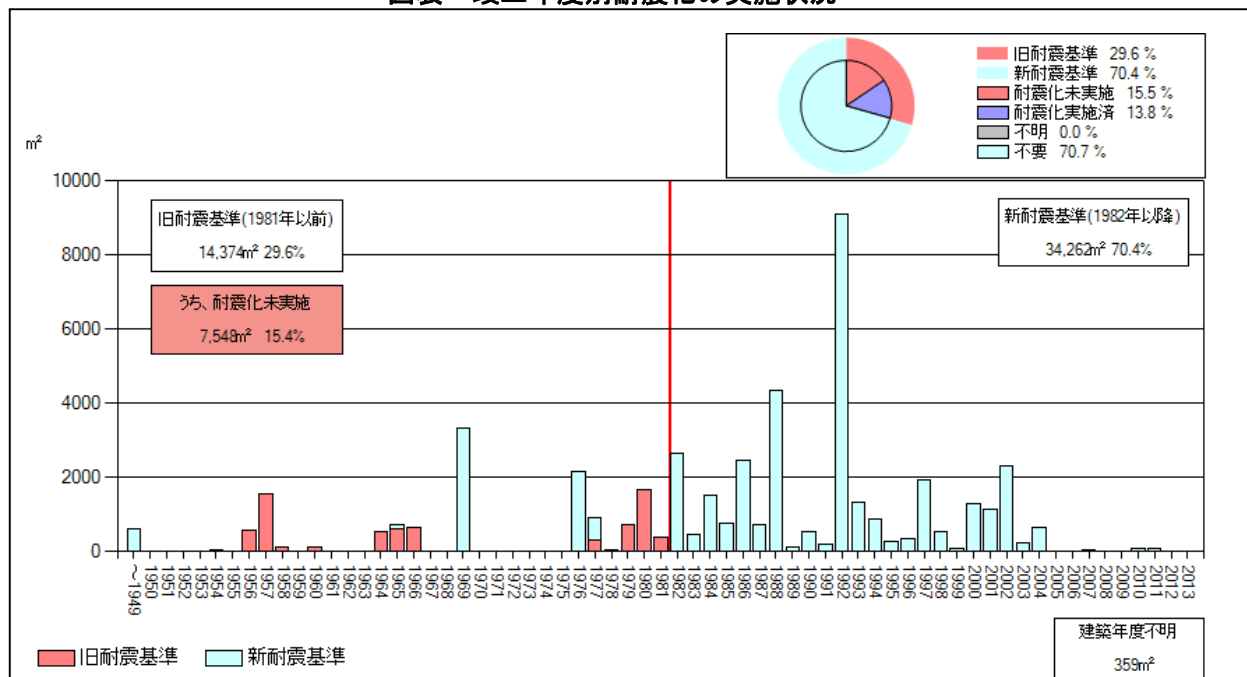
図表 竣工年代別棟数



3.1.3 耐震化の状況

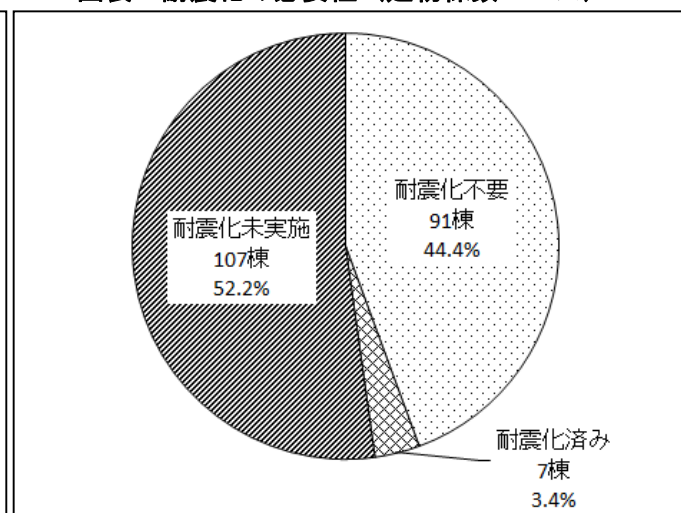
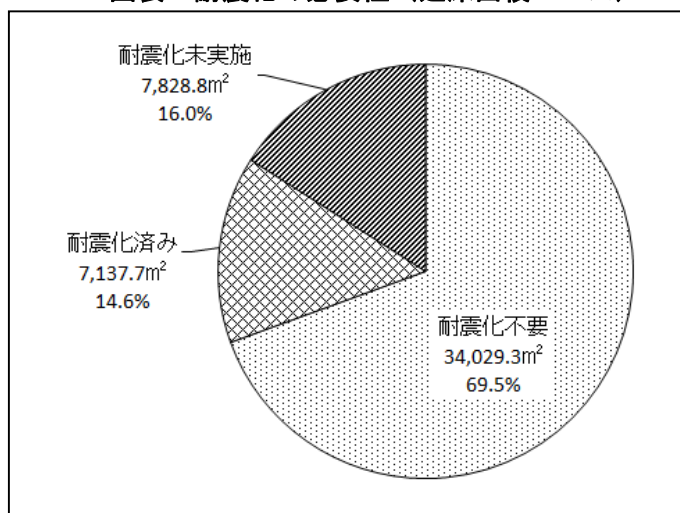
□ 建築物の耐震化の状況としては、1981（昭和56）年以前に竣工した旧耐震基準の建築物は14,374 m²あります。そのうち7,137.7 m²（総延べ床面積の14.6%）については既に耐震化工事が完了していますが、まだ耐震化未実施の建物は7,828.8 m²（建築年度不明を含む、総延べ床面積の16.0%）、107棟あることから計画的に耐震化を進めていく必要があります。

図表 竣工年度別耐震化の実施状況



図表 耐震化の必要性（延床面積ベース）

図表 耐震化の必要性（建物棟数ベース）

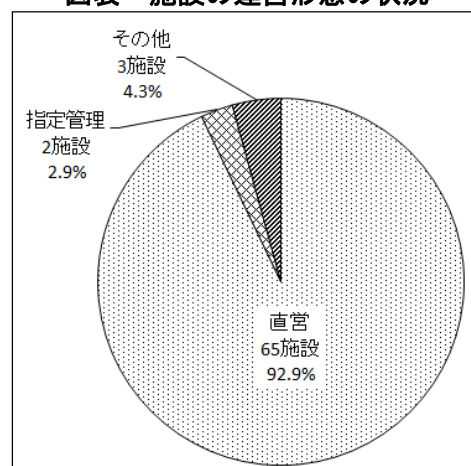


3.1.4 維持管理・運営の状況

(1) 維持管理・運営の形態

- 平成26年2月時点で公共建築物の維持管理及び施設の運営を桑折町が直接負担している「直営」の施設は65施設あり、施設総数の92.9%を占めています。また、指定管理者制度を導入している施設は2施設、2.9%を占めています。指定管理者制度を導入している施設としては、半田山自然公園、町民研修センターが挙げられます。

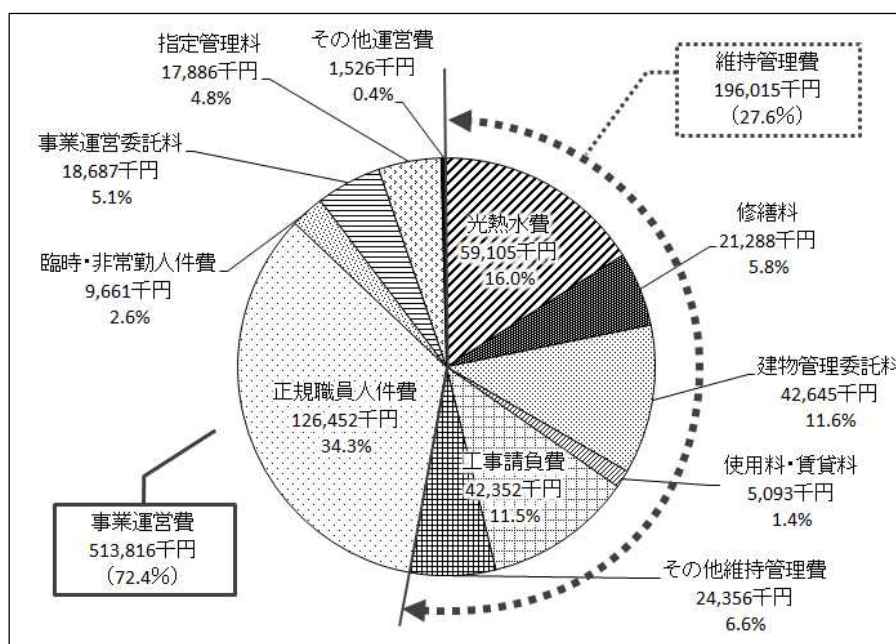
図表 施設の運営形態の状況



(2) 総経費の状況

- 桑折町が保有する公共建築物の維持管理及び運営にかかる総経費は、平成21年度から平成24年度までの過去4カ年の平均で7億983万円です。普通会計における平成21年度から平成24年度までの歳出決算額の4カ年平均は56億4,855万円であり、公共建築物の維持管理及び運営経費は、うち12.6%を占めています。
- 年間総経費の内訳をみると、事業運営費にかかる経費は5億1,382万円で、総経費合計の72.4%を占めており、一方、維持管理にかかる経費は1億9,602万円で、27.6%を占めています。事業運営費のうち最も割合が多いのは正規職員人件費であり、総経費の34.3%（1億2,645万円）を占めており、次いで事業運営委託料が5.1%（1,869万円）、指定管理料が4.8%（1,789万円）と高い割合を占めています。また、維持管理費では光熱水費の占める割合が最も高く、総経費の16.0%（5,911万円）を占めており、次いで、建物管理委託料が11.6%（4,265万円）、工事請負費が11.5%（4,235万円）と高い割合を占めています。

図表 維持管理・運営にかかる年間総経費の内訳



- 用途別に見ると、子育て支援施設関連にかかる総経費が2億7,485万円（総経費全体に占める割合38.7%）と最も高い割合を占めており、次いで学校教育施設が1億7,207万円（24.2%）、保健・福祉施設が1億5,018万円（21.2%）の順に高い割合を占めています。この3つの用途分類の合計で総経費全体の約8割を占めています。

図表 用途分類別の経費

No.	用途分類別	収入 (千円)	支出			延床面積合計 (㎡)	1㎡あたり年間 維持管理費 (円/㎡)	1㎡あたり年間 運営費 (円/㎡)
			年間維持管理費 (千円)	年間運営費 (千円)	総経費 (千円)			
1	市民文化系施設	1,018	12,081	5,220	17,301	2,611.2	4,627	1,999
2	社会教育系施設	1,372	3,442	2,349	5,791	1,043.8	3,298	2,250
3	スポーツ・レクリエーション系施設	1,286	7,339	22,444	29,783	3,016.7	2,433	7,440
4	学校教育系施設	55,480	49,668	122,399	172,067	23,372.2	2,125	5,237
5	子育て支援施設	54,583	38,792	236,060	274,852	4,178.0	9,285	56,501
6	保健・福祉施設	15,704	43,218	106,959	150,177	3,191.6	13,541	33,512
7	行政系施設	466	19,040	0	19,040	3,610.9	5,273	0
8	公営住宅	11,402	6,289	6,000	12,289	4,825.9	1,303	1,243
9	産業系施設	71	95	0	95	57.4	1,654	0
10	供給処理施設	0	2,950	600	3,550	262.7	11,230	2,284
11	公園	0	3,387	1,200	4,587	88.1	38,462	13,627
12	その他	18,369	9,713	10,585	20,298	2,737.3	3,548	3,867
合計		159,750	196,015	513,816	709,830	48,995.8	4,001	10,487

※) 役場庁舎及び分庁舎の年間運営費は、把握の対象から除外しています

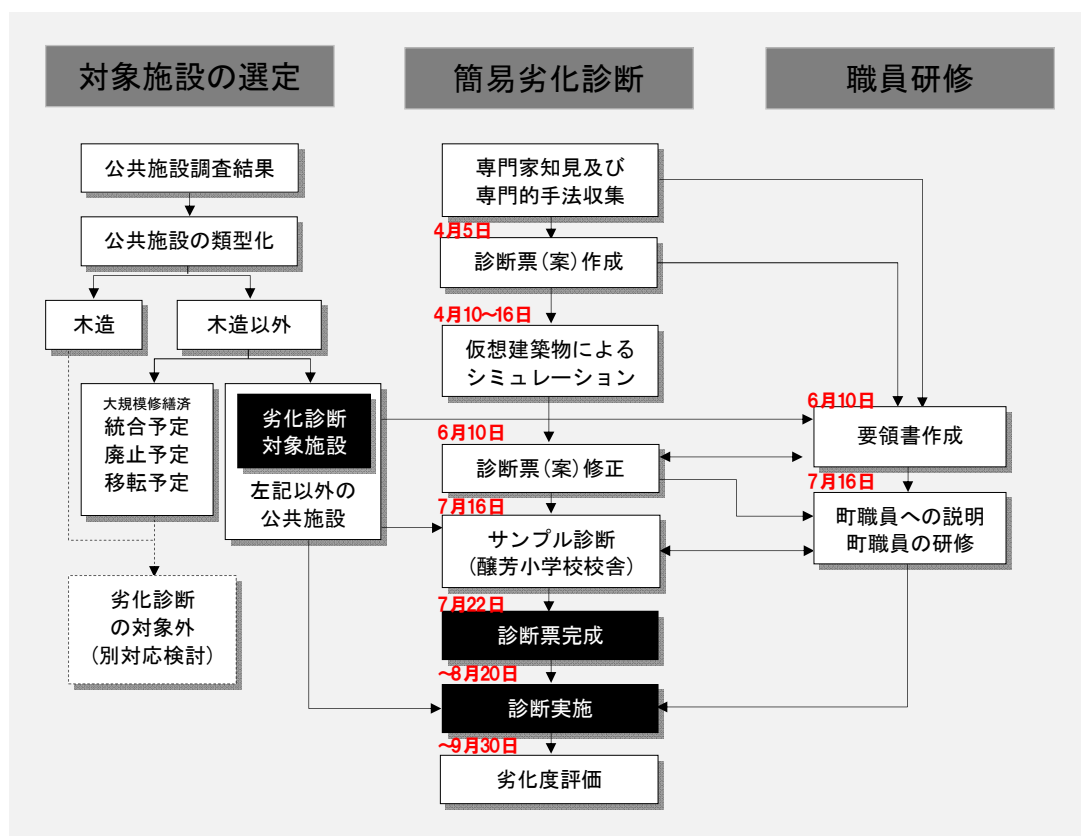
※) 学校教育系施設の年間運営費には、教職員の人件費分(県負担のため)は除いて計算しています

3.2 公共建築物の劣化診断

3.2.1 簡易劣化診断の概要

- 公共施設は、その立地環境や使用の頻度や方法により、劣化の進行度合いは大きく異なります。そのため、本計画策定にあたっては、以下のフロー図に示すとおり、平成26年度に実際に施設を目視等で確認し、簡易的に劣化状況を診断しました。本項では、簡易劣化診断の方法及び結果について整理します。

図表 建物簡易劣化診断フロー図（平成26年度実施）



3.2.2 診断の対象及び方法

(1) 調査対象施設

- 本調査では公共建築物を対象とし、町水道事業を含む桑折町が所有する公共建築物（78施設[166棟]）のうち、前図に記載の「対象施設の選定」に基づき、以下のa、b、cの何れかに当てはまる建物を除いた建築物（44施設[74棟]）を対象としました。

<調査対象外とした建築物>

- 構造が「木造」あるいは「一部木造」の建築物
- 平成23年3月12日以降に「大規模修繕」を実施した建築物
- 老朽化、用途の廃止、その他の理由により施設の「解体」が予定されている建築物

図表 建物簡易劣化診断対象施設一覧

所在地		施設		建物棟	
町名	番地	No.	名称	No.	名称
東大隅	18番地	1	役場庁舎	1	庁舎
				8	役場分庁舎
				9	役場庁舎（車庫）
				11	役場車庫、倉庫
				12	役場マイクロバス車庫、倉庫
字桑島三	4番地の9	2	桑島分庁舎	15	桑島分庁舎
大字南半田字六角	47番地の3	3	桑折駅前倉庫	17	桑折駅前倉庫
大字南半田字八反田	9番地の5	4	半田コミュニティセンター物置	18	半田コミュニティセンター物置
大字松原字弁天沢	39番地1	18	第1分団第1部弁天沢ポンプ置場	36	第1分団第1部弁天沢ポンプ置場
大字成田字白銀	49番地4	19	第1分団第2部屯所	37	第1分団第2部屯所
					第1分団第2部物置
大字万正寺字中峯	1番地4	22	第1分団第4部坂町ポンプ置場	40	第1分団第4部坂町ポンプ置場
大字平沢字仲城	4番地3	23	第1分団第1部平沢ポンプ置場	41	第1分団第1部平沢ポンプ置場
大字伊達崎字南	2番地1	27	第3分団第1部北沢ポンプ置場	45	第3分団第1部北沢ポンプ置場
大字下郡字寺前	6番地1	29	第3分団第2部下郡上代ポンプ置場	47	第3分団第2部下郡上代ポンプ置場
大字南半田字出崎	35番地4	35	第4分団第1部内ノ馬場ポンプ置場	53	第4分団第1部内ノ馬場ポンプ置場
大字南半田字六角	41番地15	41	第4分団第4部屯所	59	追分コミュニティ消防センター
大字谷地字観音堂	6番地	新規	第4分団第3部観音堂ポンプ置場	新規	第4分団第3部観音堂ポンプ置場
台	1-1	43	伊達市桑折町国見町火葬場	61	火葬場
万正寺字大榎	16の1	50	老人福祉センター	72	老人福祉センター
			大かや園デイサービスセンター	75	老人福祉センター
大字谷地字道下	22番地	51	保健福祉センター	78	保健福祉センター
			保健福祉センター 車庫	79	保健福祉センター 車庫
大字南半田字萱尻	2番地の1	53	萱尻牧野 飼料貯蔵、看視舎	81	萱尻牧野 飼料貯蔵、看視舎
大字南半田字川端	22番地	55	町民研修センター	98	町民研修センター
				99	機械室
大字谷地字道下	22番地の3	56	踊り屋台格納庫	101	踊り屋台格納庫
字西大隅	76番地の1	58	公営住宅	133	公営住宅（昭和31年度）
大字伊達崎字三本橋	102-7	63	伊達崎排水機場	216	伊達崎排水機場
字桑島三	24番地	64	醸芳幼稚園	217	醸芳幼稚園
				218	醸芳幼稚園
				219	醸芳幼稚園
大字成田字小峯	14番地	65	睦合幼稚園	220	睦合幼稚園
				222	旧睦合季節保育所
				223	旧睦合季節保育所（増築）
大字下郡字下郡前	4番地の2	66	伊達崎幼稚園	225	伊達崎幼稚園
				227	旧伊達崎季節保育所
大字下郡字下郡前	4番地の2	67	半田醸芳幼稚園	228	半田醸芳幼稚園
				229	旧半田季節保育所
字桑島三	21番地	68	醸芳保育所	230	醸芳保育所
				231	醸芳保育所（増築）調乳室
				232	醸芳保育所（増築）ほふく室
字桑島三	2番地の7	69	児童館	233	児童館
		70	児童館分館	234	児童館分館
字桑島二	28番地	71	醸芳小学校	235	校舎
				236	校舎（管理棟）
				237	東渡り廊下
				238	西渡り廊下、倉庫
大字成田字堰上	51番地	72	睦合小学校	248	校舎
				249	屋内運動場
				253	倉庫
大字下郡字下郡前	5番地の2	73	伊達崎小学校	254	校舎
				255	屋内運動場
				256	屋内運動場倉庫・便所
大字南半田字上田町	5番地	74	半田醸芳小学校	263	校舎
				264	屋内運動場
				265	物置
大字上郡字柳下	5番地	75	醸芳中学校	266	校舎
				267	屋内運動場・柔剣道場
				278	更衣室、器具庫、便所
				279	プール付属室
				280	陶芸室
字桑島三	103番地	77	桑折町民会館（桑折公民館）	283	桑折町民会館（桑折公民館）
大字下郡字堂ノ前	11番地の1	78	伊達崎公民館	284	伊達崎公民館
大字南半田字八反田	10番地の1	79	半田コミュニティセンター	285	半田コミュニティセンター
大字成田字坊ノ内	19番地の1	80	睦合ふれあい会館（睦合公民館）	286	睦合ふれあい会館（睦合公民館）
大字上郡字林泉寺前	1番地の1	83	町民第2体育館	294	町民第2体育館
大字上郡字堰下	45番地	86	学校給食センター	298	学校給食センター
				299	車庫
陣屋	12	89	桑折町文化記念館	307	桑折町種徳美術館
大字平沢字寺下	38番地の1	91	上成田加圧ポンプ場	309	上成田加圧ポンプ場
大字万正寺字平	31番地	93	平沢加圧ポンプ場	311	平沢加圧ポンプ場
大字南半田字窪角	8-1	94	内之馬場浄水場	312	内之馬場浄水場
大字松原字狸内		95	松原加圧ポンプ場	313	松原加圧ポンプ場

(2) 診断方法

①調査票

- 調査票は、対象となる74の建物各々について作成しています。

図表 劣化診断調査票

大項目		中項目	小項目	参考写真	YES	NO	強弱なし	チェック判断基準など	備考(状況についてのコメント)
建築	屋上防水	①	漏水している箇所がある。	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建物本体にあればA、本体以外(ベランダ、庭、裏り面下等)だけならB。	
		②	水溜りがあったり、塵埃がたまったり、ドレイン廻りに枯葉が詰まっている。	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建物本体にあればA、本体以外(ベランダ、庭、裏り面下等)だけならB。腐食防止は(項目別)は別途記載事項。	
		③	床表面(押入コン、保護塗膜材など)に割れ、傷、凹凸、膨れ、欠損、はがれ等がある。	3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建物本体にあればA、本体以外(ベランダ、庭、裏り面下等)だけならB。	
		④	柱木の欠損や発腐がある。	4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建物本体にあればA、本体以外(ベランダ、庭、裏り面下等)だけならB。	
		⑤	現在まで30年(アスファルト防水以外は15年)以上にわたり防水を更新していない。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	記録がない場合はYES。	
	外壁	①	外壁材のひび割れや継ぎ目などから漏水している箇所がある。	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建物本体にあればA、本体以外(ベランダ等の手すり壁、裏り面の壁など)だけならB。	
		②	表面仕上げの変化、ふくれ、はがれ、ひび割れ、破損、白華現象などが見られる。	5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建物本体にあればA、本体以外(ベランダ等の手すり壁、裏り面の壁など)だけならB。	
		③	外壁面の目地部や外部建具廻りに割れ、しわ、剥離が見られる。	6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建物本体にあればA、本体以外(ベランダ等の手すり壁、裏り面の壁など)だけならB。	
		④	鉄筋が露出している部分がある。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	鉄筋コンクリート造でない場合は「項目なし」。	
		⑤	現在まで15年以上にわたり塗装やタイルの塗装等を実施していない。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	記録がない場合はYES。	
	避難階段(外部・内部)	①	床面に発錆、ひび割れ、破損等が見られる。	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	避難階段の床に付いている場合はA、それ以外の発錆、ひび割れ、破損等も、避難階段がない場合はB(別途記載事項)。	
		②	壁面や手摺に発錆、ひび割れ、破損等が見られる。	8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	手摺が不安定、破損の多い場合はA、それ以外の発錆、ひび割れ、破損はB。	
③		壁面や手摺に貼られる粉状の付着物が付く。	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
④		避難階段への出入口扉はスムーズに開閉しない、或いは完全に閉まらない。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
⑤		現在まで10年以上にわたり修繕工事をしていない。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	記録がない場合はYES。		
外部建具・外部鉄部	①	壁面や手摺に貼られる粉状の付着物が付く。	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	外部建具、鉄部の破損がなければ「項目なし」。		
	②	鉄部に発錆や腐食している箇所がある。	8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	全鋼のものは、一部であればB。		
	③	建具に変形、破損、開閉不良箇所がある。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建具として機能しなければA、軽微な不良等はB。		
	④	現在まで10年以上にわたり修繕工事をしていない。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	記録がない場合はYES。		
内部	①	床がたわんだり、人が歩くと気になる程の揺れがある。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大型車の通行等による床が外れた部分であればNO。		
	②	床が傾いている場所がある。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③	天井のはがれ、たわみ、落下などがある。	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	④	窓や扉の開閉に不具合がある。	11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	開かない、開かない場合はA、多少の力で必要で開閉すればB(場合、開閉の力が不具合はB)。		
	⑤	窓や扉から隙間風が入る、或いは気密性が悪い。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑥	床にひび割れがある。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	全鋼のものは、一部であればB、床がタイルやコンクリートで覆われている等、確認できない場合は「項目なし」。		
	⑦	現在から10年以上にわたり修繕工事をしていない。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	記録がない場合はYES。		
基礎・外構	①	建物と土間の間に5cm以上の隙間がある、或いは不自然な設置が生じている。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	②	土間コン、モルタル、舗装アスファルトに大きなひび割れや陥凹、陥没等がある。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③	敷地外周部の塙、フェンス、門扉等に倒壊の危険性がある。	12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	塙、フェンス、門扉等がなければ「項目なし」。		
	④	敷地外周部の門扉の開閉に不具合(開閉しづらい、固定できない等)がある。	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	開閉がなければ「項目なし」。		

②チェック項目

- 各調査票には、大項目(2項目)、中項目(11項目)、小項目(58項目)のチェック項目を設け、全ての項目をYES、NOによって回答できる質問形式としています。
- 各質問は、専門性を必要とせず、一般の職員が簡易かつ迅速に回答できる内容となっています。また、参考となる写真を示すとともに、実施要領にて専門性のある建築用語の解説を付加しています。
- なお、質問項目で状況を回答しきれない部分あるいはしづらい点について、「その他」の記載欄を設けて、状況を記載できるように対応しています。

図表 項目の種類とその数

大項目	中項目	小項目
建築	屋上防水	5
	外壁	5
	避難階段(外部・内部)	5
	外部建具、外部鉄部	4
	内部	7
	基礎、外構	4
設備	電気設備	6
	空調設備	6
	衛生設備	7
	防災設備	6
	昇降機設備	3
2項目	11項目	58項目

③評価方法

- 大項目、中項目、小項目の各項目に対し劣化判断をする上での重要度に従い点数を配分し、合計を100点としています。点数が低いほど劣化が少なく、高いほど劣化している恐れが高いと判断しています。
- こうして得られた74棟の建物について、AランクからDランクまでグループ分けを行っています。グループは相対評価ではなく絶対評価を用いています。
- 各ランクの基準は以下の通りです。

図表 劣化診断評価

ランク	点数	対応等	状況
A	0～24	日常、定期点検	劣化がない、或いは劣化が軽微である。
B	25～44	要監視	劣化が認められ、追跡調査が必要である。
C	45～74	補修	劣化が大きく、早急に対応が必要である。
D	75～100	大規模補修、更新	劣化が著しく、安全性確保が懸念される。

3.2.3 診断結果

- 診断の結果、74棟のうち、Aランクは25棟、Bランクは38棟、Cランクは11棟でした。なおDランクに該当する建築物はありません。
- 早急に対応が必要となるCランクの11棟は、次の通りです。

図表 ランク C 対象建物 (11 棟)

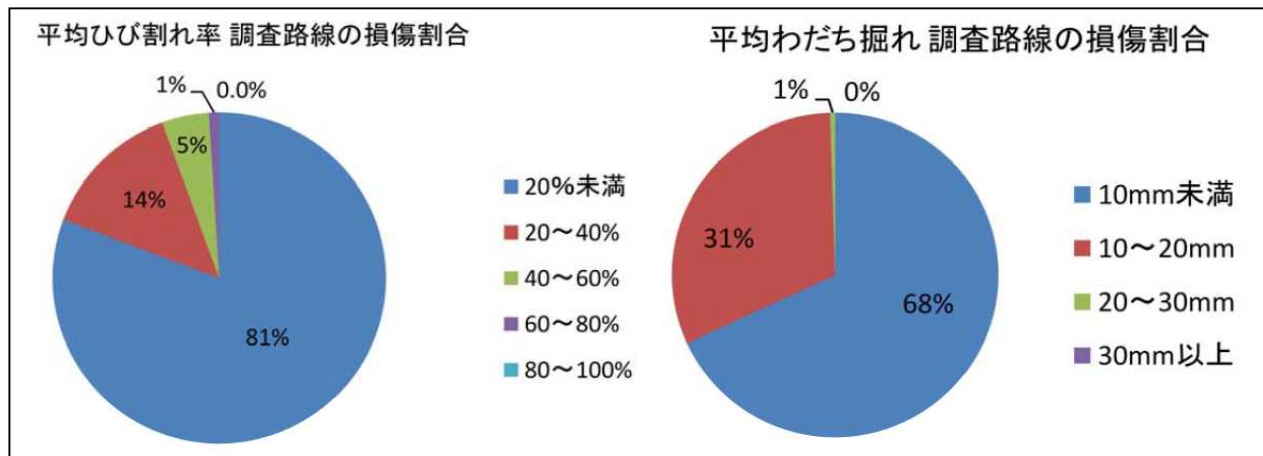
施設 名称		建物棟 名称	
No.		No.	
1	役場庁舎	1	庁舎
		11	役場車庫、倉庫
2	桑島分庁舎	15	桑島分庁舎
58	公営住宅	133	公営住宅(昭和31年度)
71	醸芳小学校	235	校舎
		236	校舎(管理棟)
		237	東渡り廊下
74	半田醸芳小学校	263	校舎
		265	物置
91	上成田加圧ポンプ場	309	上成田加圧ポンプ場
93	平沢加圧ポンプ場	311	平沢加圧ポンプ場

3.3 インフラ施設の状況

3.3.1 道路

- 桑折町が管理する町道延長は300.356kmであり、舗装率54.6%(平成23年時)となっています。平成26年度に実施した路面性状調査結果によると、路面性状としては次のようになっています。
- 「平均ひび割れ率」では、調査路線の平均ひび割れ率をランク別にみると、ひび割れ率40%以上の延長の比率が約6.0%となっています。「わだち掘れ」では、平均値の高い路線は20mmが2路線、15mmが12路線、10～15mm未満が112路線、10mm未満が269路線となっています。調査路線の平均わだち掘れ量をランク別にみると、20mm以上の延長の比率は1.0%と極めて少ない状況にあります。
- 舗装の現状をみると、ひび割れの損傷が進行しつつある路線（平均ひび割れ率20%以上）が約2割(延長計42km)ありますが、わだち掘れ、IRIによる損傷は深刻ではないものと考えられます。現在損傷が進行している区間だけではなく、町全域の舗装の維持・管理を継続していくには、全ての路線に対して同様の維持管理水準で修繕すると費用が膨大になることから、道路の特性から管理方法を区分して維持修繕を行うことが望ましいものと考えられます。

図表 町道の路面性状（平成26年度調査）
(出典) 桑折町「平成26年度路面性状基礎調査・舗装維持管理計画策定業務
(舗装維持管理計画策定) 報告書」



- 平成26年度に実施した道路路面性状調査の結果を踏まえ、ひび割れ及びわだち掘れの各損傷度の分布、補修の必要性について集計表にまとめると次の通りです。
- 道路延長14万m (46万㎡) のうち73.0%は現時点で補修の必要性が無い状態となっていますが、15.9% (約2万m) は要観察が必要な状態、11.2% (約1万5千m) は補修が必要な状態となっています。

図表 道路の補修延長集計表

(出典) 桑折町「平成26年度路面性状基礎調査・舗装維持管理計画策定業務(路面性状編)報告書」

桑折町 平成26年度 地管委第7号 路面性状基礎調査・舗装維持管理計画策定業務 平成27年1月現在

上段:延長(m)

下段:面積(m²)

わだち掘れ ひび割れ		損傷度小	損傷度中	損傷度大	小計
		0mm以上 20mm以下	20mm超 40mm未満	40mm以上	
損傷度小	0%以上	102910	110	0	103020
	20%以下	341547.8	343.8	0.0	341891.5
損傷度中	20%超	21610	0	0	21610
	40%未満	73914.8	0.0	0	73914.8
損傷度大	40%以上	15250	120	20	15390
		51805.6	479.6	76.6	52361.6
小計		139770	230	20	140020
		467268.1	823.2	76.6	468167.9

	延長(m)	面積(m ²)	占有率(%)
合計	140020	468167.9	100
①補修が必要	15390	52361.6	11.2
②要観察	21720	74258.6	15.9
③現時点で補修の必要性無し	102910	341547.8	73.0

- 今後の道路の維持修繕方法としては、次のように区分けして対応することとします。
- 「幹線道路」は、町道の中でも比較的交通量が多く舗装の損傷の進行が早くなると考えられることから、舗装の管理を「予防保全型管理」で実施します。
- 「重要生活道路」は、生活道路の中で重要度が高い路線であることから、舗装の管理を「現況把握型管理」で実施します。
- 「生活道路(上記以外の町道)」は、大型車交通量および通過交通が少ない路線であることから、舗装の管理を「事後保全型管理」で実施します。日常パトロールや地元からの通報を基とした対処療法的な修繕を許容し、当該対応を図るうえでは、住民参加、住民との協働を積極的に推進します。

3.4 将来更新費用の試算

- 公共施設の機能を適切に維持し、長く・安全に利活用していくためには、施設の耐用年数等を考慮しながら大規模改修や更新等を実施していくことが必要となります。本項では、桑折町が現在保有している公共建築物を対象として、今後も引き続き現行のままの総量で保有し続けた場合に、その機能を適切に維持するために必要となる大規模改修及び建替え費用について試算します。

3.4.1 試算の対象期間

- 推計の対象期間は、平成26（2014）年度から平成65（2053）年度までの40年間とします。

3.4.2 試算の方法

- 現在保有する公共建築物を対象とし、現在と同一の規模及び仕様（延床面積、構造、用途等）で保持するものと仮定し、建替え及び大規模改修について、更新及び実施年数経過後に、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、費用を試算します。

①建替え

- 公共建築物は、雨・風などの環境にさらされたり、その使用によって経年劣化するため、一定期間の使用の後に建替えすることが必要となります。試算では、更新年数を「60年」として設定します。
- 建替えは、設計や施工など複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように建替え期間を3年として設定し、単年度では総費用の1／3ずつを3年間にわたり配分します。
- 試算の開始時点で更新年数を既に経過しているものの建替えしていない建築物については、今後10年間で更新を行うものと仮定し、単年度では総費用の1／10ずつを10年間にわたり配分します。

②大規模改修

- 公共建築物の基本性能を維持し、長く・安全に利用するためには、劣化した建築物に補修等を施すことによって定期的に性能の改善を図る必要があります。試算では、大規模改修を「30年」に一度行うものとして設定します。
- 大規模改修は、建て替えと同様に設計や施工など複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に費用が集中しないように改修期間を2年として設定します。
- 試算の開始時点で改修実施年数を既に経過しているものの大規模改修していない建築物については、今後10年間で大規模改修を行うものとして試算します。ただし、竣工時から51年以上経過している建築物については、建替え時期が近いため、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えるものと仮定します。

3.4.3 試算に用いる単価

- 大規模改修及び建替えに要する㎡当たりの単価は、一般財団法人地域総合整備財団による「公共施設更新費用試算ソフト」により設定されている以下表の単価を用います。

図表 大規模改修及び建替えに要する単価

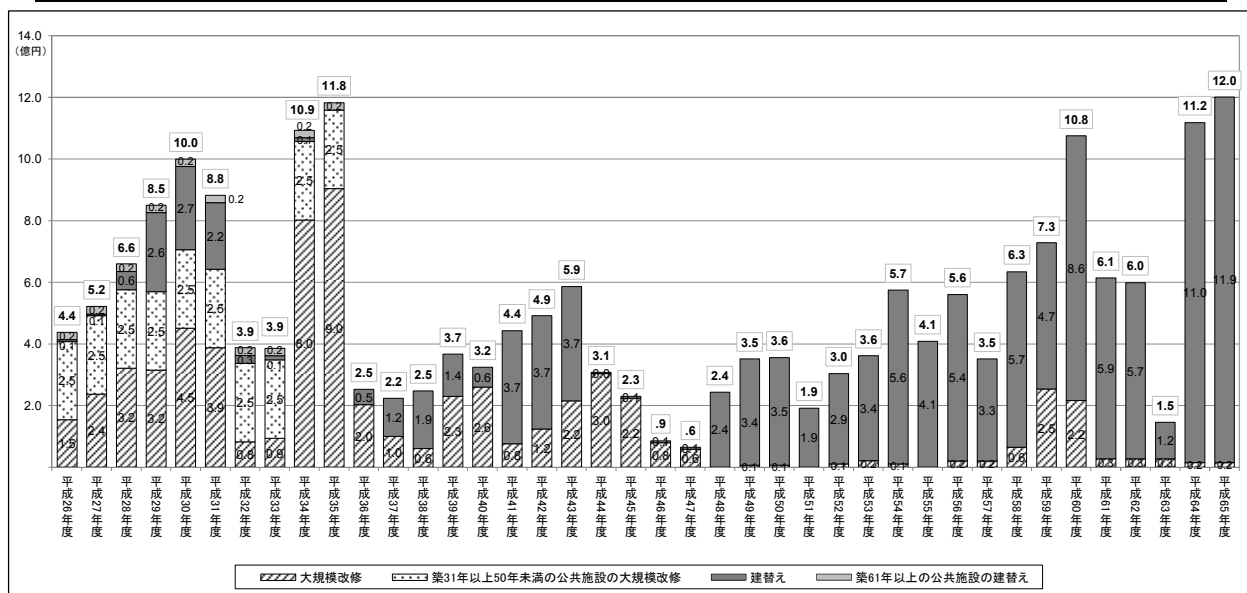
大分類		中分類		小分類		㎡単価(万円/㎡)	
No.	名称	No.	名称	No.	名称	建替え	大規模改修
1	行政系施設	1	庁舎等	1	役場庁舎	40	25
				2	支所		
		2	消防施設	3	屯所・消防センター		
2	保健・福祉施設	3	高齢福祉施設	4	老人福祉センター	36	20
				5	デイサービスセンター		
		4	保健施設	6	保健福祉センター		
3	子育て支援施設	5	幼稚園・保育園・こども園	7	幼稚園	33	17
				8	保育所		
		6	幼児・児童施設	9	児童館		
4	市民文化系施設	7	集会施設	10	集会所・会館	40	25
				11	地区公民館		
5	社会教育系施設	8	博物館等	12	博物館、郷土資料館	40	25
				13	美術館		
6	学校教育系施設	9	学校	14	小学校	33	17
				15	中学校		
		10	その他教育施設	16	給食センター		
				17	その他		
7	スポーツ・レクリエーション系施設	11	スポーツ施設	18	町民体育館	36	20
				19	テニスコート		
		12	レクリエーション施設・観光施設	20	キャンプ場		
		13	保養施設	21	町民研修センター		
8	公営住宅	14	公営住宅	22	公営住宅	28	17
9	産業系施設	15	産業系施設	23	牧野管理	40	25
10	供給処理施設	16	供給処理施設	24	排水機場	36	20
11	公園	17	公園	25	公衆便所	33	17
12	その他	18	その他	26	火葬場、斎場	36	20
				27	公衆便所		
				28	その他		

3.4.4 試算の結果

□ 今後40年間で必要となる将来更新費用は、大規模改修分で64.3億円、大規模改修の実施時期が既に経過している建築物（築31年以上50年未満）にかかる改修分が25.5億円、建替え分が116.3億円、建替えの実施時期が既に経過している建築物（築61年以上）にかかる建替え分が2.4億円で、総額では206.0億円と試算されます。これを1年あたりに単純平均すると5.2億円となるものと見込まれます。

図表 桑折町における将来の更新コスト

	40年間の総額(億円)	10年間ごとの総額(億円)				年平均(億円)	10年間ごとの年平均(億円)			
		H26~35	H36~45	H46~55	H56~65		H26~35	H36~45	H46~55	H56~65
大規模改修	64.3	37.5	18.0	1.9	6.9	1.6	3.7	1.8	0.2	0.7
築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修	25.5	25.5	0.0	0.0	0.0	0.6	2.5	0.0	0.0	0.0
建替え	116.3	8.7	16.8	27.5	63.4	2.9	0.9	1.7	2.7	6.3
築61年以上の公共施設の建替え	2.4	2.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0
合計	206.0	71.6	34.7	29.4	70.3	5.2	7.4	3.5	2.9	7.0



3.5 公共施設等の維持更新に係る全町的な課題

- 前項までの整理・分析の結果に基づき、公共建築物とインフラ施設の別に、今後、桑折町が将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営の両立を図るために、町全体として取り組むべき課題を次のとおり整理します。

(1) 公共建築物

①保有総量の抑制

- ◆将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営の両立を図るため、地域特性や将来的なサービス需要を十分に踏まえつつ、より一層積極的に既存施設の多機能化や機能転換等を推進することで、保有総量を可能な限り増やさずに必要なサービス量の確保に努める必要があります。

②将来更新費用の低減・平準化

- ◆建替えや大規模改修等にかかる将来更新費用を抑制し、町の財政負担を低減・平準化するため、建物や設備機器等の問題が軽微な段階で適切な対策を講じる「予防保全型」の維持管理手法の普及徹底に取り組み、既存施設の長寿命化を図る必要があります。

③公共サービスの質的向上

- ◆公共サービスの質的向上と財政負担の軽減を同時に推進するため、行政の管理・監督責任を適切に果たしつつ、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、住民や地域活動団体を含めた多様な主体との連携・協働によるサービス提供の拡大を図る必要があります。

(2) インフラ施設

①将来更新費用の低減・平準化

- ◆公共建築物と同様に、既存施設の補修・補強等にかかる将来更新費用を抑制し、町の財政負担を低減・平準化するため、損傷が軽微な段階で補修・補強等の対策を講じる「予防保全型」の維持管理手法の普及徹底を図る必要があります。

②より効果的かつ効率的な施設機能の維持

- ◆既存施設の機能の健全度をより効果的かつ効率的に維持するため、安全・安心で快適な住民生活を確保する上での重要度や緊急性、財政計画との整合性を十分に勘案しながら、従来にも増して計画的で高い実効性を伴った補修・補強等に努める必要があります。

③維持管理にかかる経費の削減

- ◆既存施設の日常的な維持管理や補修・補強等にかかる経費の削減に向け、より広範な面で民間事業者のノウハウや新技術等の活用を図るとともに、大規模な補修・補強等の機会を捉え、より高い耐久性が期待できる素材や構造等の導入を推進する必要があります。

4 施設類型ごとの分析・評価

＜施設類型ごとの実態の整理・分析＞

【施設の概要】

- 施設の概要では、対象施設の配置状況、提供されているサービスの内容、施設の配置状況を整理しています。

【建物の状況】

- 建物の構成、構造、延床面積、竣工年度、耐震化の状況、バリアフリー化の状況、簡易劣化診断に基づく劣化度など、主にハード面からの特徴を整理しています。

【維持管理・運営に係る経費の状況】

- 建物の維持管理及び施設の運営にどの位の経費がかかっているのかなど、主にコスト面からの特徴を整理しています。

4.1 文化系施設

4.1.1 施設の概要

- 「集会所・会館」は町内会等の活動の拠点施設となっており、町が所有している集会所・会館は、町内7か所に立地しています。建物の維持管理・運営は、各町内会が主体となって行っています。
- 「地区公民館」は生涯学習の拠点となる施設です。地域住民の福祉の増進と健康で文化的なコミュニティ活動を支援することを目的としています。町内4か所に立地する地区公民館では、高齢者を対象にした講座の他、小学生の子どもを対象とし、地域の方をボランティア講師に迎えてのクラブ活動などを開催しており、幅広い年齢層に利活用されています。

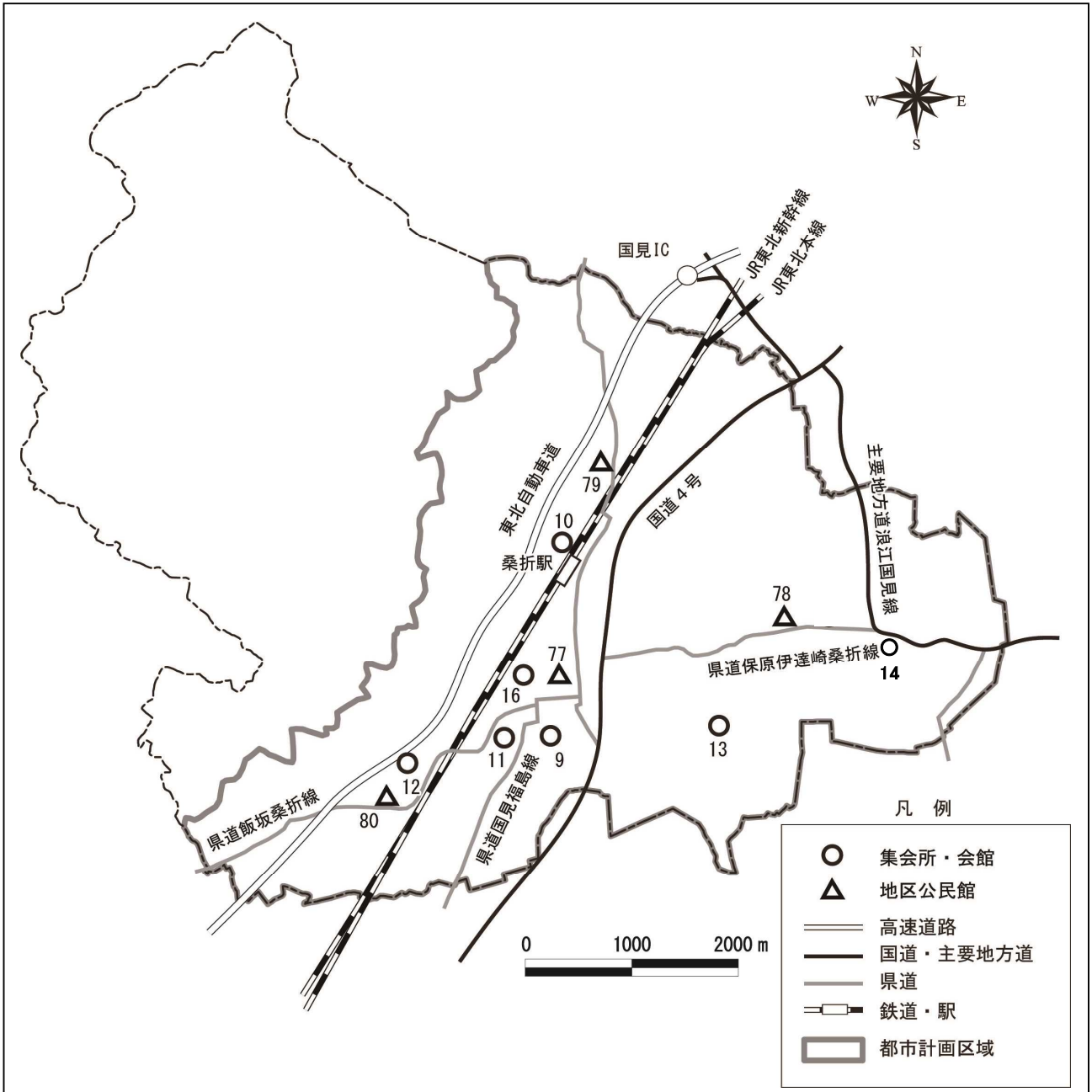


＜半田コミュニティセンター＞

図表 文化系施設の概要

施設 No.	施設名	主な用途	配置形態	室構成	開館時間
10	坂下住宅集会所	集会所・ 会館	単独	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティの形成を図ることを目的に、地域住民の活動の場となっています。 ●各地区町内会における各種事業において利用されています。 ●桑島集会所は、大沼百子メモリアルホールと併設しています。 	
11	下万正寺集会所		単独		
12	下成田集会所		単独		
13	南郷町内会館		単独		
14	大畑町内会館		単独		
16	桑島集会所		併設		
9	寺坂住宅集会所		単独		
77	桑折町民会館(桑折公民館)	地区 公民館	単独	<ul style="list-style-type: none"> ●ホール(150人) ●日本間(50人) ●小ホール(36人) ●小日本間(15人) ●調理室(10人) 	<ul style="list-style-type: none"> ●【開館】午前9時～午後9時30分 ●【公休日】年末年始
78	伊達崎公民館		単独	<ul style="list-style-type: none"> ●日本間(50人) ●研修室(45人) ●和室(10人) ●調理室(10人) 	
79	半田コミュニティセンター		単独	<ul style="list-style-type: none"> ●大会議室(90人) ●小会議室(42人) ●日本間(15人) ●調理室(15人) 	
80	睦合ふれあい会館(睦合公民館)		単独	<ul style="list-style-type: none"> ●ホール(80人) ●日本間(50人) ●会議室(12人) ●調理室(15人) 	

図表 文化系施設の配置状況



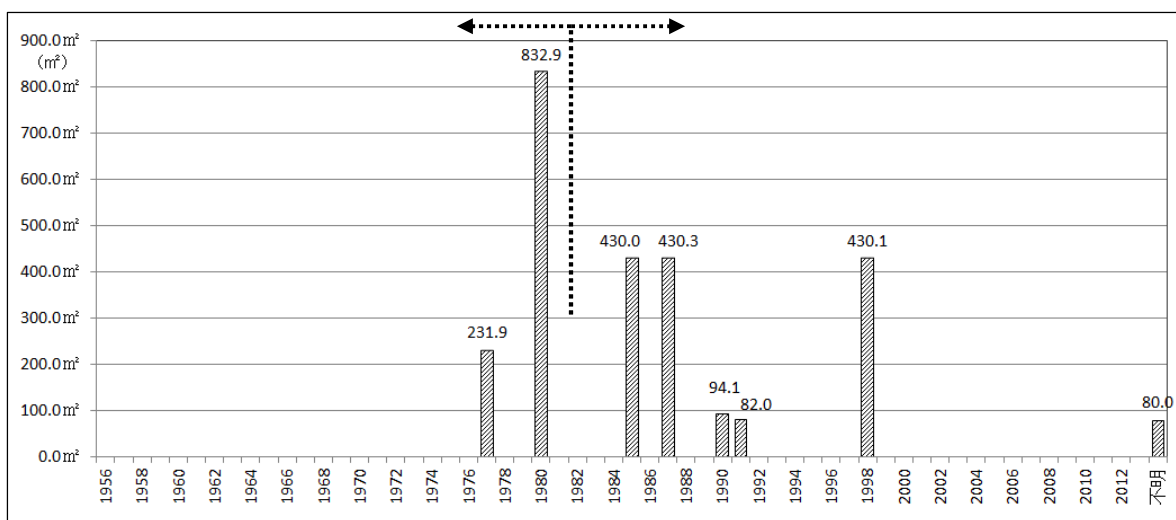
4.1.2 建物の状況

- 1981年以前（昭和56年）に竣工した建物が4棟（集会所・会館が3棟、公民館が1棟）、竣工時期が不明な建物が2棟あり、いずれも耐震化等の対応を行っていない状況にあります。
- 地区公民館は、いずれも簡易劣化診断の対象施設であり、桑折町民会館は劣化度A判定ですが、その他の地区公民館はB判定となっており、今後劣化状況を要監視しながら、計画的に維持修繕を図っていくことが必要です。地区公民館は、障害の有無に関わらず、幅広い年齢層の方が利用する施設であり、桑折町民会館と睦合ふれあい会館は、車椅子用のスロープや自動ドアの設置などバリアフリー化を図っています。

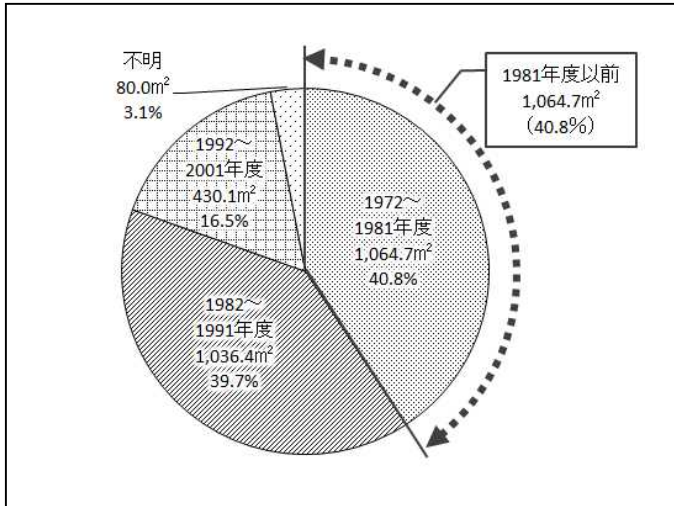
図表 文化系施設の建物状況

施設No.	施設名	建物棟名	延床面積 (㎡)	竣工年度	構造	耐震化の状況	バリアフリー化の状況					劣化度
							車椅子用エレベーター	車椅子用スロープ	身障者用トイレ	自動ドア	手すり	
10	坂下住宅集会所	坂下住宅集会所	47.0	不明	木造	未実施						—
11	下万正寺集会所	下万正寺集会所	109.7	1977	木造	未実施						—
12	下成田集会所	下成田集会所	122.1	1977	木造	未実施						—
13	南郷町内会館	南郷町内会館	94.1	1990	木造	不要						—
14	大畑町内会館	大畑町内会館	82.0	1991	木造	不要					○	—
16	桑島集会所	桑島集会所	110.9	1980	木造	未実施						—
9	寺坂住宅集会所	寺坂住宅集会所	33.1	不明	木造	未実施						—
77	桑折町民会館(桑折公民館)	桑折町民会館(桑折公民館)	722.0	1980	鉄骨鉄筋コンクリート造	未実施		○		○		A
78	伊達崎公民館	伊達崎公民館	430.3	1987	鉄筋コンクリート造	不要						B
79	半田コミュニティセンター	半田コミュニティセンター	430.0	1985	鉄筋コンクリート造	不要						B
80	睦合ふれあい会館(睦合公民館)	睦合ふれあい会館(睦合公民館)	430.1	1998	鉄骨造	不要		○	○	○	○	B

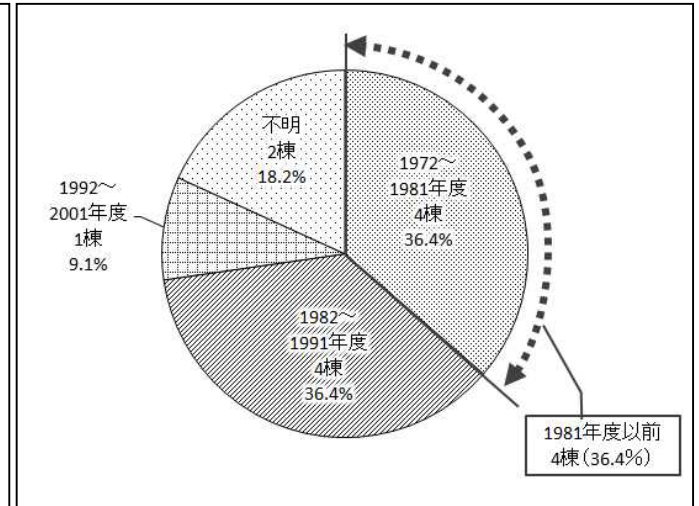
図表 竣工年度別延床面積の分布



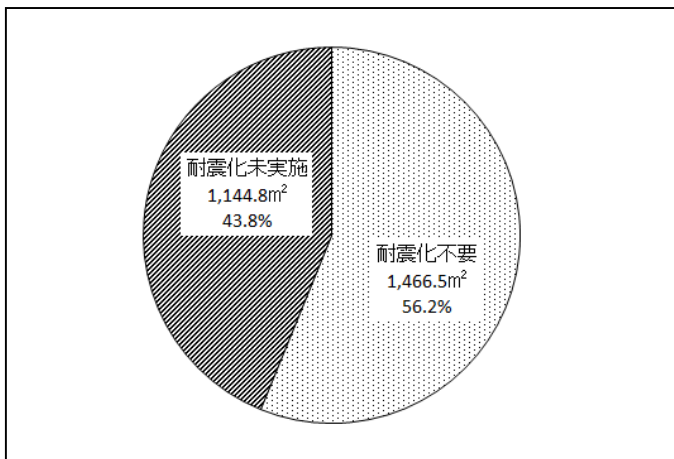
図表 竣工年代別延べ床面積の割合



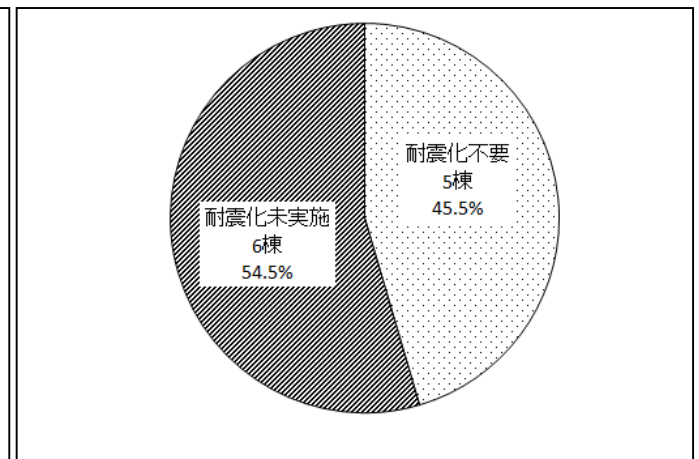
図表 竣工年代別建物棟数の割合



図表 耐震化の必要性 (延床面積ベース)



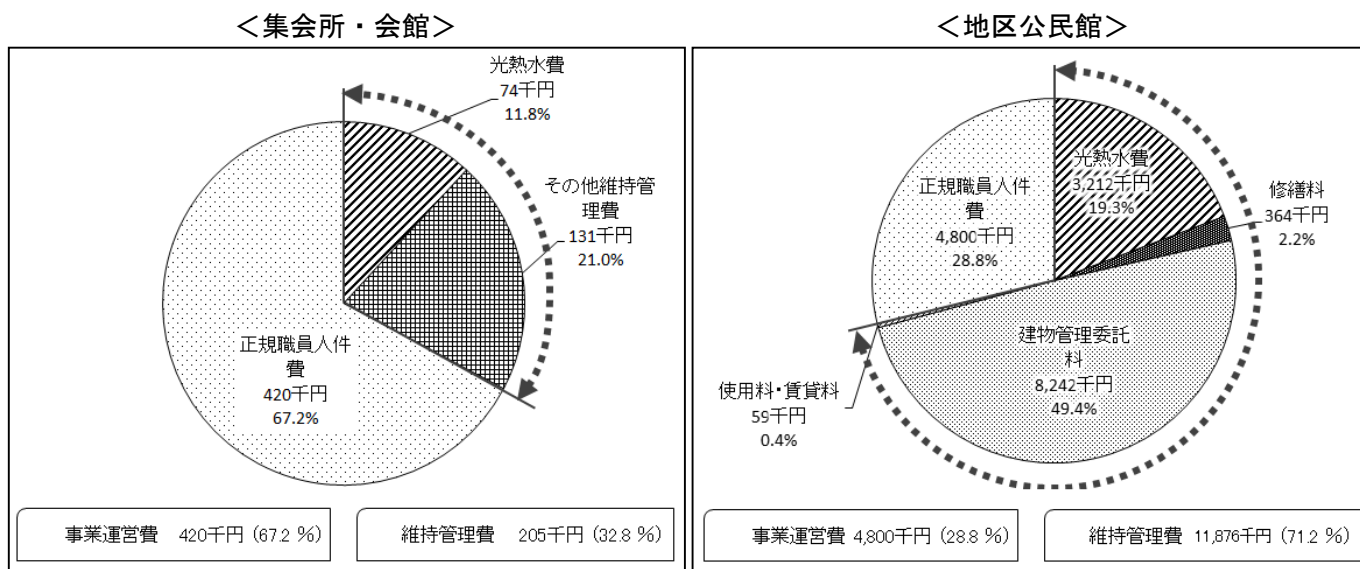
図表 耐震化の必要性 (建物棟数ベース)



4.1.3 維持管理・運営に係る経費の状況

- 各地区公民館（桑折町民会館、伊達崎公民館、半田コミュニティセンター、睦合ふれあい会館（睦合公民館））の運営にあたっては、シルバー人材センターに管理人の派遣を依頼しているものの、近年は人材不足の状況にあることが課題となっています。
- 集会所・会館の維持管理・運営は、各町内会が主体となって行っていますが、町として維持管理・運営にかかる総経費としては年間63万円がかかっており、そのうち維持管理費が32.8%（21万円）、事業運営費が67.2%（42万円）を占めています。事業運営費としては、正規職員人件費が該当します。
- 地区公民館の維持管理・運営にかかる総経費は年間1,668万円であり、そのうち維持管理費が71.2%（1,188万円）、事業運営費が28.8%（480万円）を占めています。特に、建物管理委託料が総経費の49.4%（824万円）と最も高い割合を占めており、次いで正規職員人件費が28.8%（480万円）、光熱水費が19.3%（321万円）と続いています。

図表 年間平均維持管理・運営コストの用途別内訳



図表 文化系施設の維持管理・運営コストの状況（1/2）

施設 No.	施設名	用途分類 (小分類)	運営形態	収入 (千円)	支出 (千円)		1㎡あたり年間維持管理費 (円/㎡)	1㎡あたり年間運営費 (円/㎡)
					年間維持管理費	年間運営費		
10	坂下住宅集会所	集会所・会館	直営	0	1	60	21	1,277
11	下万正寺集会所	集会所・会館	直営	0	23	60	210	547
12	下成田集会所	集会所・会館	直営	0	26	60	213	491
13	南郷町内会館	集会所・会館	直営	0	20	60	212	637
14	大畑町内会館	集会所・会館	直営	0	18	60	220	732
16	桑島集会所	集会所・会館	直営	0	116	60	711	368
9	寺坂住宅集会所	集会所・会館	直営	0	1	60	30	1,815

図表 文化系施設の維持管理・運営コストの状況（2/2）

施設 No.	施設名	用途分類 (小分類)	運営 形態	収入 (千円)	支出(千円)		1㎡あたり 年間維持管理費 (円/㎡)	1㎡あたり 年間運営費 (円/㎡)
					年間 維持管理費	年間運営費		
77	桑折町民会館(桑折公 民館)	地区公民館	直営	659	4,086	1,200	5,660	1,662
78	伊達崎公民館	地区公民館	直営	121	2,532	1,200	5,884	2,789
79	半田コミュニティセン ター	地区公民館	直営	103	2,655	1,200	6,175	2,791
80	睦合ふれあい会館(睦 合公民館)	地区公民館	直営	134	2,603	1,200	6,052	2,790

4.2 社会教育系施設

4.2.1 施設の概要

- 社会教育系施設としては、「大沼百子メモリアルホール」、
「桑折町文化記念館」の2施設が立地しています。
- 「大沼百子メモリアルホール」は、桑折町で生まれ育ち、和裁・洋裁の学習をはじめ生涯にわたり各種の手芸にいそしんだ故大沼百子氏の遺作が展示されています。福島では珍しい「つまみ絵」をはじめ「油絵・ちぎり絵・人形・編み物」など入館無料でどなたでも観覧することができます。
- 「桑折町文化記念館」は、旧伊達郡役所と種徳美術館で構成されています。旧伊達郡役所は、明治16年に建設された擬洋風建築で、国の重要文化財に指定されています。種徳美術館は、地元の名士・故角田林兵衛氏が地域文化の向上を願って、家伝の美術品と美術館を町に寄附され、昭和56年に開館しました。

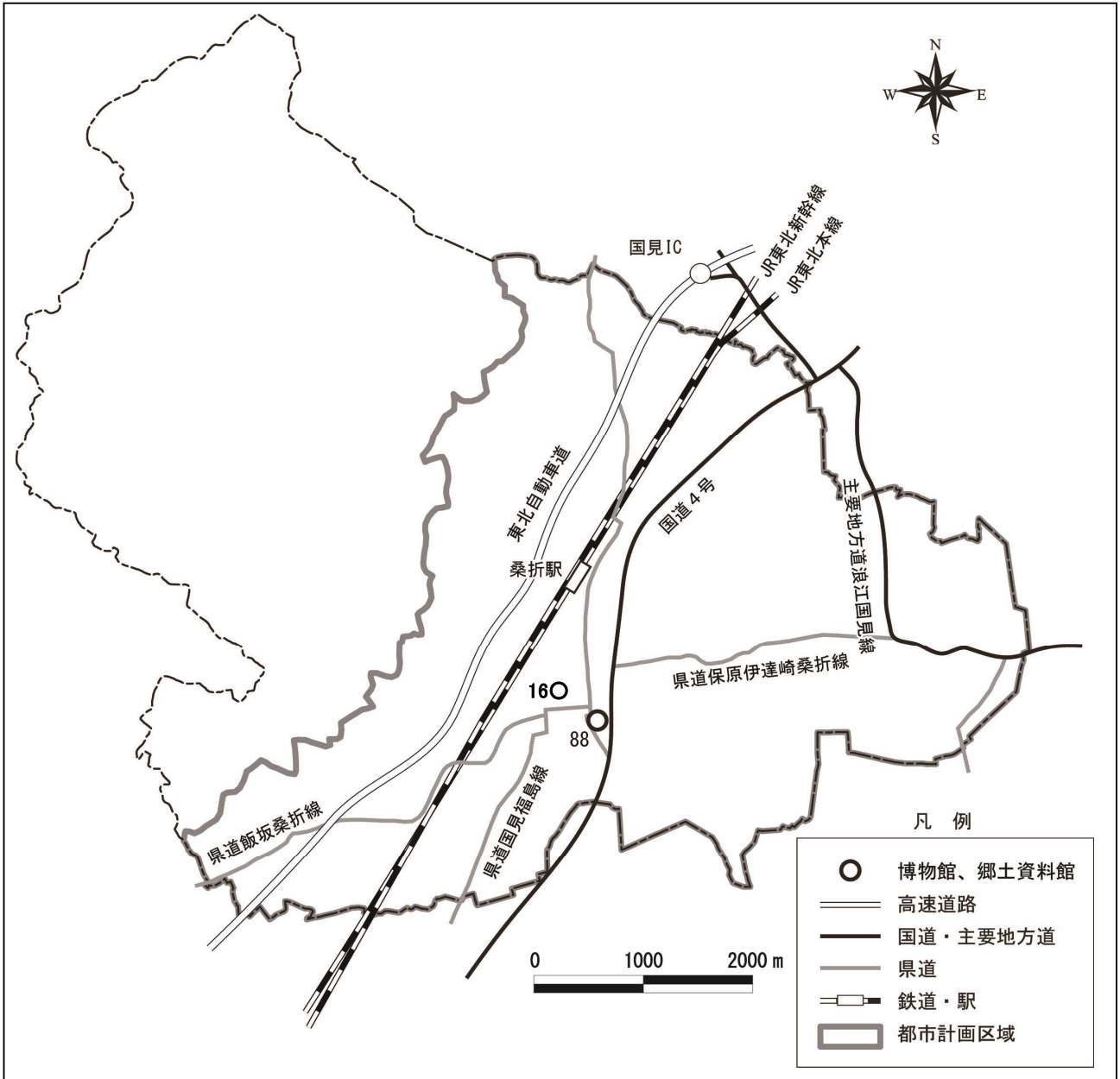


<旧伊達郡役所>

図表 社会教育系施設の概要

施設 No.	施設名	主な用途	配置形態	備考
16	大沼百子メモリアルホール	美術館	併設	●大沼百子メモリアルホールは、桑島集会所に併設しています。
88	桑折町文化記念館	博物館、郷土資料館、美術館	併設	●旧伊達郡役所(郷土資料館)と桑折町種徳美術館が併設しています。 ●旧伊達郡役所は、昭和52年6月27日に国の重要文化財指定されています。

図表 社会教育施設の配置状況



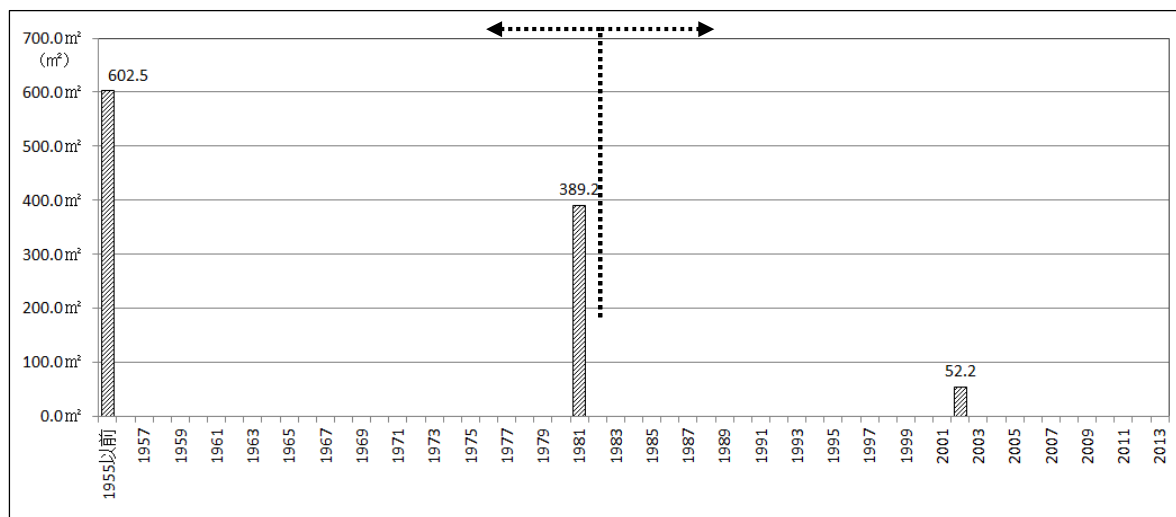
4.2.2 建物の状況

- 1981年以前（昭和56年）に竣工した建物が2棟あり、桑折町種徳美術館は耐震化が未実施となっています。この建物は簡易劣化診断の対象施設であり、劣化度B判定となっていることから、今後劣化状況を要監視しながら、計画的に維持修繕を図っていくことが必要です。
- また、桑折町種徳美術館は、美術品収蔵庫から展示室へ搬入するためにいったん屋外を経由しなければならないなど、貴重な美術品を取り扱う上で建物の間取りの改善などが課題となっています。

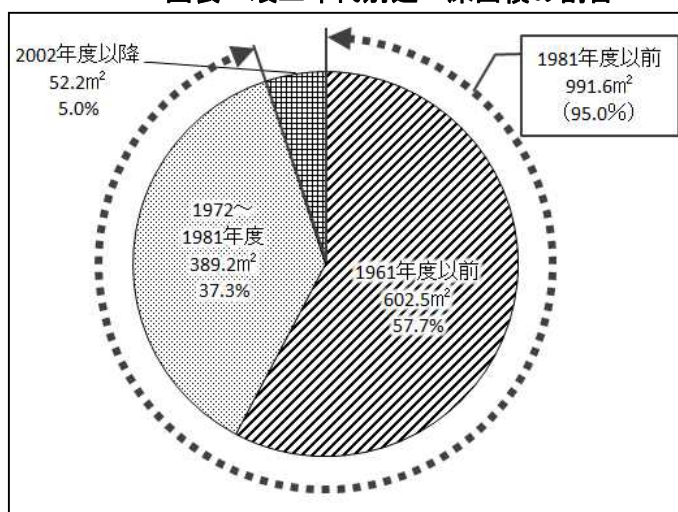
図表 社会教育系施設の建物の状況

施設No.	施設名	建物棟名	延床面積 (㎡)	竣工年度	構造	耐震化の状況	バリアフリー化の状況					劣化度
							車椅子用エレベーター	車椅子用スロープ	身障者用トイレ	自動ドア	手すり	
16	桑島集会所	大沼百子メモリアルホール	52.2	2002	木造	不要		○			○	—
88	桑折町文化記念館	旧伊達郡役所	602.5	1883	木造	実施済み						—
		桑折町種徳美術館	389.2	1981	鉄筋コンクリート造	未実施		○		○	○	B

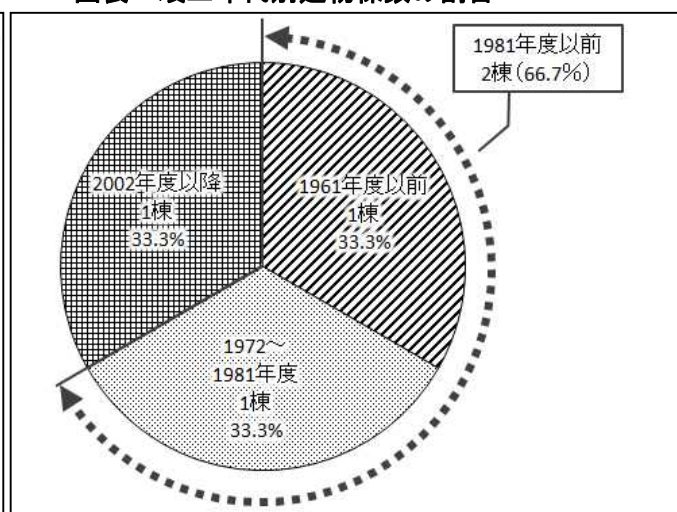
図表 竣工年度別延床面積の分布



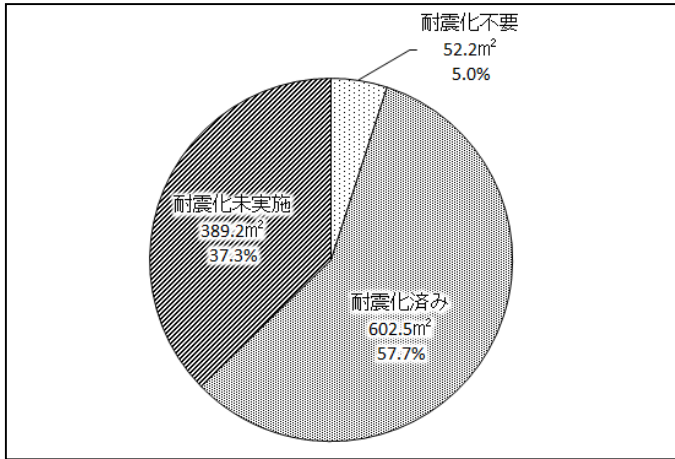
図表 竣工年代別延べ床面積の割合



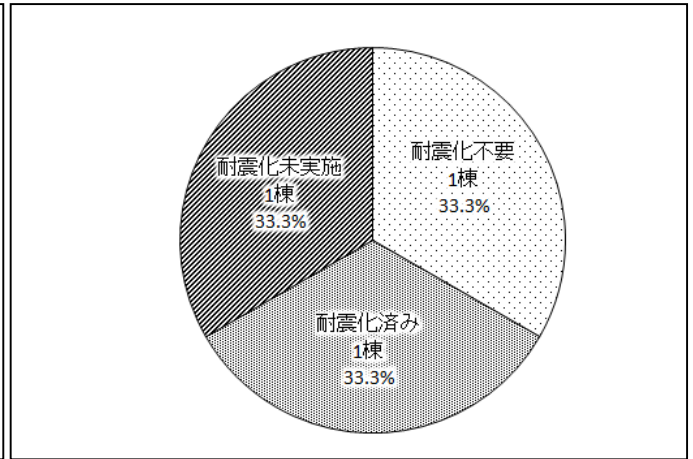
図表 竣工年代別建物棟数の割合



図表 耐震化の必要性（延床面積ベース）



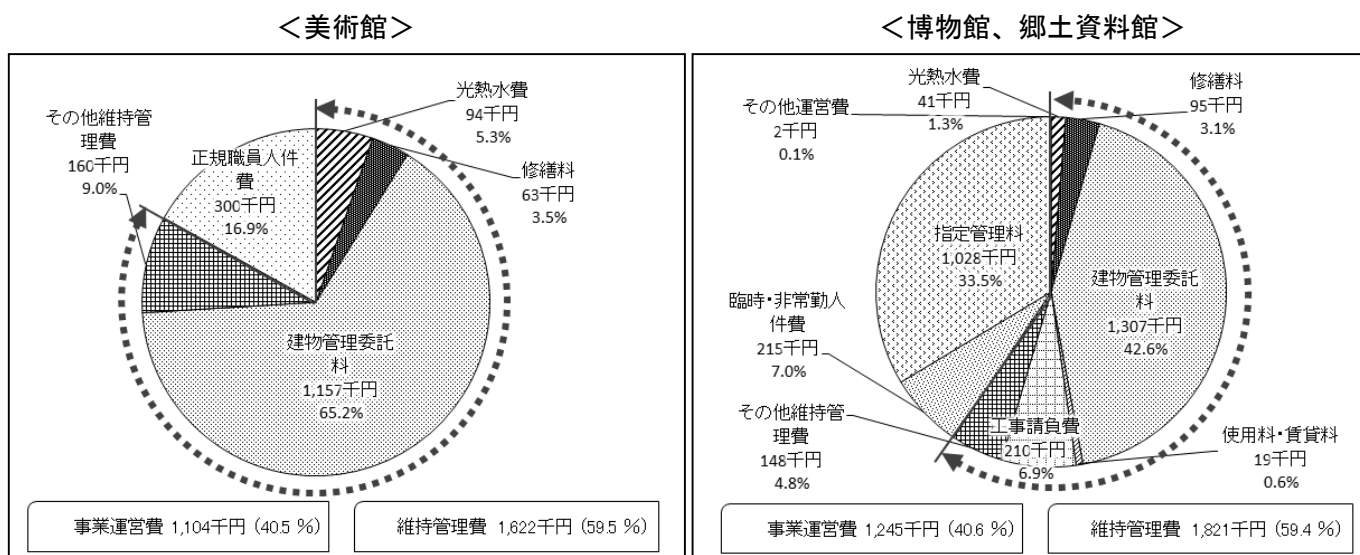
図表 耐震化の必要性（建物棟数ベース）



4.2.3 維持管理・運営に係る経費の状況

- 社会教育系施設は、いずれも直営で運営を行っています。
- 美術館の維持管理・運営にかかる総経費は年間273万円であり、そのうち維持管理費が59.5%（162万円）、事業運営費が40.5%（110万円）を占めています。特に、建物管理委託料が総経費の65.2%（116万円）と最も高い割合を占めており、次いで正規職員人件費が16.9%（30万円）と続いています。
- 博物館、郷土資料館の維持管理・運営にかかる総経費は年間307万円であり、そのうち維持管理費が59.4%（182万円）、事業運営費が40.6%（125万円）を占めています。美術館同様に建物管理委託料が総経費の42.6%（131万円）と最も高い割合を占めており、次いで指定管理料（平成23年度まで指定管理者制度導入のため。）が33.5%（103万円）と続いています。
- 重要文化財建造物という性質上、保存を重点に置いた管理運営が必要である一方、近年、「文化財の活用」を積極的に行うという方針のもと、各種イベント開催が増えてきています。利用上のルールを明確化するなど、文化財の適正な保存と活用とのバランスを図っていくことが課題となっています。

図表 年間平均維持管理費の内訳



図表 社会教育系施設の維持管理・運営コストの状況

施設 No.	施設名	用途分類 (小分類)	運営形態	収入 (千円)	支出 (千円)		1㎡あたり年間維持管理費 (円/㎡)	1㎡あたり年間運営費 (円/㎡)
					年間維持管理費	年間運営費		
16	大沼百子メモリアルホール	美術館	直営	0	446	300	2,732	1,840
88	桑折町文化記念館	博物館、郷土資料館	直営	1,372	1,821	1,245	3,022	2,066
88	桑折町文化記念館	美術館	直営	886	1,176	804	3,022	2,066

4.3 スポーツレクリエーション施設

4.3.1 施設の概要

□ 半田山自然公園内にある半田沼は、日本の三大銀山の1つである半田山の崩落にともなってできた、6万2千㎡（東京ドーム1.3個分）の沼であり、町外からも多くの観光客が訪れる場所です。昭和56年から植栽の他、遊歩道や休憩施設、広場などを整備してきました。昭和59年に、管理センター・キャンプ場・多目的広場・林間歩道などを設置し、春の桜だけでなく夏のキャンプ、秋の紅葉狩りと四季を通じて楽しめる場となり、昭和60年4月に「半田山自然公園」が誕生しました。



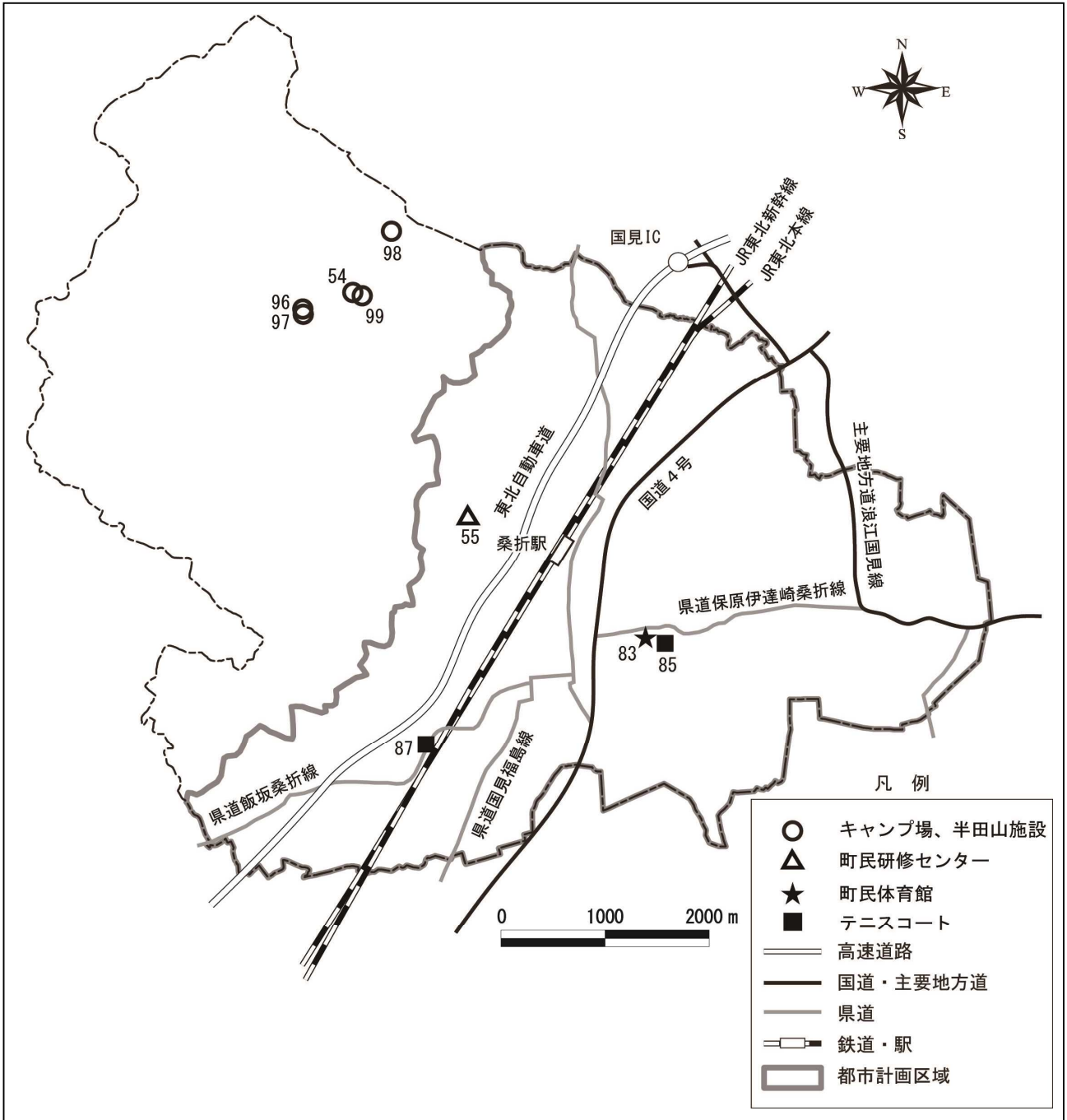
<町民体育館>

- 町民研修センターは、町民以外も利用できる日帰り入浴施設及び宿泊施設を附帯する研修施設であり、町内外からの観光集客施設としても利活用されています。
- 町民のスポーツレクリエーションのための施設としては、体育館1施設の他、テニスコート2施設が立地しています。

図表 スポーツレクリエーション施設の概要

施設 No.	施設名	主な用途	配置形態	施設概要	開館時間
54	半田山自然公園	公園管理 キャンプ場	併設	●半田山自然公園内に立地する、観光集客施設であり、休養・研修施設としての管理センターの他、バンガローなどの貸出を行っています。	
96					
97					
98					
99					
55	町民研修センター (うぶかの郷)	町民研修 センター	併設	●町民の健康増進や保養を目的とした施設であり、日帰り入浴施設及び宿泊施設を附帯する研修施設です。	
83	町民体育館	町民体育館	単独	●バスケットコート 1面 ●バレーボールコート 2面 ●バドミントンコート 3面 ●卓球台 3台	●【開館】午前9時～午後9時30分 ●【公休日】年末年始
85	テニスコートクラブハウス	テニスコート	単独	●全天候型サンドグラスコート ※町民第2体育館隣のテニスコートは3面 ※睦合テニスコートは2面 ●硬式・軟式兼用 ●照明設備完備	●【開館】午前9時～午後9時 ●【公休日】年末年始
87	睦合テニスコート附属棟		単独		●【開館】午前9時～午後5時 ●【公休日】11月1日～翌年3月31日

図表 スポーツレクリエーション施設の配置状況



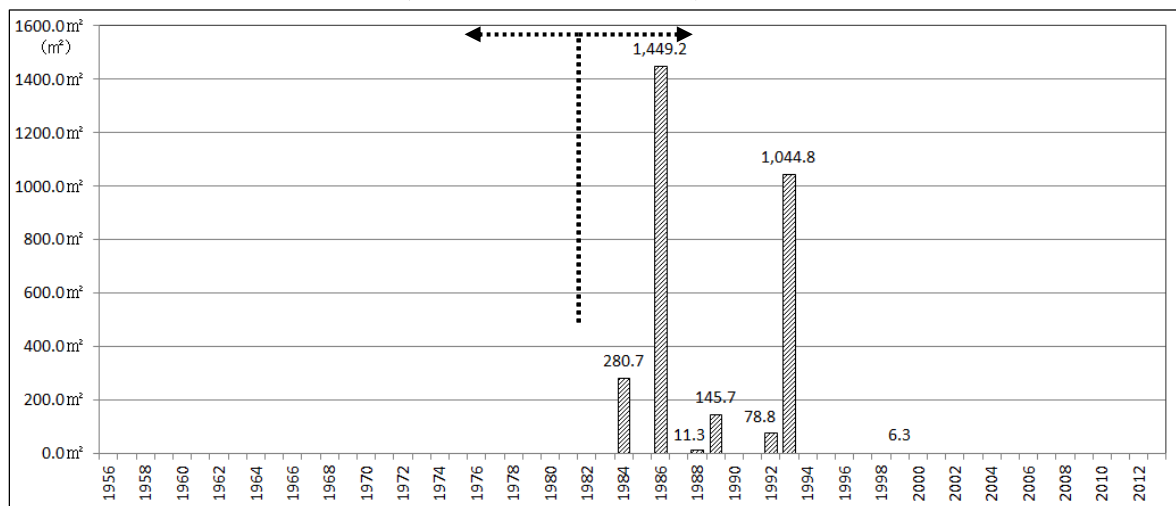
4.3.2 建物の状況

- スポーツレクリエーション施設にかかる建物棟は、いずれも1981年以降（昭和57年）に竣工した、新耐震基準で建てられたものです。
- 町民研修センターの2棟と町民体育館は簡易劣化診断の対象施設であり、いずれも劣化度がB判定となっていることから、今後は劣化状況を要監視しながら、計画的に維持修繕を図っていくことが必要となります。

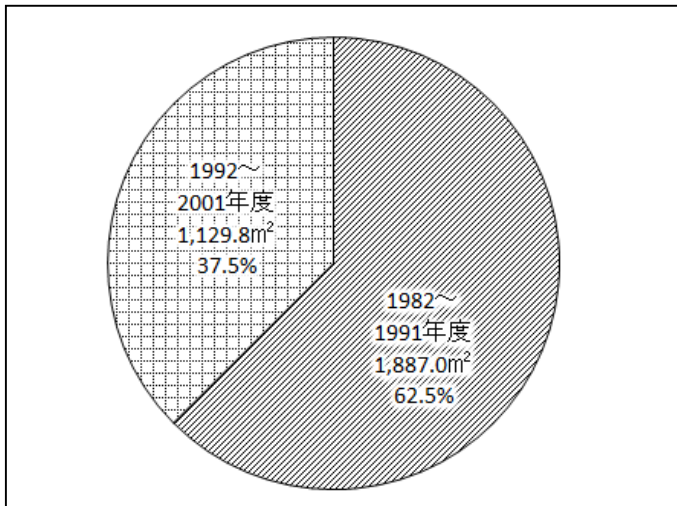
図表 スポーツレクリエーション施設の建物状況

施設No.	施設名	建物棟名	延床面積 (㎡)	竣工年度	構造	耐震化の状況	バリアフリー化の状況					劣化度
							車椅子用エレベーター	車椅子用スロープ	身障者用トイレ	自動ドア	手すり	
54	半田山自然公園1	半田山自然公園管理センター	280.7	1984	木造	不要		○			○	—
		管理センター身障者用トイレ	6.3	1999	木造	不要			○			—
96	半田山自然公園2	キャンプ場バンガローⅠ	29.2	1986	木造	不要						—
		キャンプ場バンガローⅡ	13.0	1986	木造	不要						—
		キャンプ場バンガローⅡ	13.0	1986	木造	不要						—
		キャンプ場炊事場	29.2	1986	木造	不要						—
		キャンプ場便所	16.2	1986	木造	不要						—
		キャンプ場便所	16.2	1986	木造	不要						—
97	半田山自然公園3	キャンプ場バンガローⅡ	13.0	1986	木造	不要						—
		キャンプ場バンガローⅡ	13.0	1986	木造	不要						—
		キャンプ場炊事場	29.2	1986	木造	不要						—
		キャンプ場便所	16.2	1986	木造	不要						—
98	半田山自然公園4	便所	11.3	1988	木造	不要					—	
99	半田山自然公園5	休憩舎(あずま屋)	34.4	1992	木造	不要					—	
55	町民研修センター	町民研修センター	999.3	1993	鉄骨造	不要		○	○	○	○	B
55	町民研修センター	機械室	45.5	1993	鉄骨造	不要						—
83	町民体育館	町民体育館	1,261.3	1986	鉄骨造	不要		○	○			B
85	テニスコート、クラブハウス	テニスコート、クラブハウス	145.7	1989	木造	不要		○	○			—
87	睦合テニスコート附属棟	睦合テニスコート附属棟	44.4	1992	木造	不要						—

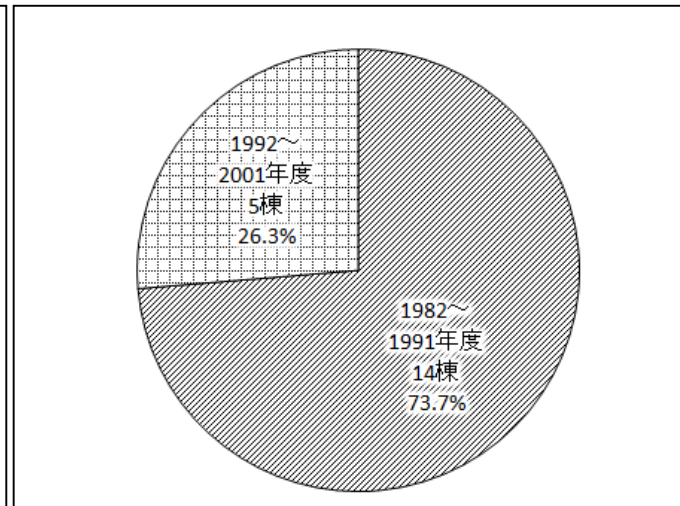
図表 竣工年度別延床面積の分布



図表 竣工年代別延べ床面積の割合



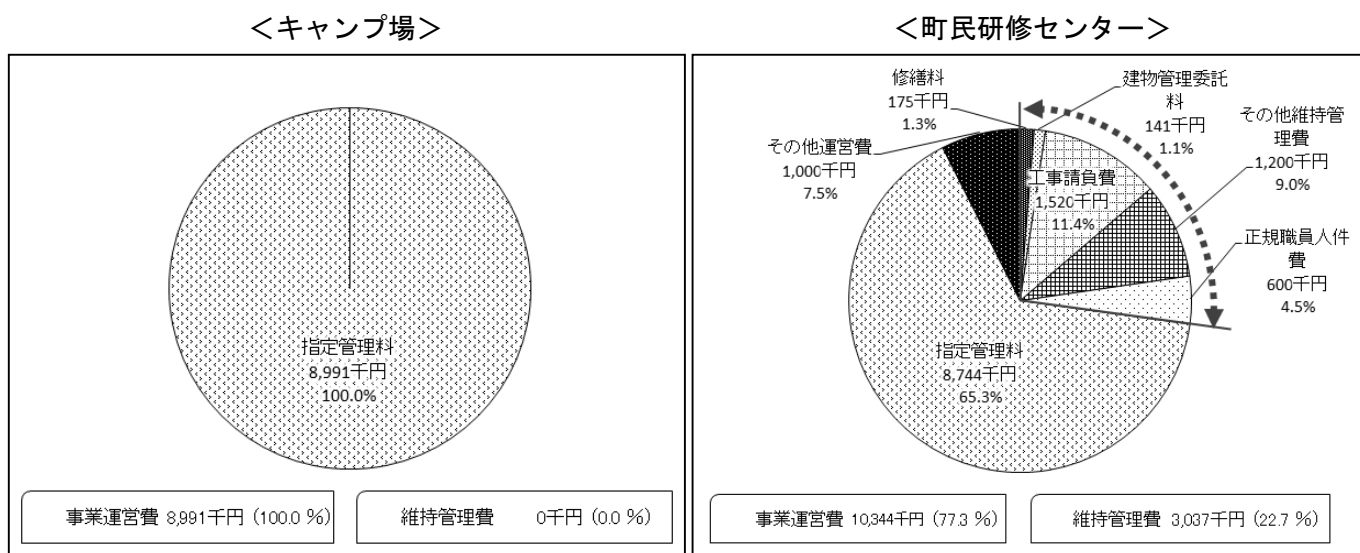
図表 竣工年代別建物棟数の割合



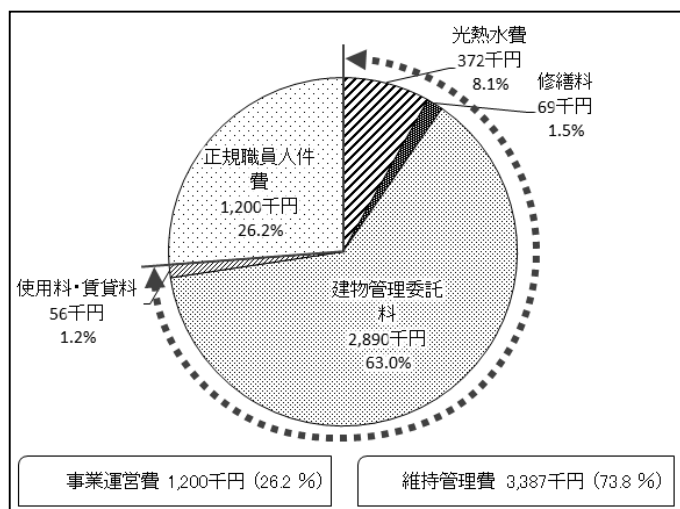
4.3.3 維持管理・運営に係る経費の状況

- 半田山自然公園及び町民研修センターは、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な維持管理・運営を図っています。今後についても継続的に指定管理者制度により運営することを予定しています。
- 半田山自然公園（キャンプ場）は指定管理者制度を導入していることから、総経費としては指定管理料が年間899万円かかっています。
- 町民研修センターの維持管理・運営にかかる総経費は年間1,338万円であり、そのうち維持管理費が22.7%（304万円）、事業運営費が77.3%（1,034万円）を占めています。本施設も指定管理者制度を導入しており、指定管理料が総経費の65.3%（874万円）を占めています。その他、建物の老朽化等の対策に要する工事請負費が11.4%（152万円）、その他維持管理費が9.0%（120万円）と続いています。
- 町民体育館の維持管理・運営にかかる総経費は年間459万円であり、そのうち維持管理費が73.8%（339万円）、事業運営費が26.2%（120万円）を占めています。特に、建物管理委託料が総経費の63.0%（289万円）と最も高い割合を占めています。
- テニスコートの維持管理・運営にかかる総経費は年間282万円であり、そのうち維持管理費が32.4%（92万円）、事業運営費が67.6%（191万円）を占めています。特に、事業運営にかかる正規職員人件費が総経費の42.5%（120万円）と最も高い割合を占めており、次いで臨時・非常勤人件費が25.1%（71万円）、建物の管理委託料が15.3%（43万円）と続いています。テニスコートのネットや人工芝など設備面での更新が課題となっています。

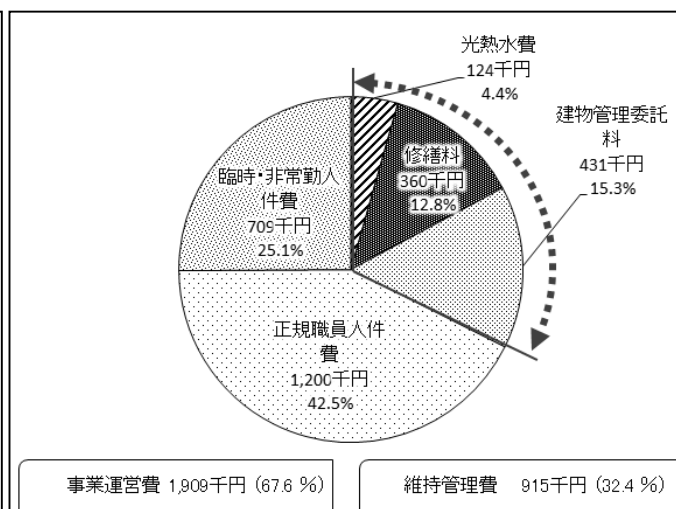
図表 年間平均維持管理費の内訳



<町民体育館>



<テニスコート>



図表 スポーツレクリエーション施設の維持管理・運営コストの状況

施設 No.	施設名	用途分類 (小分類)	運営形態	収入 (千円)	支出 (千円)		1㎡あたり年間維持管理費 (円/㎡)	1㎡あたり年間運営費 (円/㎡)
					年間維持管理費	年間運営費		
54	半田山自然公園1	キャンプ場	指定管理	0	0	1,798	0	6,266
96	半田山自然公園2	キャンプ場	指定管理	0	0	1,798	0	15,417
97	半田山自然公園3	キャンプ場	指定管理	0	0	1,798	0	25,227
98	半田山自然公園4	キャンプ場	指定管理	0	0	1,798	0	158,571
99	半田山自然公園5	キャンプ場	指定管理	0	0	1,798	0	52,258
55	町民研修センター	町民研修センター	指定管理	0	3,037	10,344	2,906	9,901
83	町民体育館	町民体育館	直営	504	3,387	1,200	2,686	951
85	テニスコート・クラブハウス	テニスコート	直営	540	306	1,309	2,101	8,982
87	睦合テニスコート附属棟	テニスコート	直営	242	609	600	13,729	13,526

4.4 学校教育系施設

4.4.1 施設の概要

- 小学校は、学校教育法第29条にもとづき、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち、基礎的なものを施すことを目的とした施設であり、町内4か所に立地しています。
- 中学校は、学校教育法第45条にもとづき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とした施設です。町内では醸芳中学校の1校が立地しています。
- その他教育施設として、地域交流センター及び各学校の給食を調理する学校給食センターが立地しています。

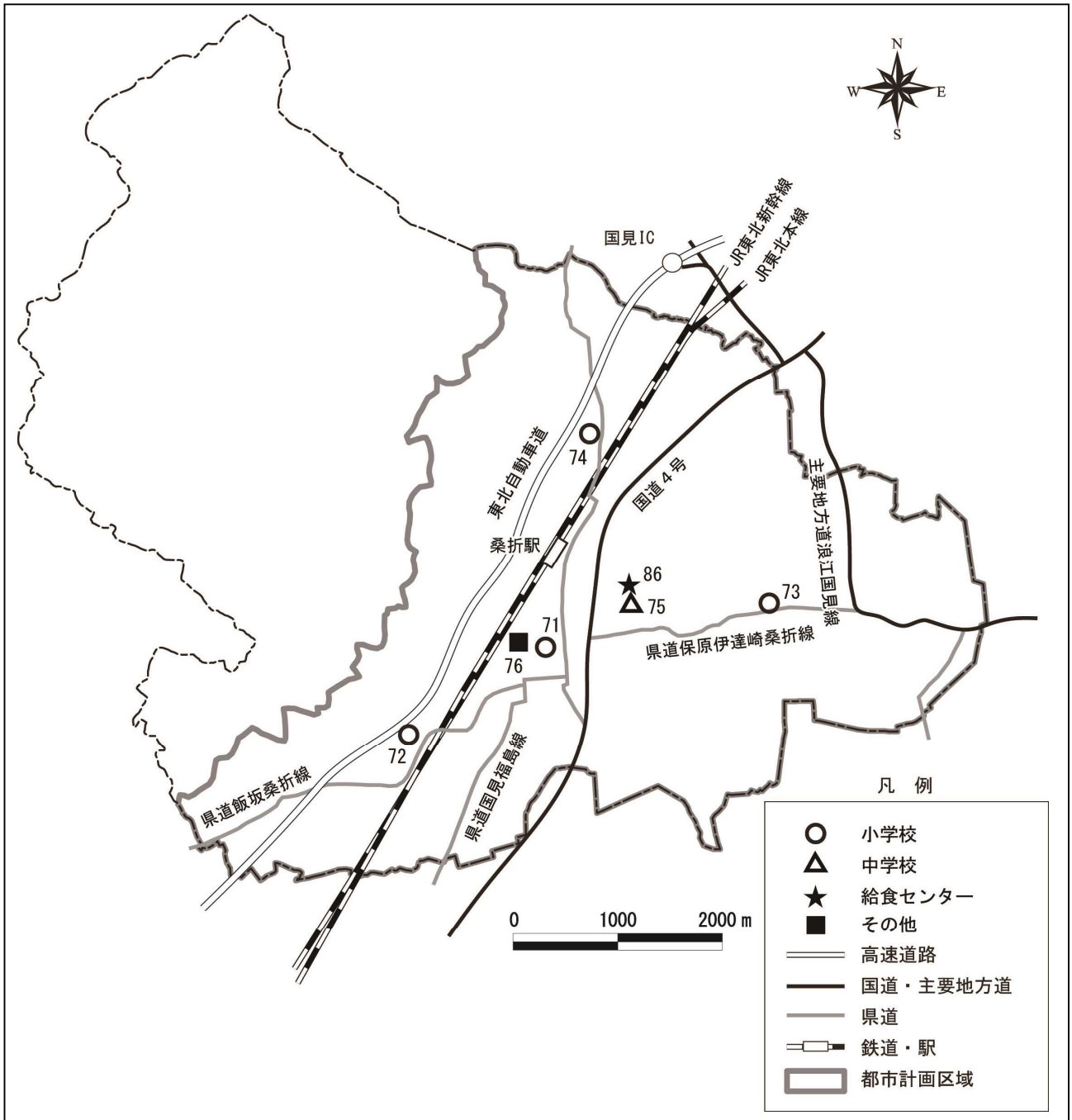


<醸芳小学校>

図表 学校教育系施設の概要

施設No.	施設名	主な用途	配置形態	備考
71	醸芳小学校	小学校	併設	●小学校は、地震災害で自宅が倒壊したり、火災にあつて自宅に戻れない場合、一時的な生活の場所となる「避難所」に指定されているほか、学校開放等を通じて、町民に身近な地域コミュニティの拠点としての役割を担っています。
72	睦合小学校		併設	
73	伊達崎小学校		併設	
74	半田醸芳小学校		併設	
75	醸芳中学校	中学校	併設	●小学校と同様に、町民にとって身近な施設であり、地域コミュニティの形成を促進する拠点としての役割を担っています。
76	地域交流センター	その他	併設	●醸芳小学校の体育館としても利用されています。
86	学校給食センター	給食センター	併設	●桑折町内の幼稚園(4園)、小学校(4校)、中学校(1校)の給食を調理・配達しています。

図表 学校教育系施設の配置状況



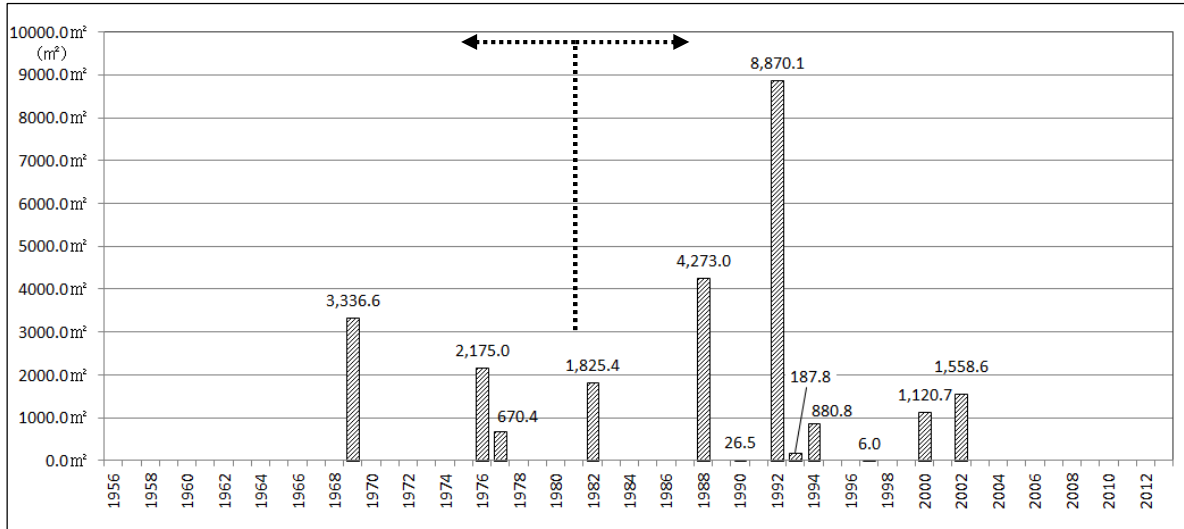
4.4.2 建物の状況

- 1981年以前（昭和56年）に竣工した建物が6棟ありますが、校舎についてはいずれも耐震化が完了しています。
- 地域交流センターの建物棟を除き、いずれも簡易劣化診断の対象施設となっています。学校給食センターの2棟と小学校の建物棟のうち2棟は劣化度A判定ですが、その他B判定の建物棟が11棟、C判定が5棟となっています。特に劣化度C判定の建物棟については、劣化が大きいことから、早急な対応が望まれます。

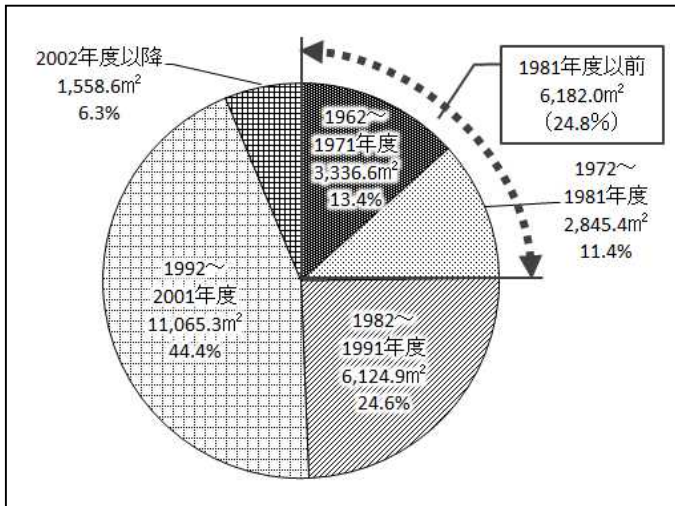
図表 学校教育系施設の建物の状況

施設No.	施設名	建物棟名	延床面積(m ²)	竣工年度	構造	耐震化の状況	バリアフリー化の状況					劣化度
							車椅子用エレベーター	車椅子用スロープ	身障者用トイレ	自動ドア	手すり	
71	醸芳小学校	校舎	3,227.3	1969	鉄筋コンクリート造	実施済み						C
		校舎(管理棟)	6.0	1997	鉄筋コンクリート造	不要						C
		東渡り廊下	19.9	1969	その他	実施済み						C
		西渡り廊下、倉庫	89.4	1969	その他	実施済み						A
72	睦合小学校	校舎	1,825.4	1982	鉄筋コンクリート造	不要						B
		屋内運動場	815.1	1994	鉄骨造	不要		○			○	B
		倉庫	54.4	1994	鉄骨造	不要						B
73	伊達崎小学校	校舎	2,175.0	1976	鉄筋コンクリート造	実施済み		○			○	A
		屋内運動場	604.6	1977	鉄筋コンクリート造	実施済み						B
		屋内運動場倉庫・便所	65.8	1977		未実施						B
74	半田醸芳小学校	校舎	3,301.0	1988	鉄筋コンクリート造	不要						C
		屋内運動場	972.0	1988	鉄骨鉄筋コンクリート造	不要						B
		物置	26.5	1990	その他	不要						C
75	醸芳中学校	校舎	6,557.1	1992	鉄骨鉄筋コンクリート造	不要						B
		屋内運動場・柔剣道場	2,313.0	1992	鉄骨鉄筋コンクリート造	不要						B
		更衣室、器具庫、便所	90.0	1993	鉄骨造	不要						B
		プール付属室	97.8	1993	鉄筋コンクリート造	不要						B
		陶芸室	11.3	1994	その他	不要						B
76	地域交流センター	地域交流センター	1,466.5	2002	木造	不要		○	○		○	—
		通路(渡り廊下)	92.1	2002	木造	不要						—
86	学校給食センター	学校給食センター	1,040.7	2000	鉄骨造	不要						A
		車庫	80.0	2000	鉄骨造	不要						A

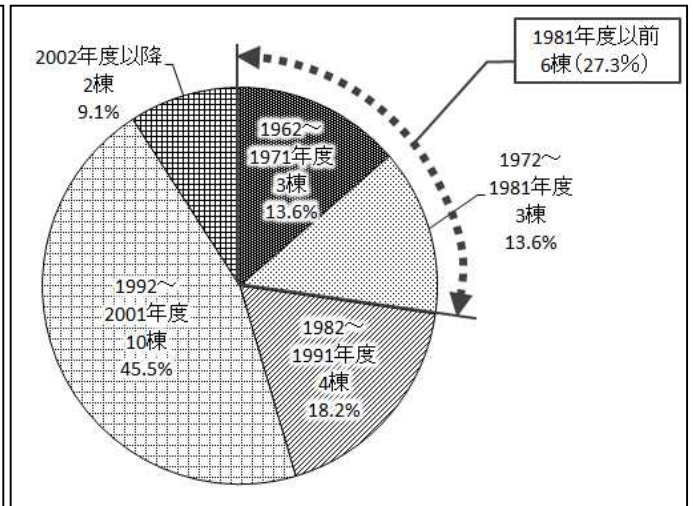
図表 竣工年度別延床面積の分布



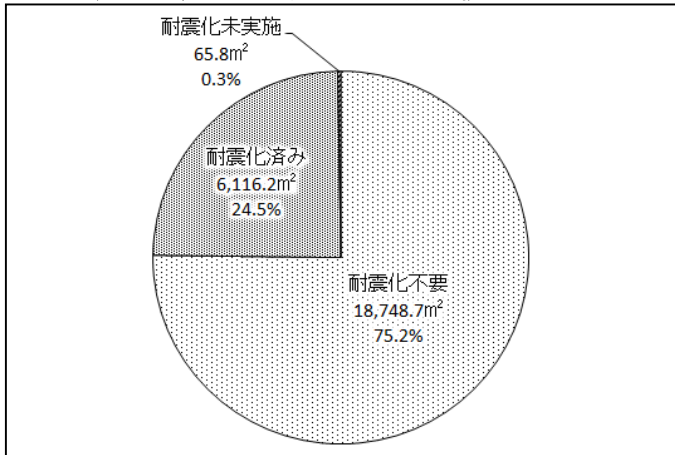
図表 竣工年代別延べ床面積の割合



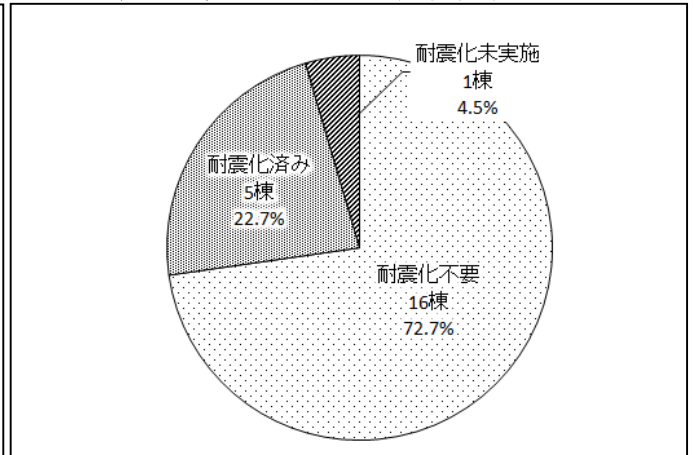
図表 竣工年代別建物棟数の割合



図表 耐震化の必要性 (延床面積ベース)



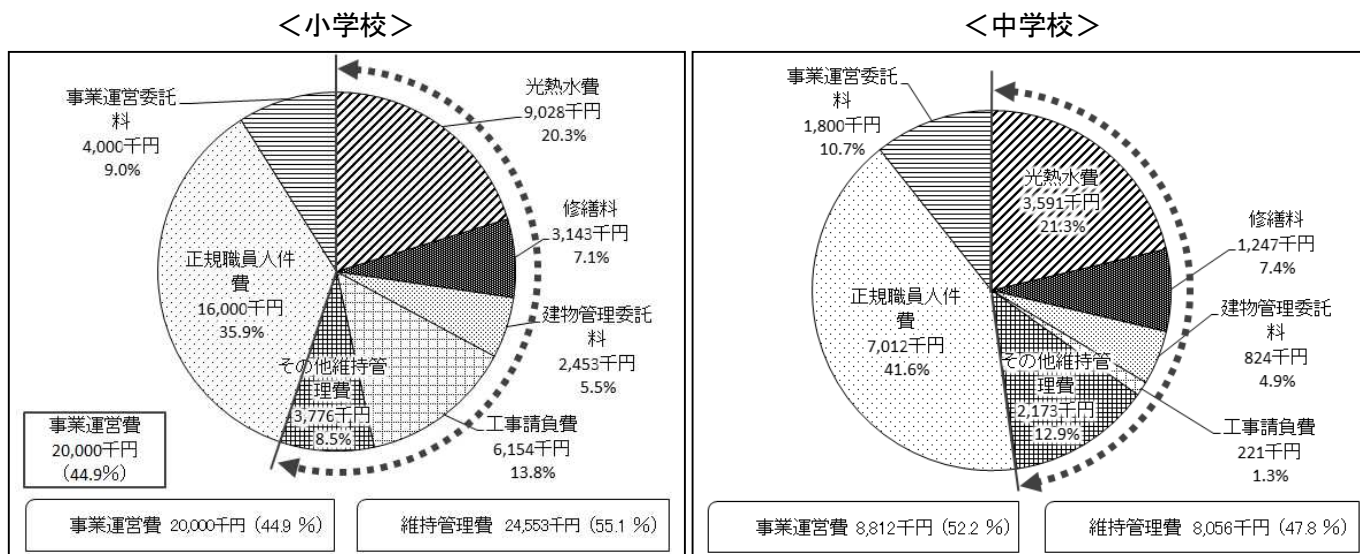
図表 耐震化の必要性 (建物棟数ベース)



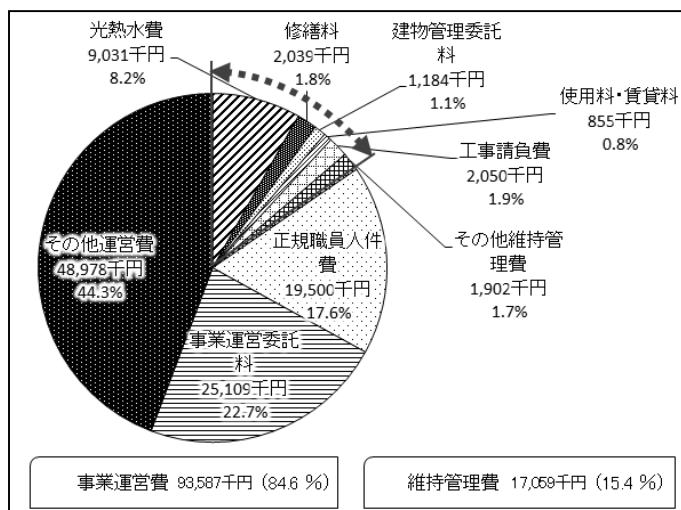
4.4.3 維持管理・運営に係る経費の状況

- 小学校及び中学校の教職員の人件費については県が負担していることから、分析の対象から除いています。小学校の維持管理・運営にかかる総経費は年間4,455万円であり、そのうち維持管理費が55.1% (2,455万円)、事業運営費が44.9% (2,000万円) を占めています。特に、正規職員人件費 (町教育委員会に所属する職員人件費) が総経費の35.9% (1,600万円) と最も高い割合を占めており、次いで光熱水費が20.3% (903万円)、施設の老朽化対策など工事請負費が13.8% (615万円)、修繕料が7.1% (314万円) と続いています。なお、地域交流センターの維持管理費は、醸芳小学校に含めて掲載しています。
- 中学校の維持管理・運営にかかる総経費は年間1,687万円であり、そのうち維持管理費が47.8% (806万円)、事業運営費が52.2% (881万円) を占めています。小学校と同様に正規職員人件費が総経費の41.6% (701万円) と最も高い割合を占めており、次いで光熱水費が21.3% (359万円)、その他維持管理費が12.9% (217万円) と続いています。
- 学校給食センターの維持管理・運営にかかる総経費は年間1億1,065万円であり、そのうち維持管理費が15.4% (1,706万円)、事業運営費が84.6% (9,359万円) を占めています。特に、その他運営費 (賄材料費等) が総経費の44.3% (4,898万円) と最も高い割合を占めており、次いで事業運営委託料が22.7% (2,511万円)、正規職員人件費が17.6% (1,950万円) と続いています。学校給食センターでは、設備の老朽化による修繕料の増加が課題となっています。

図表 年間平均維持管理費の内訳



＜学校給食センター＞



図表 学校教育系施設の維持管理・運営コストの状況

施設 No.	施設名	用途分類 (小分類)	運営形態	収入 (千円)	支出 (千円)		1㎡あたり年間維持管理費 (円/㎡)	1㎡あたり年間運営費 (円/㎡)
					年間維持管理費	年間運営費		
71	醸芳小学校	小学校	直営	0	6,481	5,000	1,939	1,496
72	睦合小学校	小学校	直営	4	8,789	5,000	3,261	1,855
73	伊達崎小学校	小学校	直営	18	5,186	5,000	1,823	1,757
74	半田醸芳小学校	小学校	直営	43	4,097	5,000	953	1,163
75	醸芳中学校	中学校	直営	53	8,056	8,812	888	972
76	地域交流センター	その他	直営	23	0	0	0	0
86	学校給食センター	給食センター	直営	55,362	17,059	93,587	15,222	83,507

※地域交流センターの維持管理費は、醸芳小学校に含む

4.5 子育て支援施設

4.5.1 施設の概要

- 幼稚園は、学校教育法にもとづき、満3歳から小学校就学の始期までの教育サービスを提供することを目的とした施設です。町内には4か所に立地しています。
- 保育所は、児童福祉法に基づき0歳から2歳までの保育に欠ける乳幼児に対する保育サービスを提供することを目的とした施設であり、町内では醸芳保育所の1施設のみです。
- 児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童に対する遊び場所を提供するとともに、健全な育成を図ることを目的とした施設です。町内では醸芳小学校の南隣りに1施設が立地しています。

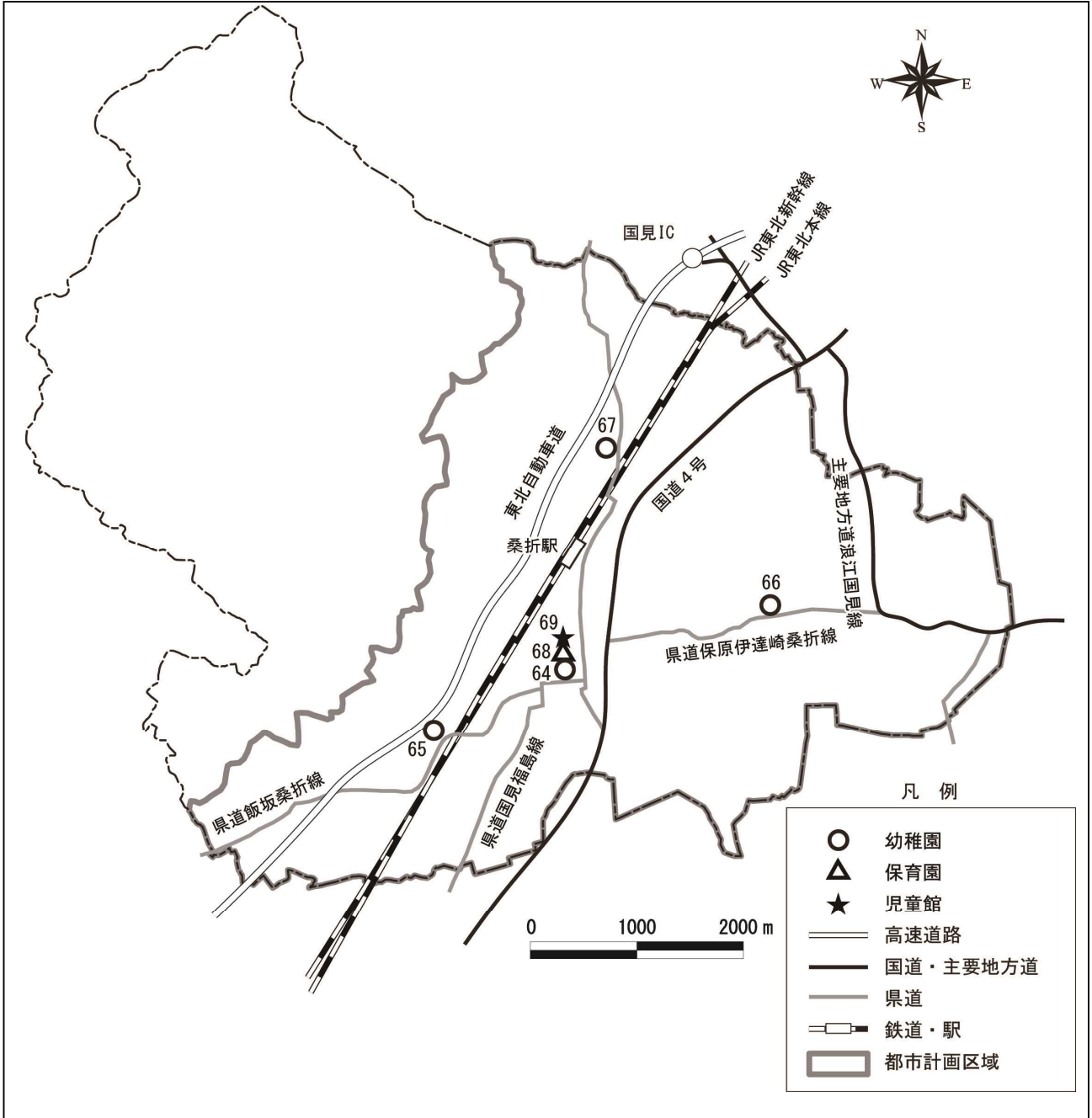


＜伊達崎幼稚園＞

図表 子育て支援施設の概要

施設 No.	施設名	主な用途	配置形態	備考
64	醸芳幼稚園	幼稚園	併設	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園降園後から最長 19:00 までは、保護者が職業を持ち、家庭での保育が困難な乳幼児や、家庭の事情で保育が困難と認められる乳幼児を預かる、預かり保育事業を行っています。 ●それぞれの施設の併設する建物において、6歳から12歳までの小学校児童の預かり施設として、放課後児童健全育成事業を行っています。
65	睦合幼稚園		併設	
66	伊達崎幼稚園		併設	
67	半田醸芳幼稚園		併設	
68	醸芳保育所	保育所	併設	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が職業を持ち、家庭での保育が困難な乳幼児や、家庭の事情で保育が困難と認められる乳幼児を対象としています。 ●また、保育所の機能を生かして、在宅児の子育て親子への交流の場として提供しています。
69	児童館	児童館	併設	<ul style="list-style-type: none"> ●平日午後は、6歳から12歳までの小学校児童の預かり施設として、放課後児童保育を行っています。 ●平日午前中は、乳幼児が遊ぶことができるよう施設を開放しています。

図表 子育て支援施設の配置状況



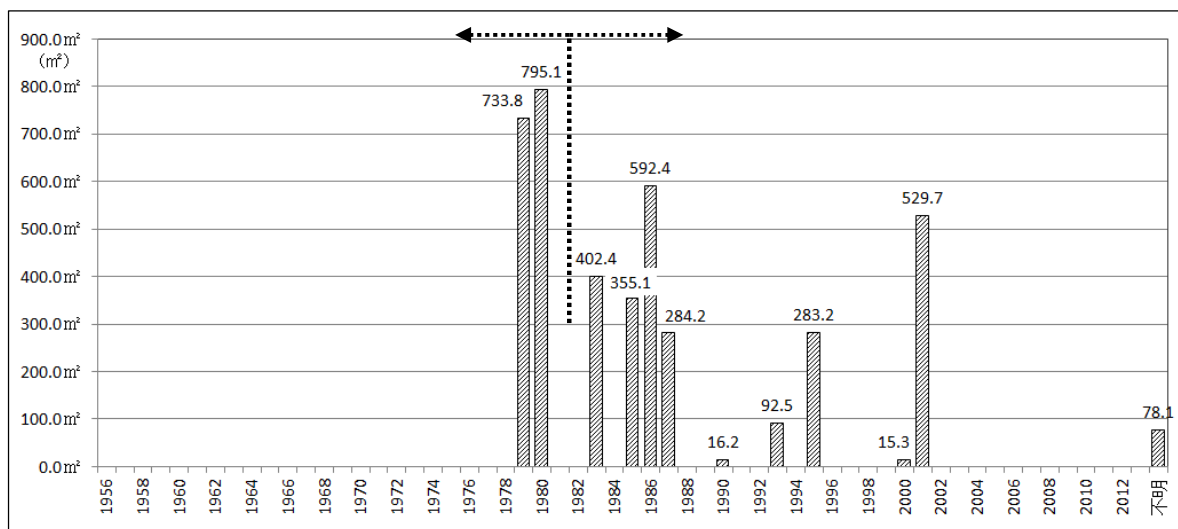
4.5.2 建物の状況

- 1981年以前（昭和56年）に竣工した建物が2棟（醸芳幼稚園1棟、醸芳保育所1棟）、竣工時期が不明な建物が1棟（児童館分館）ありますが、幼稚園及び保育所の建物棟は耐震化等の対応を行っていない状況にあります。
- 子育て支援施設は、いずれも簡易劣化診断の対象施設であり、うち12棟は劣化度A判定ですが、睦合幼稚園の1棟と半田醸芳幼稚園の建物棟はB判定となっており、今後劣化状況を要監視しながら、計画的に維持修繕を図っていくことが必要です。
- 各幼稚園及び醸芳保育所は、築年数が経過し、毎年修繕箇所が発生している状況にあり、計画的な修繕が必要となっています。また、東日本大震災時の際の外壁等のひび割れがそのままの状態となるなど、今後の対応が課題となっています。

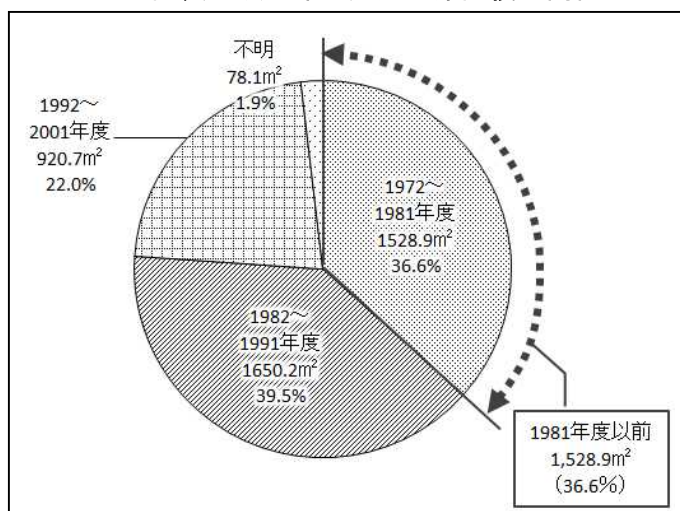
図表 子育て支援施設の建物の状況

施設No.	施設名	建物棟名	延床面積(m ²)	竣工年度	構造	耐震化の状況	バリアフリー化の状況					劣化度
							車椅子用エレベーター	車椅子用スロープ	身障者用トイレ	自動ドア	手すり	
64	醸芳幼稚園	醸芳幼稚園	733.8	1979	鉄筋コンクリート造	未実施						A
		醸芳幼稚園	92.5	1993	鉄骨造	不要						A
		醸芳幼稚園	529.7	2001	鉄骨造	不要						A
65	睦合幼稚園	睦合幼稚園	268.9	1983	鉄筋コンクリート造	不要						B
		旧睦合季節保育所	133.5	1983	鉄骨造	不要						A
		旧睦合季節保育所(増築)	16.2	1990	木造	不要						A
66	伊達崎幼稚園	伊達崎幼稚園	355.5	1986	鉄筋コンクリート造	不要						A
		旧伊達崎季節保育所	237.0	1986	鉄骨造	不要						A
67	半田醸芳幼稚園	半田醸芳幼稚園	355.1	1985	鉄筋コンクリート造	不要						B
		旧半田季節保育所	284.2	1987	鉄骨造	不要						B
68	醸芳保育所	醸芳保育所	795.1	1980	鉄筋コンクリート造	未実施						A
		醸芳保育所(増築)調乳室	8.6	2000	鉄骨造	不要						A
		醸芳保育所(増築)ほふく室	6.7	2000	鉄骨造	不要						A
69	児童館	児童館	283.2	1995	鉄骨造	不要		○		○	○	A
		児童館分館	78.1	不明	その他	不要					○	A

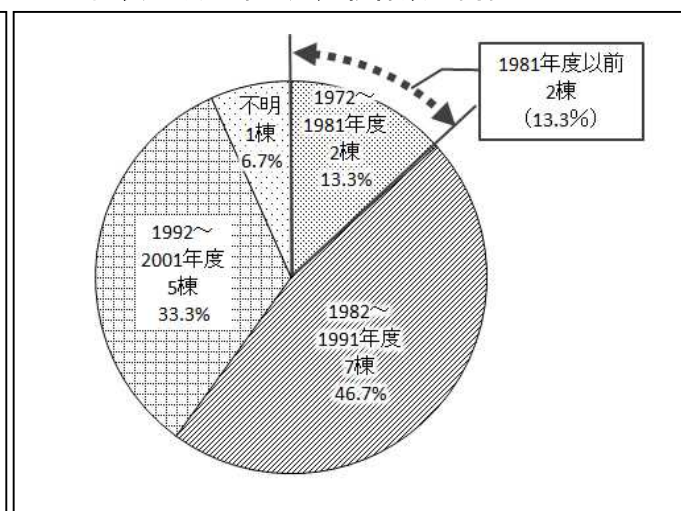
図表 竣工年度別延床面積の分布



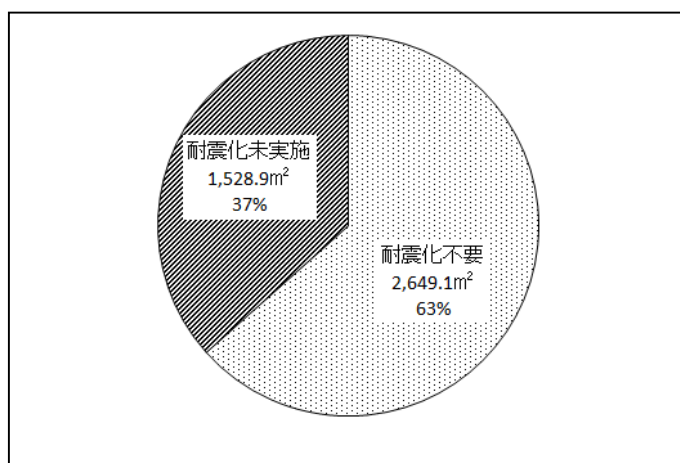
図表 竣工年代別延べ床面積の割合



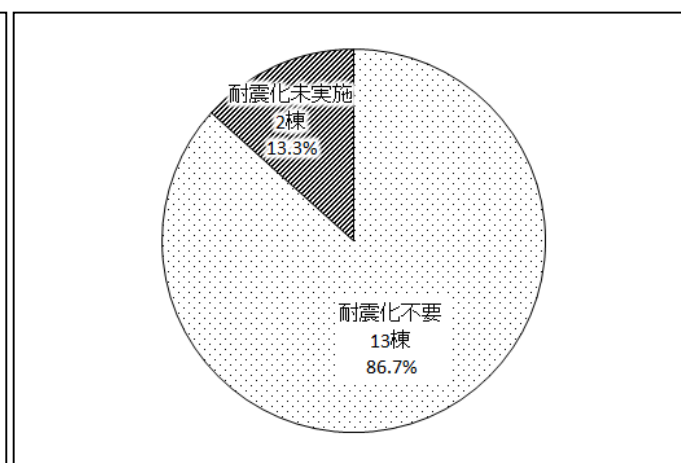
図表 竣工年代別建物棟数の割合



図表 耐震化の必要性 (延床面積ベース)



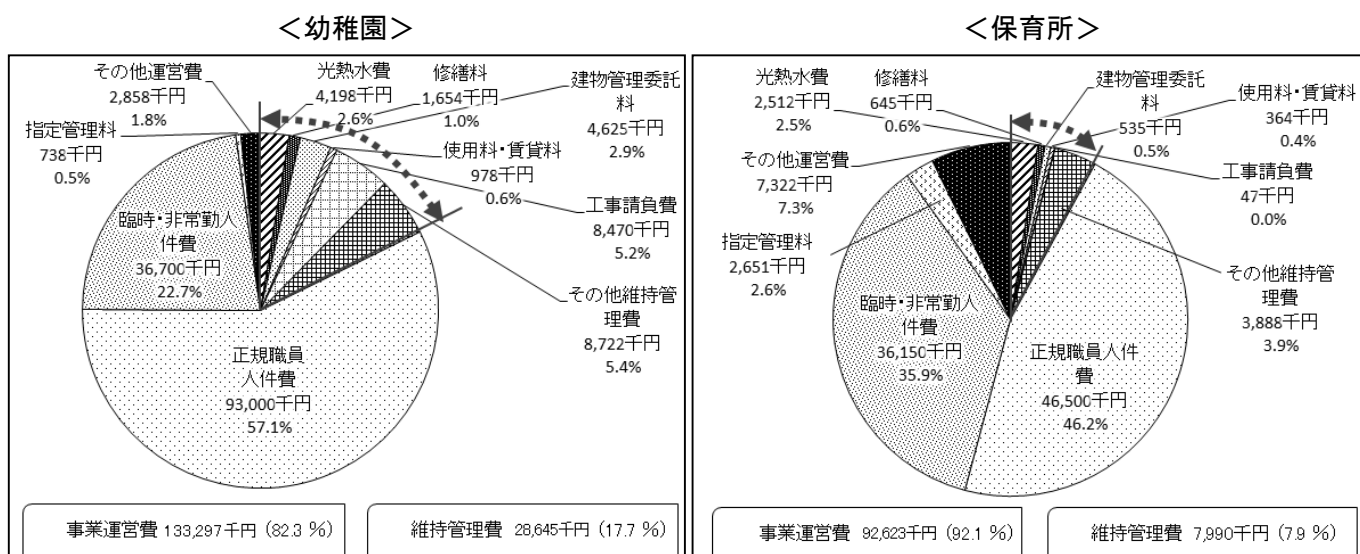
図表 耐震化の必要性 (建物棟数ベース)



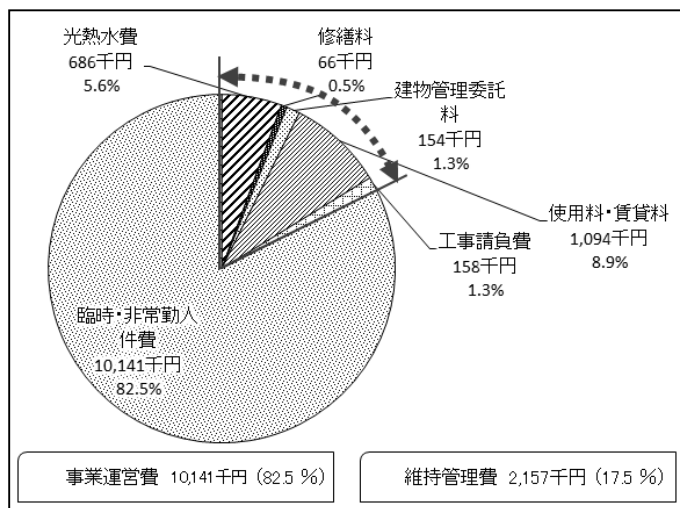
4.5.3 維持管理・運営に係る経費の状況

- 桑折町の各幼稚園は、少子化により園児数の減少が加速的に進み、伊達崎幼稚園においては、平成26年度から4・5歳児で複式学級編制となり、睦合幼稚園でも平成27年度からの実施を余儀なくされています。また、半田醸芳幼稚園においても平成26年度3歳児の園児数が10人であり、その後も同様の状況が見込まれています。
- こうした背景から、平成26年11月に「幼稚園適正配置検討委員会」からの答申を受け、適正人数・適正規模とするため、町内の4つの幼稚園を1園に統合し、幼稚園・預かり保育及び隣接する保育所を一体的に運営することとなりました。平成29年度を目標年度とし、現在の醸芳幼稚園の園舎・園地の活用及び増築により、町唯一の幼稚園にふさわしい施設整備を行うことを予定しています。
- 幼稚園の維持管理・運営にかかる総経費は年間1億6,194万円であり、そのうち維持管理費が17.7%（2,865万円）、事業運営費が82.3%（1億3,330万円）を占めています。特に、事業運営にかかる正規職員人件費が57.1%（9,300万円）と最も高い割合を占めており、次いで臨時・非常勤人件費が22.7%（3,670万円）と続いています。
- 保育所の維持管理・運営にかかる総経費は年間1億61万円であり、そのうち維持管理費が7.9%（799万円）、事業運営費が92.1%（9,262万円）を占めており、ほとんどは事業運営費にかかっています。正規職員人件費が46.2%（4,650万円）、臨時・非常勤人件費が35.9%（3,615万円）と人件費が大半を占めていることがわかります。
- 児童館の維持管理・運営にかかる総経費は年間1,230万円であり、そのうち維持管理費が17.5%（216万円）、事業運営費が82.5%（1,014万円）を占めています。特に、臨時・非常勤人件費が総経費の82.5%（1,014万円）と最も高い割合を占めており、次いで使用料・賃借料が8.9%（109万円）、光熱水費が5.6%（69万円）と続いています。

図表 年間平均維持管理費の内訳



<児童館>



図表 子育て支援施設の維持管理・運営コストの状況

施設 No.	施設名	用途分類 (小分類)	運営形態	収入 (千円)	支出 (千円)		1㎡あたり年間維持管理費 (円/㎡)	1㎡あたり年間運営費 (円/㎡)
					年間維持管理費	年間運営費		
64	醸芳幼稚園	幼稚園	直営	13,325	13,696	53,951	10,100	39,787
65	睦合幼稚園	幼稚園	直営	3,464	4,796	26,675	11,458	63,732
66	伊達崎幼稚園	幼稚園	直営	4,078	4,981	25,612	8,407	43,231
67	半田醸芳幼稚園	幼稚園	直営	5,474	5,173	27,059	8,092	42,329
68	醸芳保育所	保育所	直営	20,359	7,990	92,623	9,859	114,293
69	児童館	児童館	直営	7,884	2,157	10,141	5,970	28,064

4.6 保健福祉施設

4.6.1 施設の概要

- 保健福祉施設としては、老人福祉法第5条に定める老人福祉センターと、保健福祉センターの2つの施設が立地しています。
- 老人福祉センターは、高齢者の健康増進及び教養の向上のため、入浴施設の開放、各種レクリエーション活動のために施設の貸出しを行っています。
- 保健福祉センターは、子どもからお年寄りまで、すべてのライフサイクルでの健康づくりのための各種事業の提供や、保健・福祉・医療にかかる総合相談を行い、必要に応じて他の機関と連携を図った支援を行うことを目的とした施設です。高齢者が家庭や住み慣れた地域で、安心して生活が続けられるよう介護支援等も行っていきます。

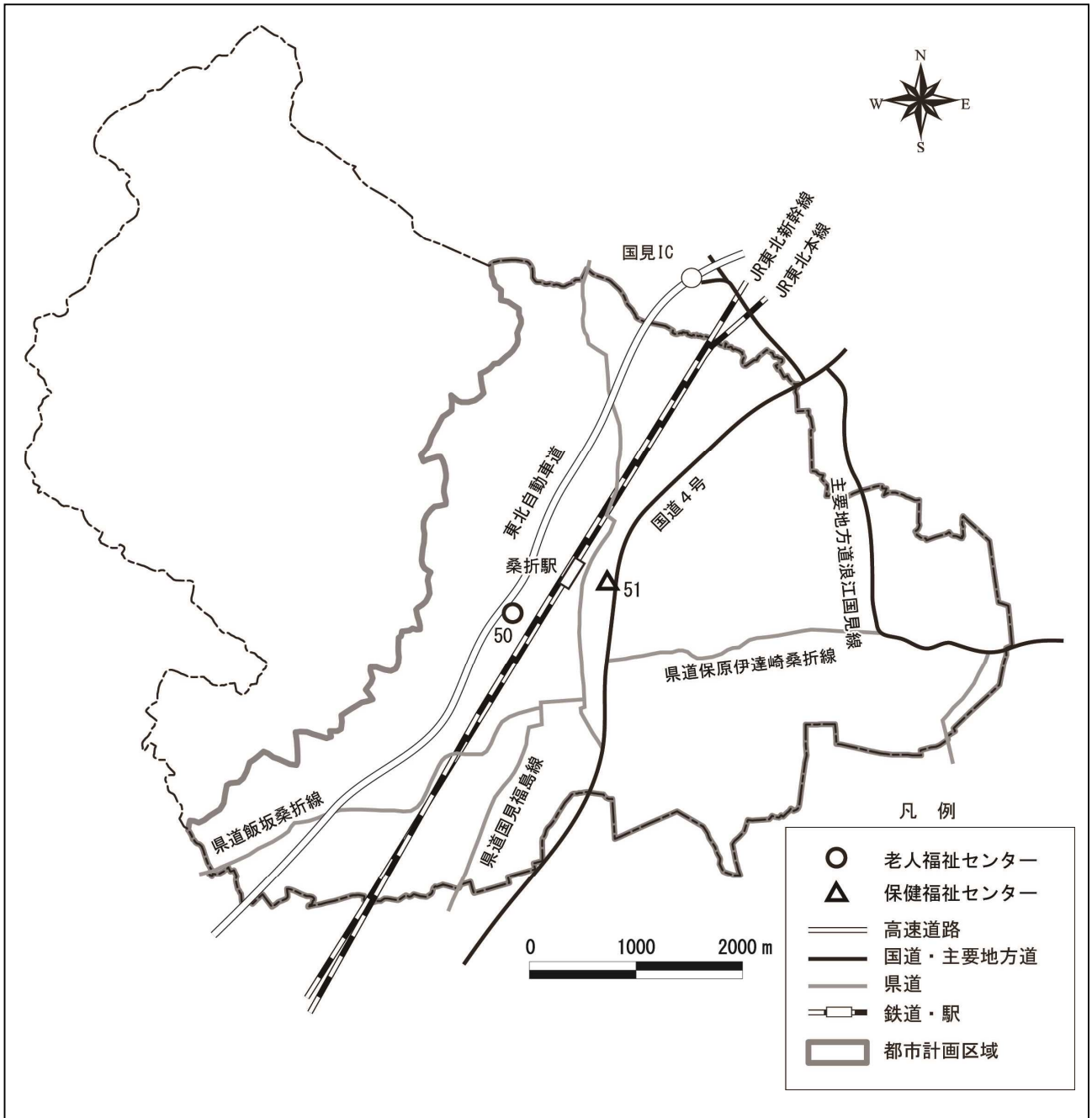


<保健福祉センター（やすらぎ園）>

図表 保健福祉施設の概要

施設 No.	施設名	主な用途	配置形態	備考
50	老人福祉センター 大かや園	老人福祉センター	複合	●社会福祉協議会に施設貸出しを行い、町直営での通所サービス提供の他、社会福祉協議会によりデイサービス事業を提供しています。
51	保健福祉センター（やすらぎ園）	保健福祉センター	併設	●社会福祉協議会に施設の一部を貸出し、介護支援やボランティアセンターとして活用しています。

図表 保健福祉施設の配置状況



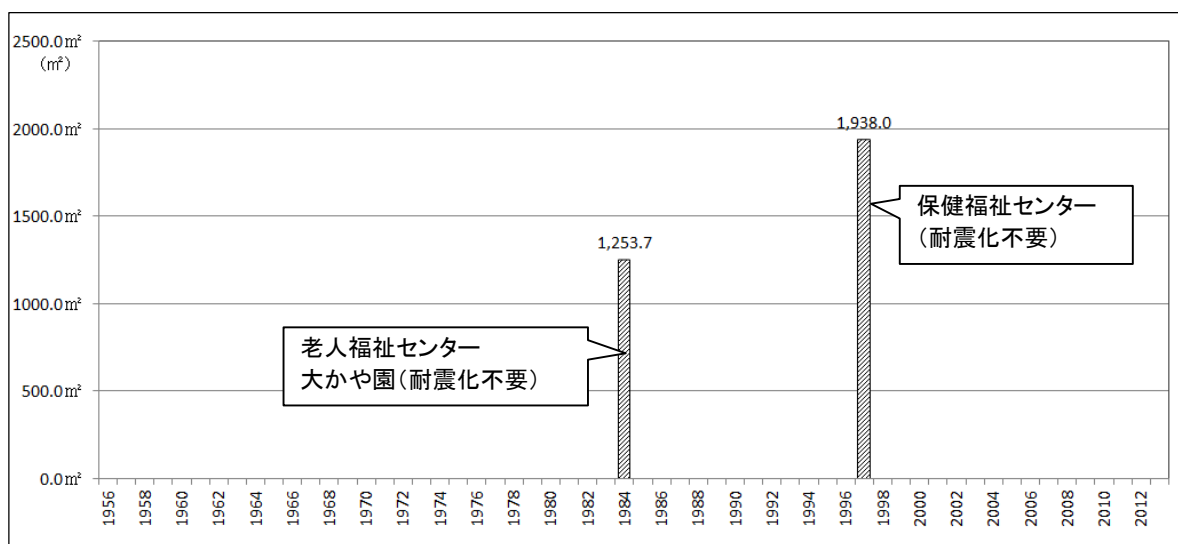
4.6.2 建物の状況

- 保健福祉施設としては、いずれも1982年以降（昭和57年）に竣工した新耐震基準に基づく建物棟のみとなっています。
- いずれも簡易劣化診断の対象施設ですが、老人福祉センター及び保健福祉センターの1棟については劣化度B判定となっており、今後は劣化状況を要監視しながら、計画的に維持修繕を図っていく必要があります。老人福祉センターでは、建物の老朽化に伴う設備類の故障が頻発している状況にあり、今後の改善が必要な状況にあります。

図表 保健福祉施設の建物の状況

施設No.	施設名	建物棟名	延床面積 (㎡)	竣工年度	構造	耐震化の状況	バリアフリー化の状況					劣化度
							車椅子用エレベーター	車椅子用スロープ	身障者用トイレ	自動ドア	手すり	
50	老人福祉センター	老人福祉センター	1,253.7	1984	鉄筋コンクリート造	不要		○	○	○	○	B
51	保健福祉センター	保健福祉センター	1,600.4	1997	鉄骨造	不要		○	○	○	○	A
		保健福祉センター 車庫	337.6	1997	鉄骨造	不要						B

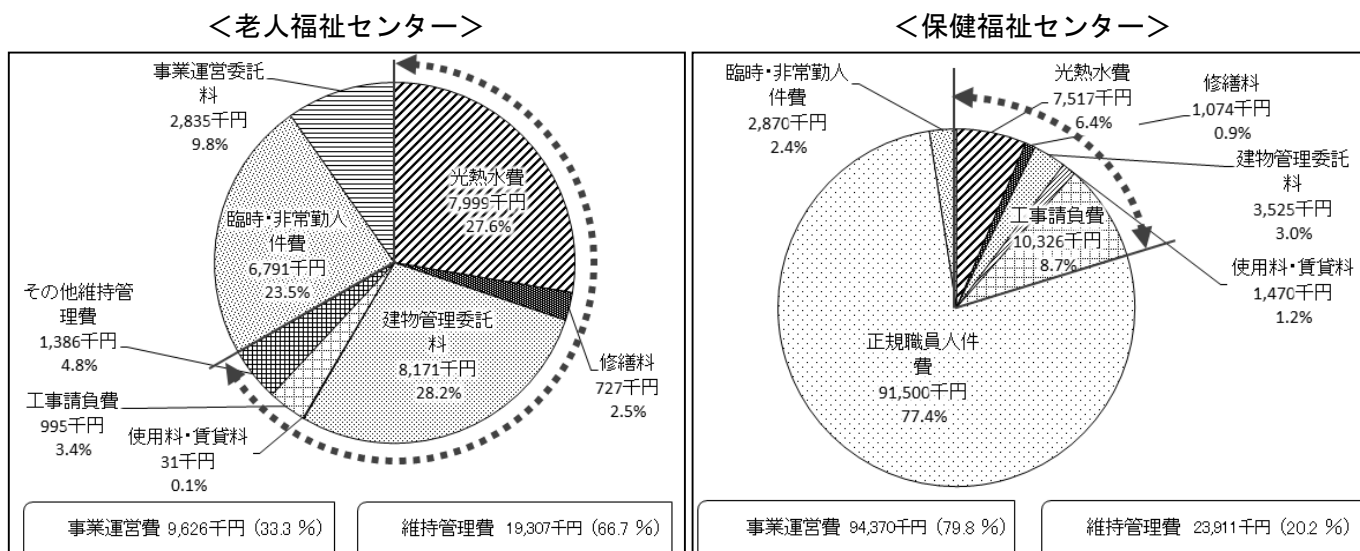
図表 竣工年度別延床面積の分布



4.6.3 維持管理・運営に係る経費の状況

- 老人福祉センターの維持管理・運営にかかる総経費は年間2,893万円であり、うち維持管理費が66.7% (1,931万円)、事業運営費が33.3% (963万円) を占めています。特に建物管理委託料が総経費の28.2% (817万円) と最も高い割合を占めており、次いで光熱水費が27.6% (800万円)、臨時・非常勤人件費が23.5% (679万円) となっています。
- 老人福祉センターの維持管理は、シルバー人材センターに委託しており、施設の一部は社会福祉協議会に貸出ししています。入浴料などの施設使用料収入がありますが、光熱費や燃料費の高騰による施設コストの増加が課題となっています。
- 保健福祉センターの維持管理・運営にかかる総経費は年間1億1,828万円であり、うち維持管理費が20.2% (2,391万円)、事業運営費が79.8% (9,437万円) を占めています。特に事業運営にかかる正規職員人件費が77.4% (9,150万円) と最も高い割合を占めています。

図表 年間平均維持管理費の内訳



図表 保健・福祉施設の維持管理・運営コストの状況

施設 No.	施設名	用途分類 (小分類)	運営形態	収入 (千円)	支出 (千円)		1㎡あたり年間維持管理費 (円/㎡)	1㎡あたり年間運営費 (円/㎡)
					年間維持管理費	年間運営費		
50	老人福祉センター	老人福祉センター	直営	5,768	19,307	9,626	17,099	8,525
201	大かや園デイサービスセンター	老人福祉センター	その他	1,000	0	2,963	0	23,799
51	保健福祉センター	保健福祉センター	直営	8,936	23,911	94,370	27,840	109,877
202	保健福祉センター(社協分)	保健福祉センター	その他	0	0	0	0	0

4.7 行政系施設

4.7.1 施設の概要

- 行政系施設としては、桑折町の行政活動の中心拠点である役場庁舎のほか、消防屯所・ポンプ置場として町内に22施設が立地しています。



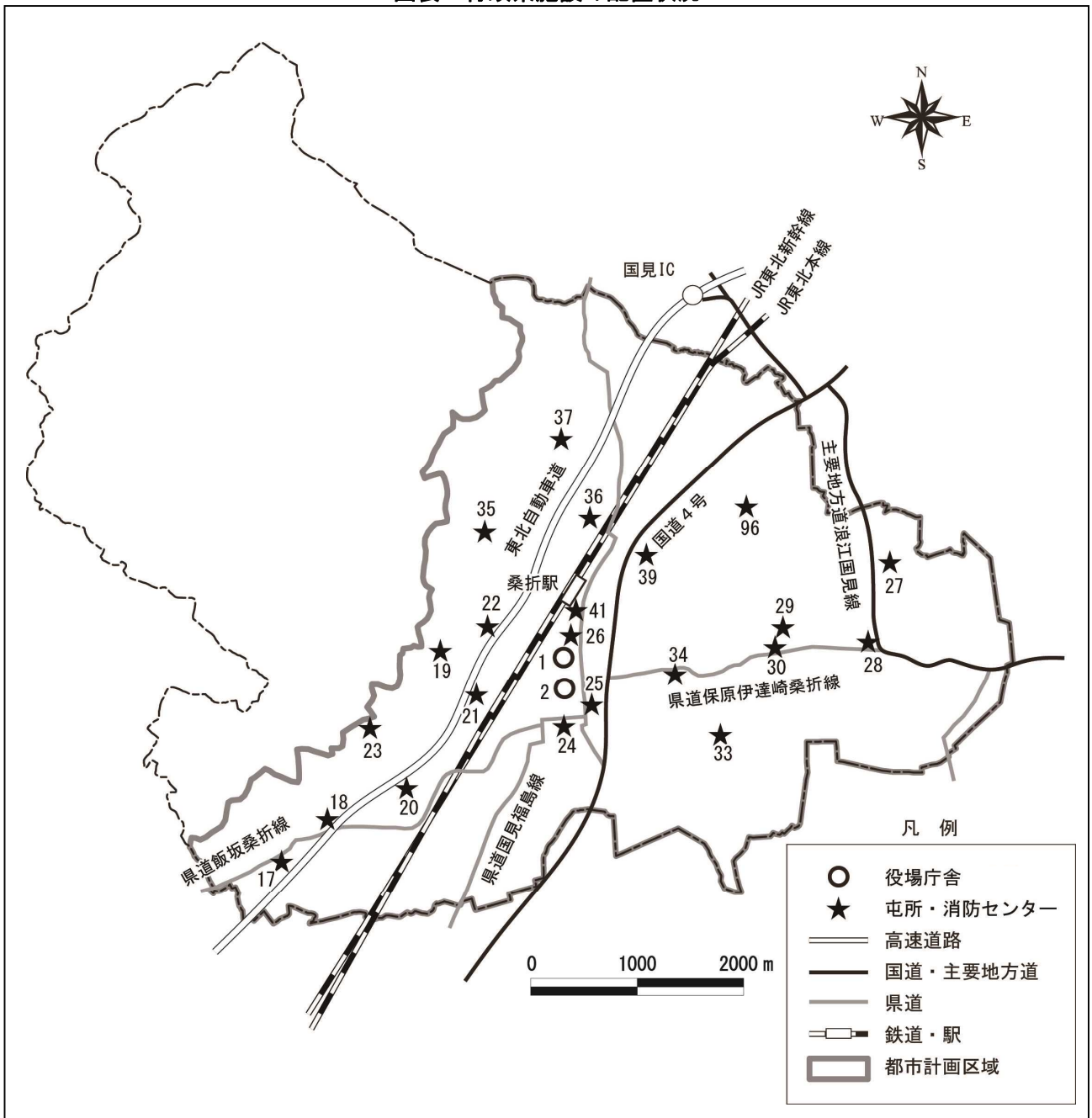
＜桑折町役場庁舎＞

図表 行政系施設の概要

施設 No.	施設名	主な用途	配置形態	備考
1	桑折町役場庁舎	役場庁舎	併設	<ul style="list-style-type: none"> ● 桑折町の行政活動の中心拠点であり、行政事務及び行政サービス全般を行っています。 ● 桑島分庁舎では、学校給食や個人から依頼された食品の放射能濃度を測定する検査業務を行っています。
2	桑島分庁舎		単独	
17	第1分団第1部屯所	消防屯所・ポンプ置場	単独	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災、災害時に必要となる消防設備等を保管する拠点施設です。 ● 有事の際の出動対応、夜警等のパトロール活動などを実施しています。
18	第1分団第1部弁天沢ポンプ置場		単独	
19	第1分団第2部屯所		併設	
20	第1分団第3部屯所		単独	
21	第1分団第4部屯所		単独	
22	第1分団第4部坂町ポンプ置場		単独	
23	第1分団第1部平沢ポンプ置場		単独	
24	第2分団第1部屯所		単独	
25	第2分団第2部屯所		単独	
26	第2分団第3部屯所		単独	
27	第3分団第1部北沢ポンプ置場		単独	
28	第3分団第1部屯所		単独	
29	第3分団第2部下郡上代ポンプ置場		単独	
30	第3分団第2部屯所		単独	
33	第3分団第3部屯所		単独	
34	第3分団第3部上郡上代ポンプ置場		単独	

施設 No.	施設名	主な用途	配置形態	備考
35	第4分団第1部内ノ馬場 ポンプ置場		単独	
36	第4分団第1部屯所		単独	
37	第4分団第2部屯所		単独	
39	第4分団第3部屯所		単独	
41	第4分団第4部屯所		単独	
96	第4分団第3部観音堂 ポンプ置場		単独	

図表 行政系施設の配置状況



4.7.2 建物の状況

- 1981年以前（昭和56年）に竣工した建物が11棟、竣工時期が不明な建物が1棟ありますが、役場庁舎（車庫）を除くいずれも耐震化等の対応を行っていない状況にあります。
- 行政系施設のうち13棟は簡易劣化診断の対象施設ですが、うち2棟のみ劣化度A判定ですが、その他8棟がB判定、役場庁舎を含む3棟がC判定となっており、C判定の建物棟については、劣化が大きく早急に対応が必要と考えられます。
- 桑折町本庁舎は、万が一災害が起こった場合に対策本部を置く場所でありながら、老朽化が進行しており、耐震面で不安を抱えている状況にあります。また、増築を重ねた結果、執務上の効率性が低いなどの間取り面での課題があります。
- 各ポンプ置場は、施設の老朽化や入庫しているポンプが実際の火災の場合に現場まで持ち運びが困難であるなど、施設及び設備面での課題があります。消防屯所については、地域住民数の減少に伴う消防団員数の減少により、統廃合等についても検討が必要であり、それに伴う施設配置の見直し等も今後必要となることが予想されます。

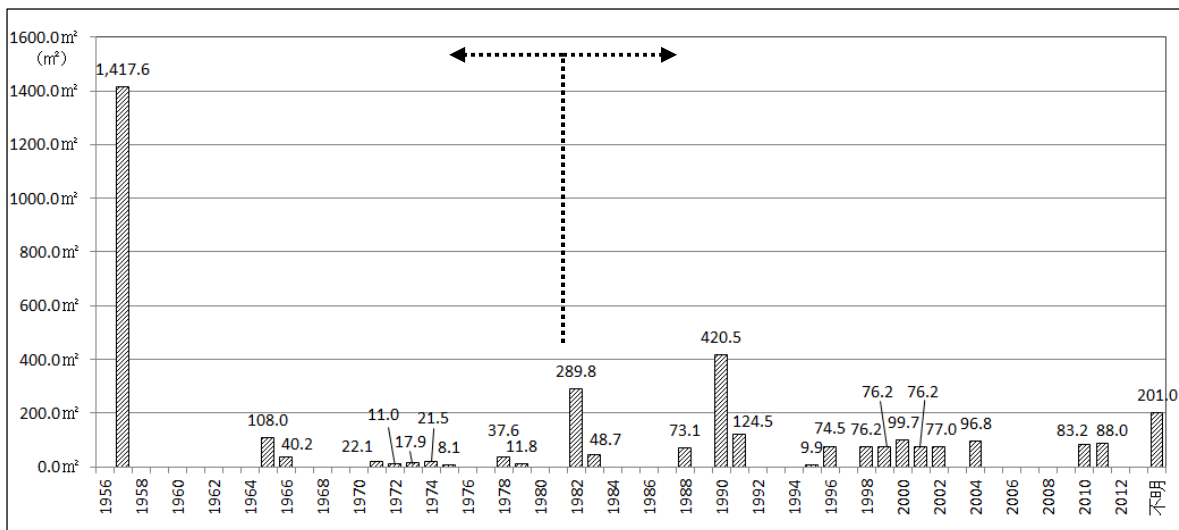
図表 行政系施設の建物の状況（1/2）

施設No.	施設名	建物棟名	延床面積(m ²)	竣工年度	構造	耐震化の状況	バリアフリー化の状況					劣化度
							車椅子用エレベーター	車椅子用スロープ	身障者用トイレ	自動ドア	手すり	
1	役場庁舎	庁舎	1,417.6	1957	鉄筋コンクリート造	未実施		○		○	○	C
		役場分庁舎	420.5	1990	鉄骨造	不要		○		○	○	B
		役場庁舎(車庫)	108.0	1965	鉄骨造	不要						B
		役場車庫、倉庫	289.8	1982	鉄骨造	不要						C
		役場マイクロバス車庫、倉庫	99.7	2000	鉄骨造	不要						A
2	桑島分庁舎	桑島分庁舎	201.0	不明	鉄筋コンクリート造	未実施						C
17	第1分団第1部屯所	松原コミュニティ消防センター	76.2	2001	木造	不要						—
18	第1分団第1部平沢ポンプ置場	第1分団第1部平沢ポンプ置場	17.9	1973	その他	未実施						B
19	第1分団第2部屯所	第1分団第2部屯所	40.2	1966	その他	未実施						B
		第1分団第2部物置	7.0	2010	その他	不要						—
20	第1分団第3部屯所	第1分団第3部屯所	73.1	1988	その他	不要						—
21	第1分団第4部屯所	方正寺コミュニティ消防センター	74.5	1996	その他	不要						—
22	第1分団第4部坂町ポンプ置場	第1分団第4部坂町ポンプ置場	12.4	1971	その他	未実施						B
23	第1分団第1部平沢ポンプ置場	第1分団第1部平沢ポンプ置場	21.5	1974	その他	未実施						B
24	第2分団第1部屯所	西町コミュニティ消防センター	77.0	2002	木造	不要						—
25	第2分団第2部屯所	第2分団第2部屯所	88.0	2011	木造	不要						—
26	第2分団第3部屯所	第2分団第3部屯所	64.2	1991	その他	不要						—
27	第3分団第1部北沢ポンプ置場	第3分団第1部北沢ポンプ置場	11.0	1972	その他	未実施						B
28	第3分団第1部屯所	伊達崎コミュニティ消防センター	76.2	1998	木造	不要						—

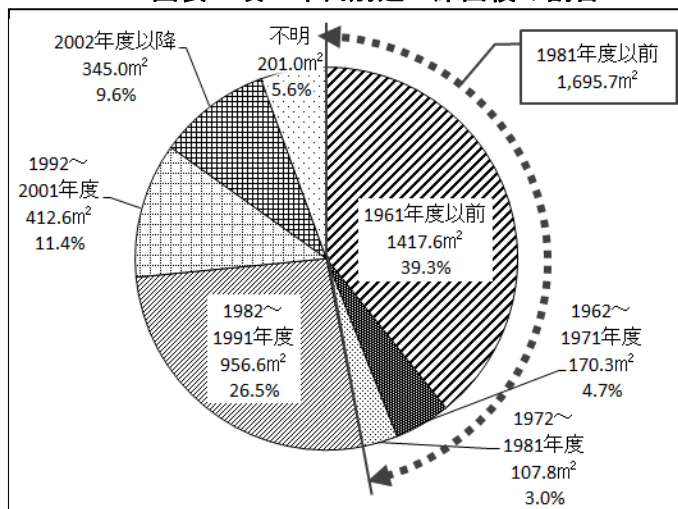
図表 行政系施設の建物の状況 (2/2)

施設 No.	施設名	建物棟名	延床面積 (㎡)	竣工年度	構造	耐震化の状況	バリアフリー化の状況					劣化度
							車椅子用エレベーター	車椅子用スロープ	身障者用トイレ	自動ドア	手すり	
29	第3分団第2部下郡上代ポンプ置場	第3分団第2部下郡上代ポンプ置場	9.9	1995	その他	不要						B
30	第3分団第2部屯所	下郡コミュニティ消防センター	76.2	1999	木造	不要						—
33	第3分団第3部屯所	第3分団第3部屯所	60.3	1991	その他	不要						—
34	第3分団第3部上郡上代ポンプ置場	第3分団第3部上郡上代ポンプ置場	9.7	1971	木造	未実施						—
35	第4分団第1部内ノ馬場ポンプ置場	第4分団第1部内ノ馬場ポンプ置場	8.1	1975	その他	未実施						A
36	第4分団第1部屯所	第4分団第1部屯所	37.6	1978	その他	未実施						—
37	第4分団第2部屯所	第4分団第2部屯所	48.7	1983	その他	不要						—
39	第4分団第3部屯所	第4分団第3部屯所	76.2	2010	木造	不要						—
41	第4分団第4部屯所	追分コミュニティ消防センター	96.8	2004	鉄骨造	不要						A
200	第4分団第3部観音堂ポンプ置場	第4分団第3部観音堂ポンプ置場	11.8	1979	その他	未実施						—

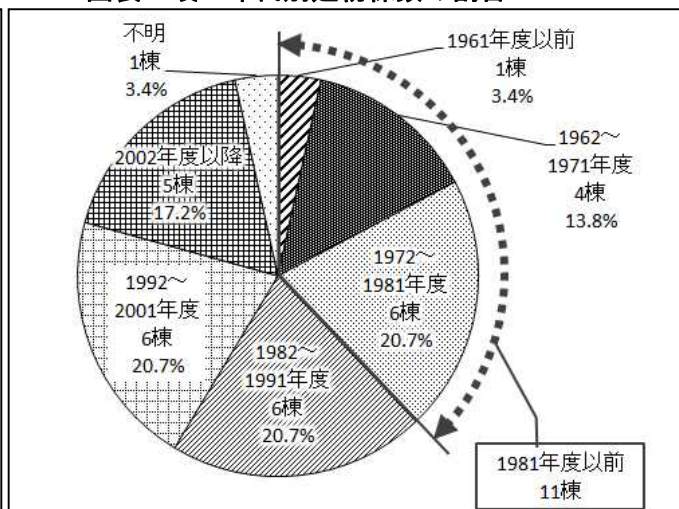
図表 竣工年度別延床面積の分布



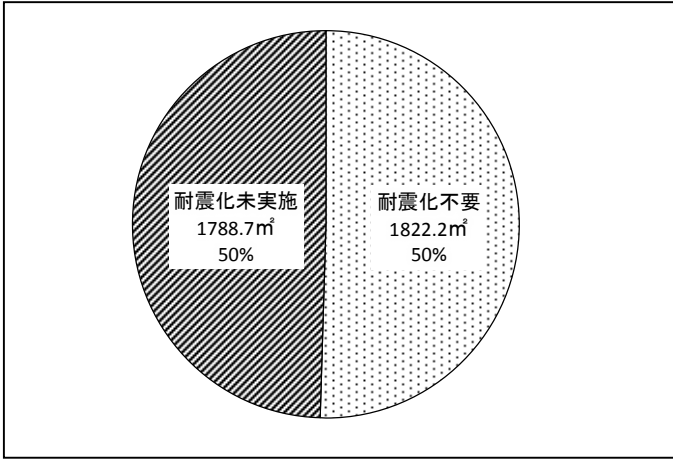
図表 竣工年代別延べ床面積の割合



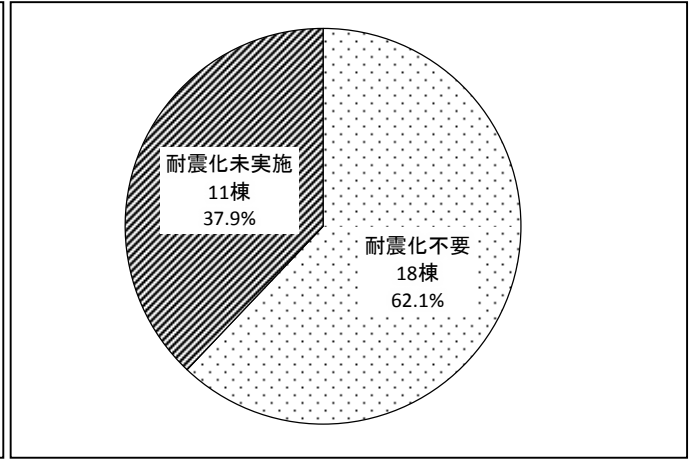
図表 竣工年代別建物棟数の割合



図表 耐震化の必要性（延床面積ベース）



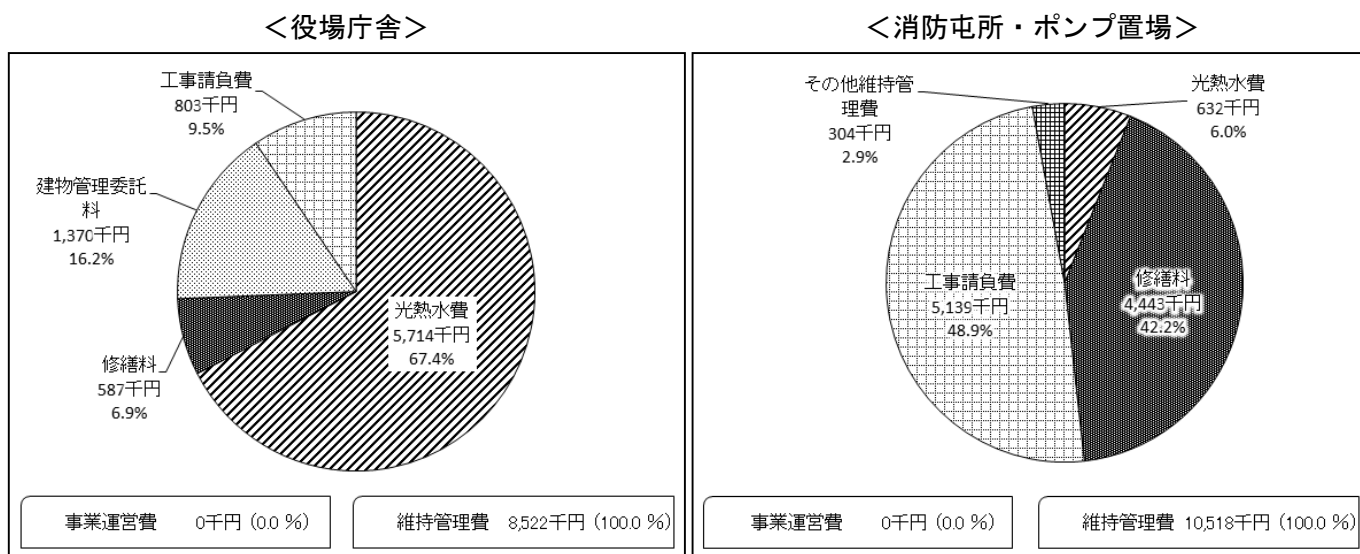
図表 耐震化の必要性（建物棟数ベース）



4.7.3 維持管理・運営に係る経費の状況

- 役場庁舎の維持管理にかかる総経費は852万円であり、うち光熱水費が67.4%（571万円）と最も高い割合を占めています。次いで、建物管理委託料が16.2%（137万円）、老朽化が進行する建物の維持修繕のため、工事請負費が9.5%（80万円）、修繕料が6.9%（59万円）と続いています。
- また、消防屯所・ポンプ置場の維持管理にかかる総経費は1,052万円ですが、役場庁舎同様に老朽化対策のため、総経費のうち48.9%（514万円）が工事請負費、42.2%（444万円）が修繕料にかかっています。

図表 年間平均維持管理費の内訳



図表 行政系施設の維持管理・運営コストの状況（1/2）

施設No.	施設名	用途分類 (小分類)	運営形態	収入 (千円)	支出 (千円)		1㎡あたり年間維持管理費 (円/㎡)	1㎡あたり年間運営費 (円/㎡)
					年間維持管理費	年間運営費		
1	桑折町役場	役場庁舎	直営	466	7,878	0	3,373	0
2	桑島分庁舎	役場庁舎	直営	0	644	0	3,203	0
17	第1分団第1部屯所	屯所・消防センター	直営	0	103	0	1,355	0
18	第1分団第1部弁天沢ポンプ置場	屯所・消防センター	直営	0	108	0	6,026	0
19	第1分団第2部屯所	屯所・消防センター	直営	0	232	0	4,908	0
20	第1分団第3部屯所	屯所・消防センター	直営	0	131	0	1,790	0
21	第1分団第4部屯所	屯所・消防センター	直営	0	194	0	2,598	0
22	第1分団第4部坂町ポンプ置場	屯所・消防センター	直営	0	7	0	543	0
23	第1分団第1部平沢ポンプ置場	屯所・消防センター	直営	0	4	0	175	0
24	第2分団第1部屯所	屯所・消防センター	直営	0	60	0	773	0
25	第2分団第2部屯所	屯所・消防センター	直営	0	4,728	0	53,722	0

図表 行政系施設の維持管理・運営コストの状況（2/2）

施設 No.	施設名	用途分類 (小分類)	運営 形態	収入 (千円)	支出(千円)		1㎡あたり 年間維持管理費 (円/㎡)	1㎡あたり 年間運営費 (円/㎡)
					年間 維持管理費	年間運営費		
26	第2分団第3部屯所	屯所・消防センター	直営	0	129	0	2,000	0
27	第3分団第1部北沢ポンプ置場	屯所・消防センター	直営	0	2	0	137	0
28	第3分団第1部屯所	屯所・消防センター	直営	0	93	0	1,214	0
29	第3分団第2部下郡上代ポンプ置場	屯所・消防センター	直営	0	4	0	403	0
30	第3分団第2部屯所	屯所・消防センター	直営	0	157	0	2,054	0
33	第3分団第3部屯所	屯所・消防センター	直営	0	108	0	1,791	0
34	第3分団第3部上郡上代ポンプ置場	屯所・消防センター	直営	0	9	0	874	0
35	第4分団第1部内ノ馬場ポンプ置場	屯所・消防センター	直営	0	27	0	3,272	0
36	第4分団第1部屯所	屯所・消防センター	直営	0	35	0	923	0
37	第4分団第2部屯所	屯所・消防センター	直営	0	94	0	1,936	0
39	第4分団第3部屯所	屯所・消防センター	直営	0	4,201	0	55,139	0
41	第4分団第4部屯所	屯所・消防センター	直営	0	96	0	987	0
200	第4分団第3部観音堂ポンプ置場	屯所・消防センター	直営	0	3	0	233	0

4.8 公営住宅

4.8.1 施設の概要

- 公営住宅は、公営住宅法にもとづき、町民が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした施設です。
- 町内4か所に設置しており、庫場住宅が9棟、西大隅住宅が11棟、寺坂住宅が15棟、坂下住宅が59棟あります。庫場住宅を除き、昭和39年度以前に整備した建物です。

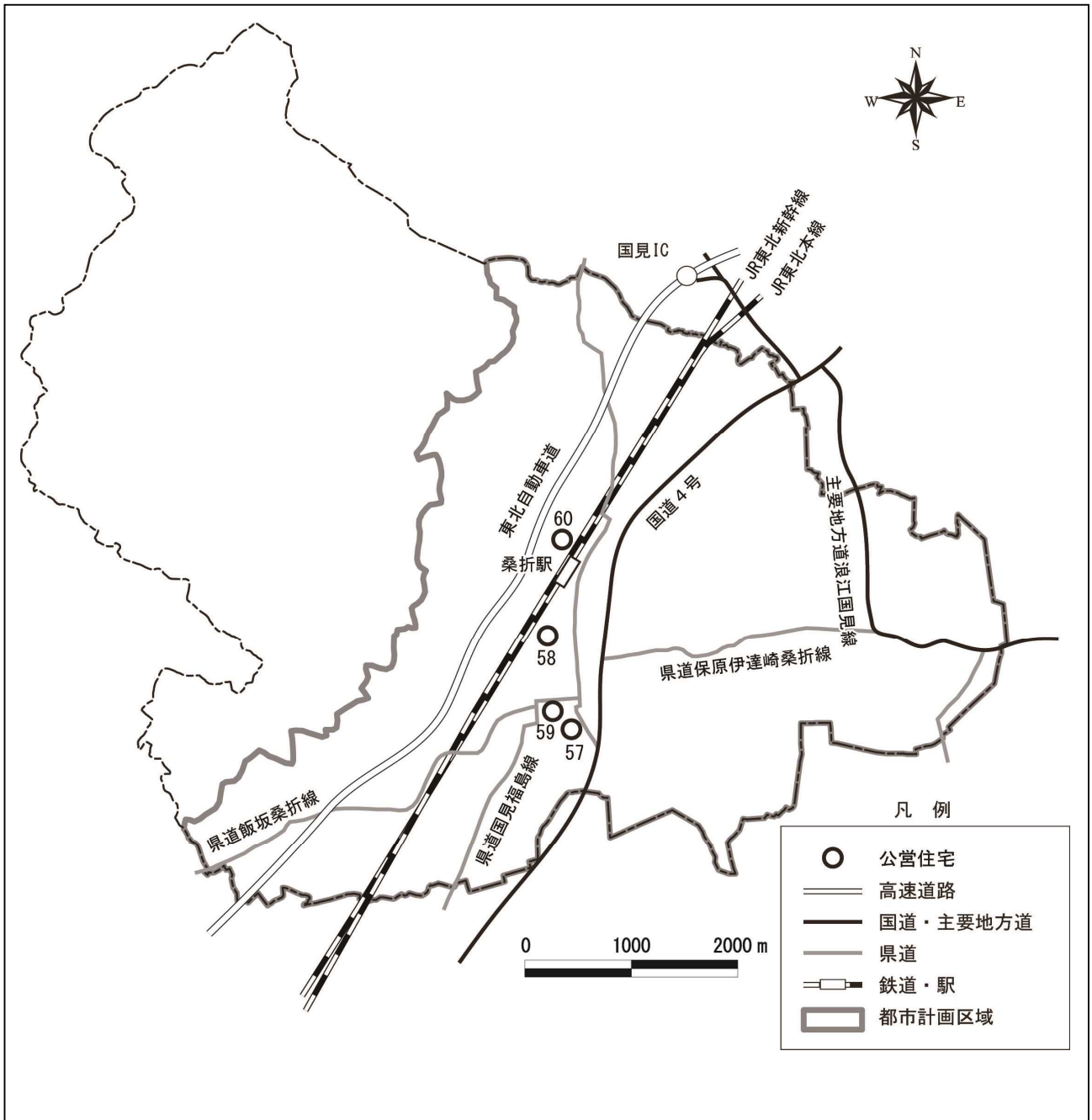


< 公営住宅（庫場住宅） >

図表 公営住宅の概要

施設 No.	施設名	主な用途	配置形態	備考
57	公営住宅(庫場住宅)	公営住宅	併設	<ul style="list-style-type: none"> ●庫場住宅 9棟 25戸 ●西大隅住宅 11棟 16戸 ●寺坂住宅 15棟 15戸 ●坂下住宅 59棟 59戸
58	公営住宅(西大隅住宅)		併設	
59	公営住宅(寺坂住宅)		併設	
60	公営住宅(坂下住宅)		併設	

図表 公営住宅の配置状況



4.8.2 建物の状況

- 公営住宅としては、庫場住宅の9棟を除く全てが、1981年以前（昭和56年）に竣工した建物であり、いずれも耐震化等の対応を行っていない状況にあります。
- 木造は簡易劣化診断の対象としていないことから、公営住宅では昭和31年度に竣工した西大隅住宅1棟のみ簡易劣化診断の対象施設となっています。該当する建物の劣化度はC判定となっており、劣化が大きく、早急に対応が必要な状況にあります。
- 簡易劣化診断を行っていない建物（木造）についても老朽化が進行しており、特に昭和31年度に竣工した西大隅住宅は、状態が悪いものは今後除却についても検討が必要な状況にあります。
- また、昭和32年度から昭和35年度にかけて竣工した寺坂住宅は、建物の老朽化のため、入居者が退去次第、解体することを予定しています。そのため、大規模な修繕を実施しておらず、入居者からの要望への対応が難しい状況にあります。
- 昭和39年度に竣工した坂下住宅は、住宅内部の老朽化が著しい状況にあります。

図表 公営住宅の建物の状況（1／3）

施設No.	施設名	建物No.	建物棟名	延床面積(m ²)	竣工年度	構造	耐震化の状況	バリアフリー化の状況					劣化度
								車椅子用エレベーター	車椅子用スロープ	身障者用トイレ	自動ドア	手すり	
57	公営住宅(字庫場)	108	公営住宅	132.5	2001	木造	不要						—
		109	公営住宅	167.7	2001	木造	不要						—
		111	公営住宅	248.5	2001	木造	不要						—
		113	公営住宅	132.5	2002	木造	不要						—
		114	公営住宅	248.5	2002	木造	不要						—
		116	公営住宅	248.5	2002	木造	不要						—
		118	公営住宅	248.5	2003	木造	不要						—
		120	公営住宅	272.6	2004	木造	不要						—
		121	公営住宅	272.6	2004	木造	不要						—
58	公営住宅(字西大隅)	123	公営住宅(昭和31年度)	36.4	1956	木造	未実施						—
		124	公営住宅(昭和31年度)	36.4	1956	木造	未実施						—
		125	公営住宅(昭和31年度)	36.4	1956	木造	未実施						—
		126	公営住宅(昭和31年度)	36.4	1956	木造	未実施						—
		127	公営住宅(昭和31年度)	36.4	1956	木造	未実施						—
		128	公営住宅(昭和31年度)	36.4	1956	木造	未実施						—
		129	公営住宅(昭和31年度)	37.2	1956	木造	未実施						—
		130	公営住宅(昭和31年度)	37.2	1956	木造	未実施						—
		131	公営住宅(昭和31年度)	37.2	1956	木造	未実施						—
		132	公営住宅(昭和31年度)	37.2	1956	木造	未実施						—
		133	公営住宅(昭和31年度)	218.2	1956	その他	未実施						C

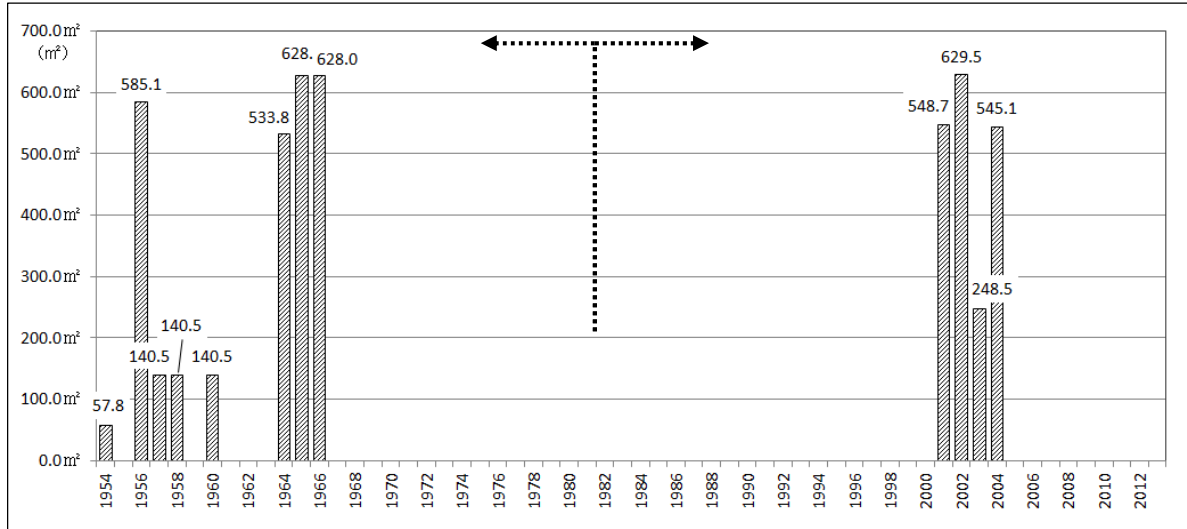
図表 公営住宅の建物の状況（2／3）

施設 No.	施設名	建物 No.	建物棟名	延床面積 (㎡)	竣工 年度	構造	耐震化 の状況	バリアフリー化の状況					劣化度
								車椅子用 エレベーター	車椅子用 スロープ	身障者用 トイレ	自動ドア	手すり	
59	公営住宅(字寺坂一)	134	公営住宅(昭和32年度)	28.1	1957	木造	未実施						—
		135	公営住宅(昭和32年度)	28.1	1957	木造	未実施						—
		136	公営住宅(昭和32年度)	28.1	1957	木造	未実施						—
		137	公営住宅(昭和32年度)	28.1	1957	木造	未実施						—
		138	公営住宅(昭和32年度)	28.1	1957	木造	未実施						—
		139	公営住宅(昭和33年度)	28.1	1958	木造	未実施						—
		140	公営住宅(昭和33年度)	28.1	1958	木造	未実施						—
		141	公営住宅(昭和33年度)	28.1	1958	木造	未実施						—
		142	公営住宅(昭和33年度)	28.1	1958	木造	未実施						—
		143	公営住宅(昭和33年度)	28.1	1958	木造	未実施						—
		145	公営住宅(昭和35年度)	28.1	1960	木造	未実施						—
		146	公営住宅(昭和35年度)	28.1	1960	木造	未実施						—
		147	公営住宅(昭和35年度)	28.1	1960	木造	未実施						—
		148	公営住宅(昭和35年度)	28.1	1960	木造	未実施						—
149	公営住宅(昭和35年度)	28.1	1960	木造	未実施						—		
60	公営住宅(大字南半田 字榎下)	154	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		155	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		156	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		157	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		158	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		159	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		160	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		161	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		162	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		163	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		164	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		165	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		166	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		167	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		168	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		169	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
		170	公営住宅(昭和39年度)	31.4	1964	木造	未実施						—
171	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—		
172	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—		
173	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—		
174	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—		
175	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—		

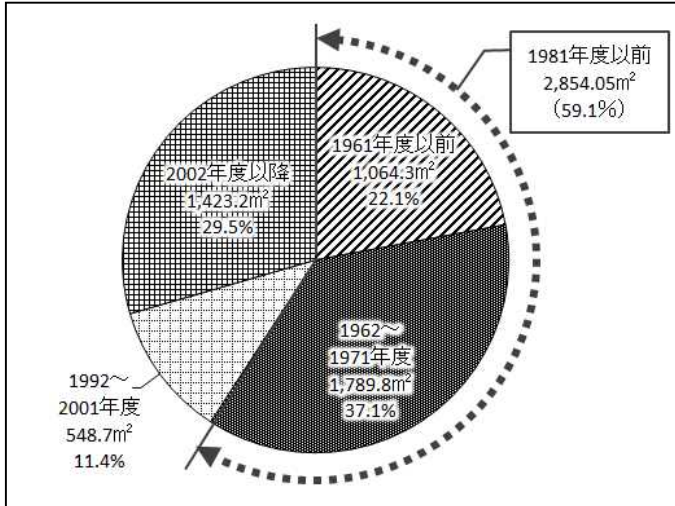
図表 公営住宅の建物の状況（3 / 3）

施設 No.	施設名	建物 No.	建物棟名	延床面積 (㎡)	竣工 年度	構造	耐震化 の状況	バリアフリー化の状況					劣化度
								車椅子用 エレベーター	車椅子用 スロープ	身障者用 トイレ	自動ドア	手すり	
60	公営住宅(大字南半田 字榎下)	176	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		177	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		178	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		179	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		180	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		181	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		182	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		183	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		184	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		185	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		186	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		187	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		188	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		189	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		190	公営住宅(昭和40年度)	31.4	1965	木造	未実施						—
		191	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—
		192	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—
		193	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—
		194	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—
		195	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—
		196	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—
		197	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—
198	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—		
199	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—		
200	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—		
201	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—		
202	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—		
203	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—		
204	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—		
205	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—		
206	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—		
207	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—		
208	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—		
209	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—		
210	公営住宅(昭和41年度)	31.4	1966	木造	未実施						—		
211	公営住宅			28.9	1954	木造	未実施					—	
212	公営住宅			28.9	1954	木造	未実施					—	

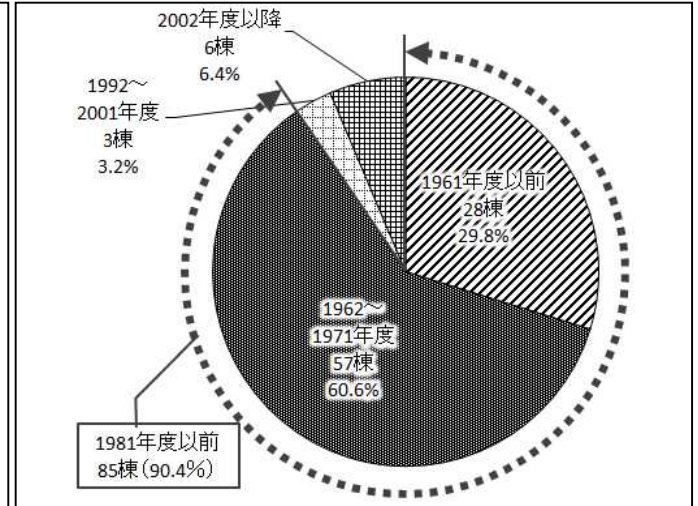
図表 竣工年度別延床面積の分布



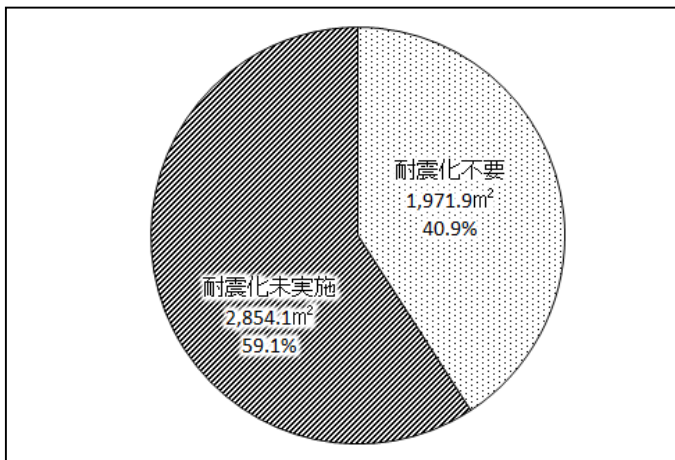
図表 竣工年代別延べ床面積の割合



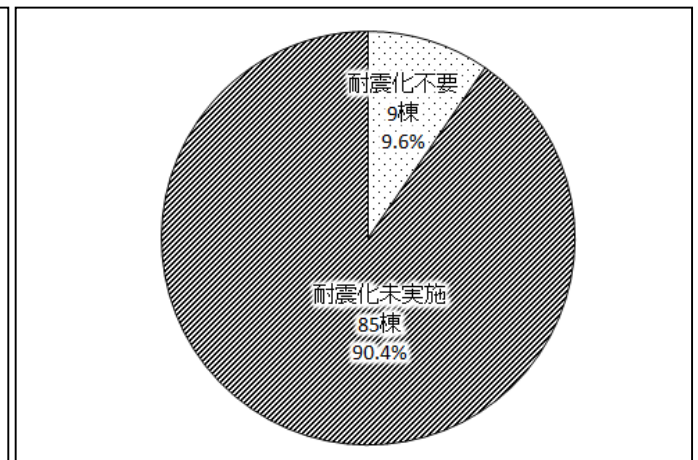
図表 竣工年代別建物棟数の割合



図表 耐震化の必要性 (延床面積ベース)



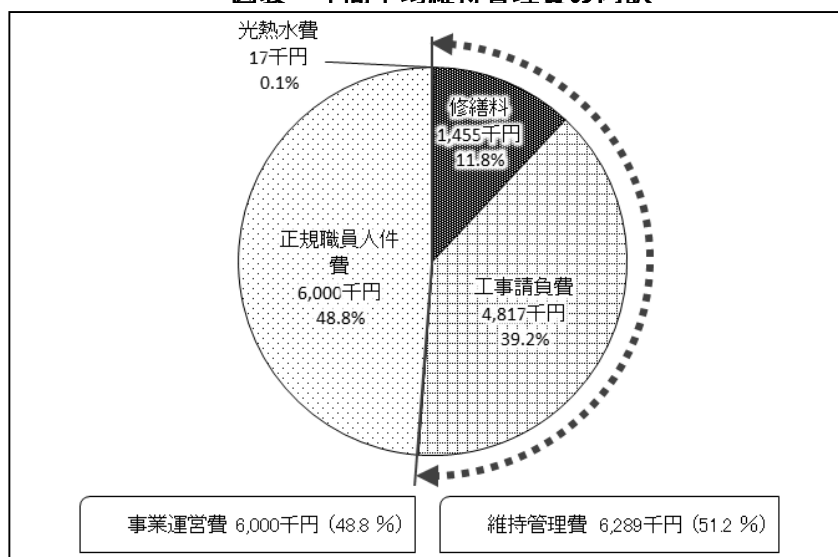
図表 耐震化の必要性 (建物棟数ベース)



4.8.3 維持管理・運営に係る経費の状況

□ 公営住宅の維持管理・運営にかかる総経費は年間1,229万円であり、そのうち維持管理費が51.2%（629万円）、事業運営費が48.8%（600万円）とほぼ同程度の割合を占めています。特に、事業運営にかかる正規職員人件費が48.8%（600万円）と最も高い割合を占めており、次いで、老朽化が進行する建物の維持修繕等にかかる工事請負費が39.2%（482万円）、修繕料が11.8%（146万円）と続いています。

図表 年間平均維持管理費の内訳



図表 公営住宅の維持管理・運営コストの状況

施設 No.	施設名	用途分類 (小分類)	運営形態	収入 (千円)	支出 (千円)		1㎡あたり年間維持管理費 (円/㎡)	1㎡あたり年間運営費 (円/㎡)
					年間維持管理費	年間運営費		
57	公営住宅(字庫場)	公営住宅	直営	8,876	275	1,500	140	761
58	公営住宅(字西大隅)	公営住宅	直営	316	351	1,500	600	2,564
59	公営住宅(字寺坂一)	公営住宅	直営	310	73	1,500	173	3,560
60	公営住宅(大字南半田字榎下)	公営住宅	直営	1,900	5,590	1,500	3,025	812

4.9 その他

4.9.1 施設の概要

- その他の公共施設としては、火葬場や排水機場、牧場管理施設のほか、公衆便所等が立地しています。

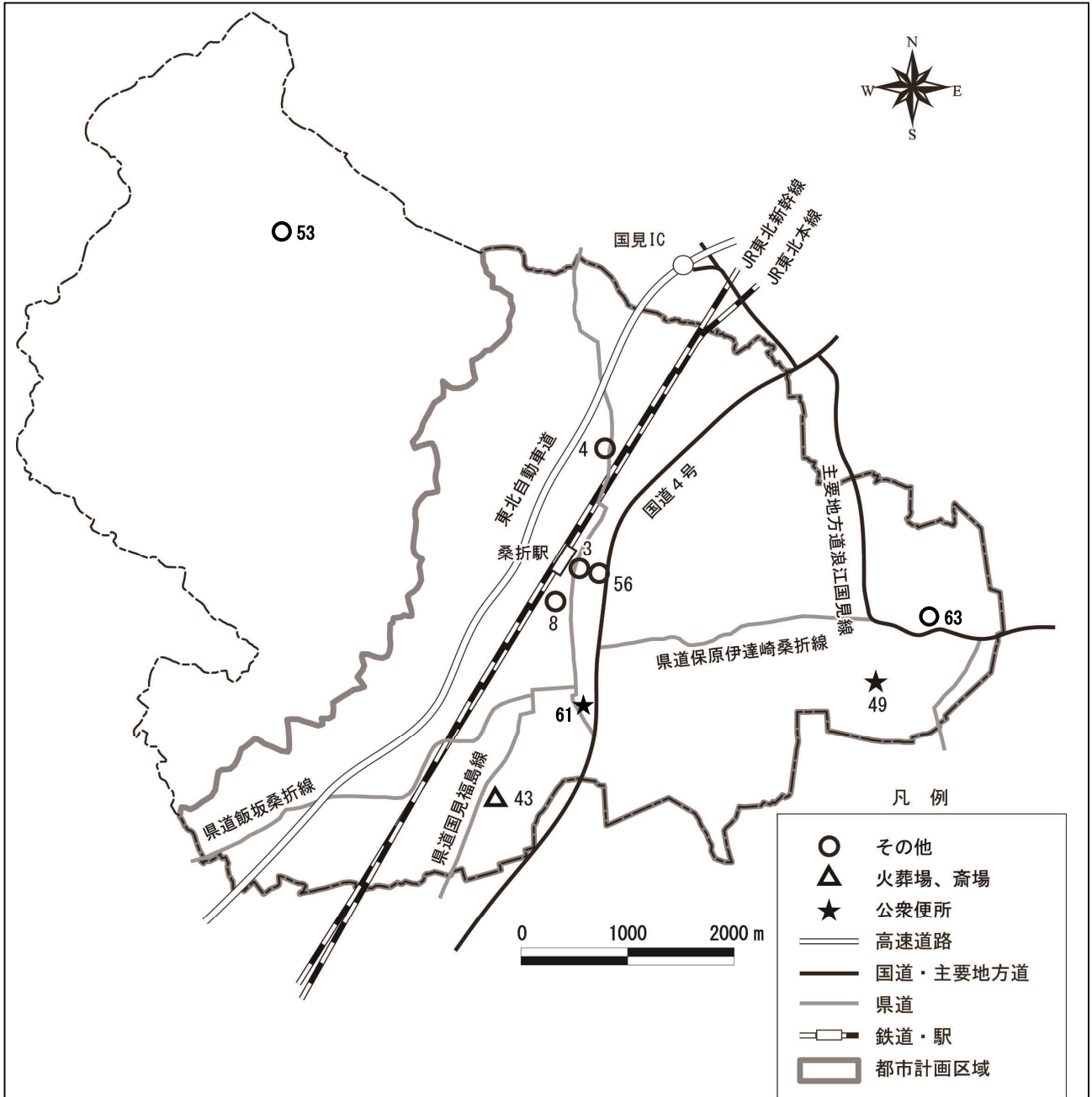


<伊達崎排水機場>

図表 その他施設の概要

施設 No.	施設名	主な用途	配置形態	備考
43	伊達市桑折町国見町火葬場	火葬場、斎場	単独	●1市2町で構成する火葬場協議会で運営している施設です。火葬場業務は民間に委託していますが、協議会事務は、桑折町の職員が担当しています。
63	伊達崎排水機場	排水機場	単独	●大雨、洪水時に阿武隈川に対してポンプによる排水を行い、内水の湛水による水害を未然に防除する施設です。
53	萱尻牧野 飼料貯蔵、看視舎	牧野管理	単独	●放射性物質の影響により、平成24年度以降、牧野を放牧に利用していない状況です。
49	公衆便所(桃の郷トイレ)	公衆便所	単独	●使用者を特定せずに広く一般に開放されている共用便所です。維持管理はシルバー人材センターへ委託しています。
61	陣屋の杜公園 トイレ		単独	
3	桑折駅前倉庫	その他	単独	●各課の備品及び書類を収納している倉庫です。建築は昭和57年ですが、平成11年に民間より買い入れたものです。
4	半田コミュニティセンター物置		単独	●現在は、地元町内会へ賃貸しています。
8	シルバー人材センター事務所		単独	●経験や能力を生かし、軽易な就労を希望する60歳以上の会員を対象に、就労機会を確保するとともに、会員の地域社会への貢献と会員自身の生活の充実を目的とした施設です。
56	踊り屋台格納庫		単独	●踊り屋台を格納している倉庫です。

図表 その他施設の配置状況



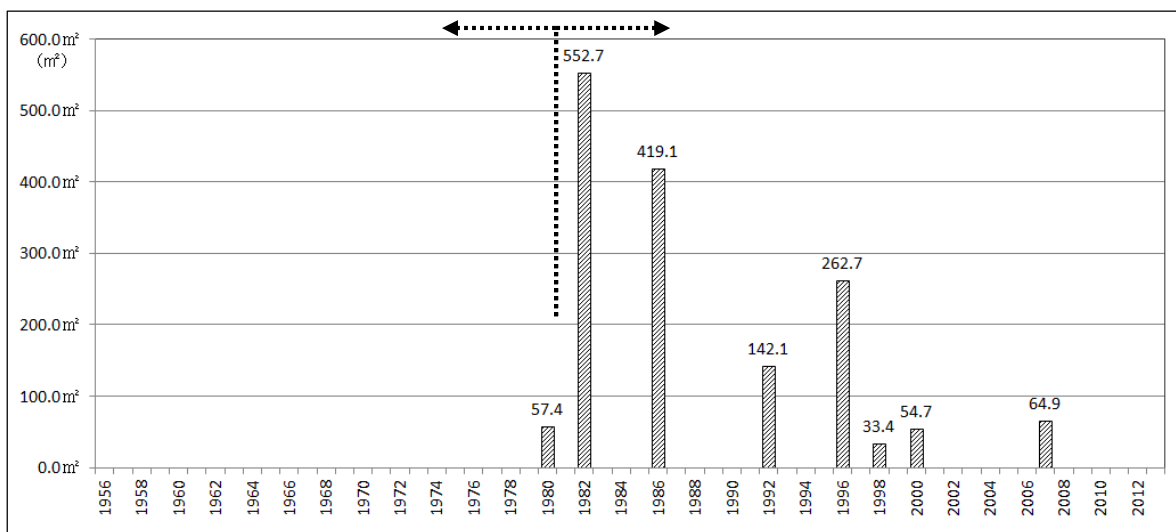
4.9.2 建物の状況

- 1981年以前（昭和56年）に竣工した建物は、萱尻牧野飼料貯蔵、看視舎の1棟のみですが、耐震化等の対応を行っていません。
- その他施設のうち6棟が簡易劣化診断の対象施設であり、踊り屋台格納庫を除き劣化度はB判定となっており、今後劣化状況を要監視しながら、計画的に維持修繕を図っていくことが必要です。

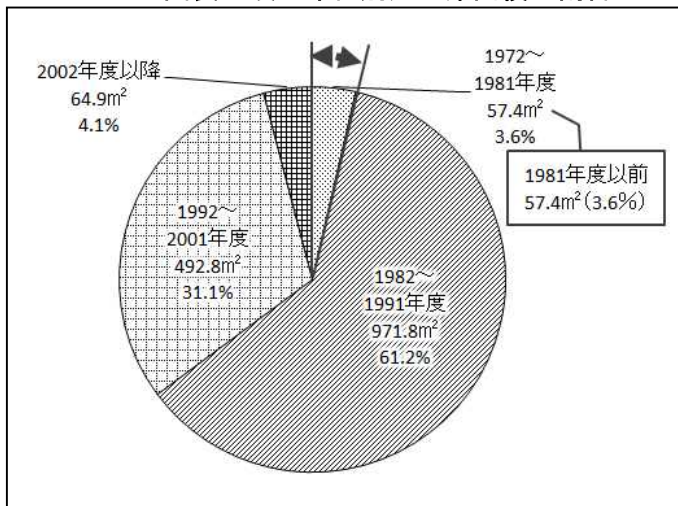
図表 その他施設の建物の状況

施設No.	施設名	建物棟名	延床面積 (㎡)	竣工年度	構造	耐震化の状況	バリアフリー化の状況					劣化度
							車椅子用エレベーター	車椅子用スロープ	身障者用トイレ	自動ドア	手すり	
43	伊達市桑折町国見町火葬場	火葬場	419.1	1986	鉄筋コンクリート造	実施済み		○	○	○	○	B
63	伊達崎排水機場	伊達崎排水機場	262.7	1996	鉄筋コンクリート造	不要						B
53	萱尻牧野 飼料貯蔵、看視舎	萱尻牧野 飼料貯蔵、看視舎	57.4	1980	その他	未実施						B
49	公衆便所(桃の郷トイレ)	桃の郷トイレ	54.7	2000	木造	不要		○	○			—
61	陣屋の杜公園トイレ	陣屋の杜公園トイレ	33.4	1998	木造	不要			○		○	—
3	桑折駅前倉庫	桑折駅前倉庫	552.7	1982	鉄骨造	不要						B
4	半田コミュニティセンター物置	半田コミュニティセンター物置	49.7	1992	鉄骨造	不要						B
8	シルバー人材センター事務所	シルバー人材センター事務所	92.4	1992	木造	不要						—
56	踊り屋台格納庫	踊り屋台格納庫	64.9	2007	鉄骨造	不要						A

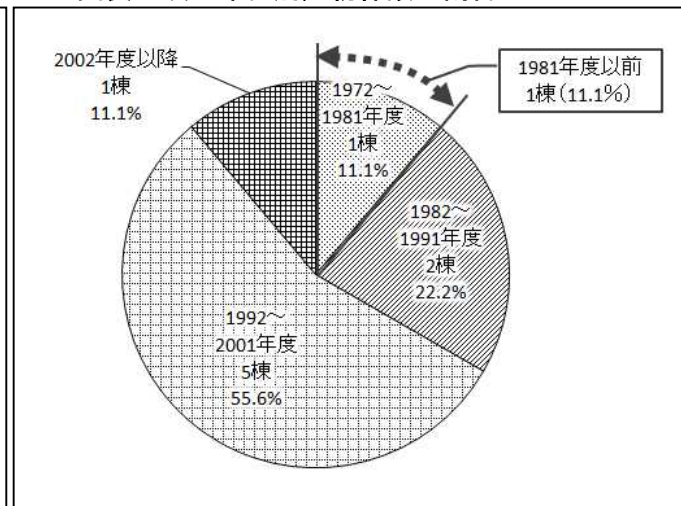
図表 竣工年度別延床面積の分布



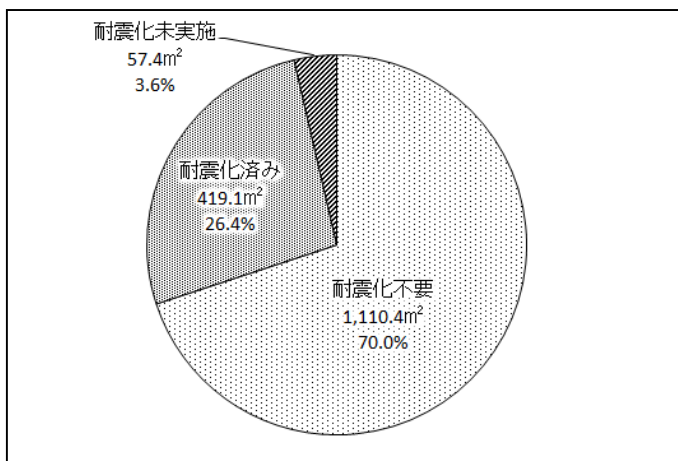
図表 竣工年代別延べ床面積の割合



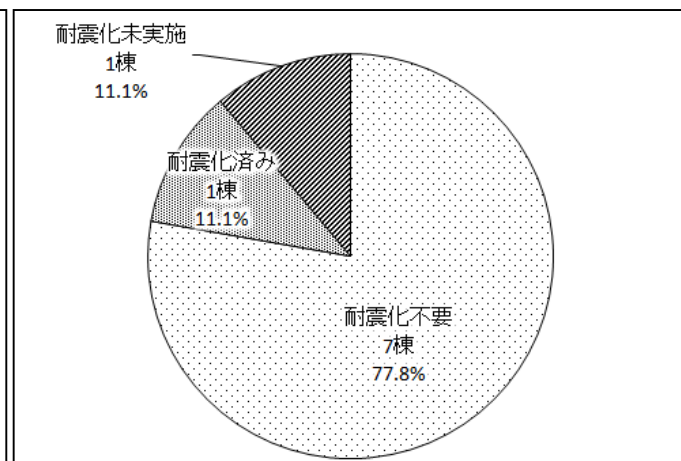
図表 竣工年代別建物棟数の割合



図表 耐震化の必要性 (延床面積ベース)



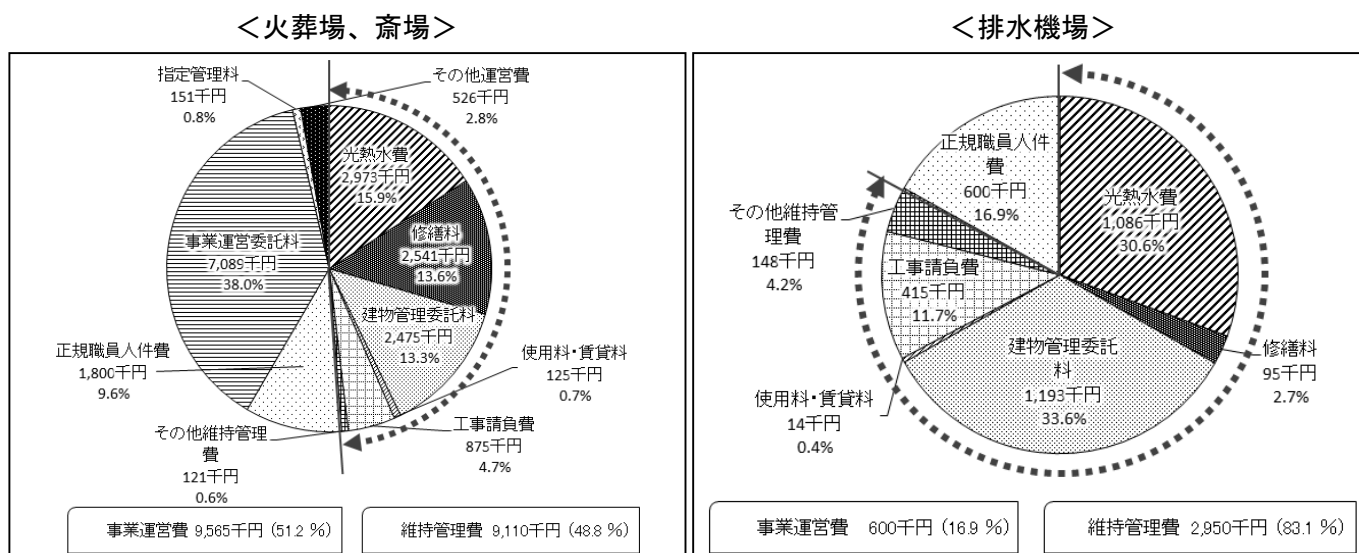
図表 耐震化の必要性 (建物棟数ベース)



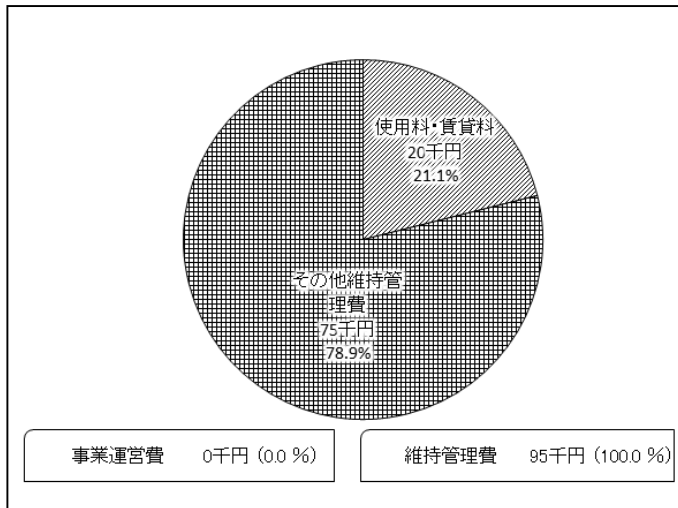
4.9.1 維持管理・運営に係る経費の状況

- 伊達市桑折町国見町火葬場は1市2町で構成する火葬場協議会が運営する共同施設であり、同施設にかかる維持管理・運営にかかる総経費は年間1,868万円であり、維持管理費が48.8% (911万円)、事業運営費が51.2% (957万円) となっています。特に事業運営委託料が総経費の38.0% (709万円) と最も高い割合を占めており、次いで光熱水費が15.9% (297万円)、修繕料が13.6% (254万円)、建物管理委託料が13.3% (248万円) と続いています。
- 伊達崎排水機場の維持管理・運営にかかる総経費は年間355万円であり、そのうち維持管理費が総経費の83.1% (295万円)、事業運営費が16.9% (60万円) を占めています。特に建物管理委託料が33.6% (119万円) と最も高い割合を占めており、次いで光熱水費が30.6% (109万円) と続きます。事業運営費としては正規職員人件費が該当します。
- 萱尻牧野飼料貯蔵、看視舎の維持管理・運営にかかる総経費は10万円であり、現在この施設は運営していないため、維持管理費のみがかかっている状況にあります。
- 公衆便所は、維持管理・運営にかかる総経費は年間459万円で、そのうち維持管理費が73.8% (339万円)、事業運営費が26.2% (120万円) を占めています。特に建物管理委託料が56.9% (261万円) と最も高い割合を占めています。
- その他としては、事務所及び倉庫が該当しますが、維持管理・運営にかかる総経費は年間162万円で、そのうち維持管理費が37.1% (60万円)、事業運営費が62.9% (102万円) を占めています。事業運営費としては、正規職員人件費が該当し最も高い割合を占めています。

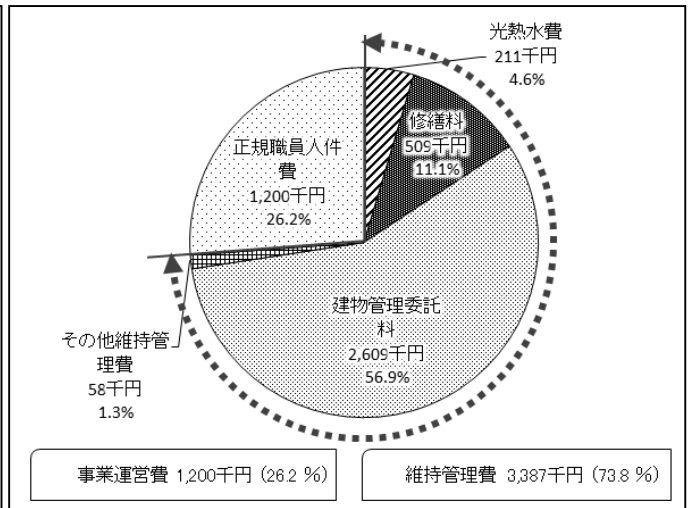
図表 年間平均維持管理費の内訳



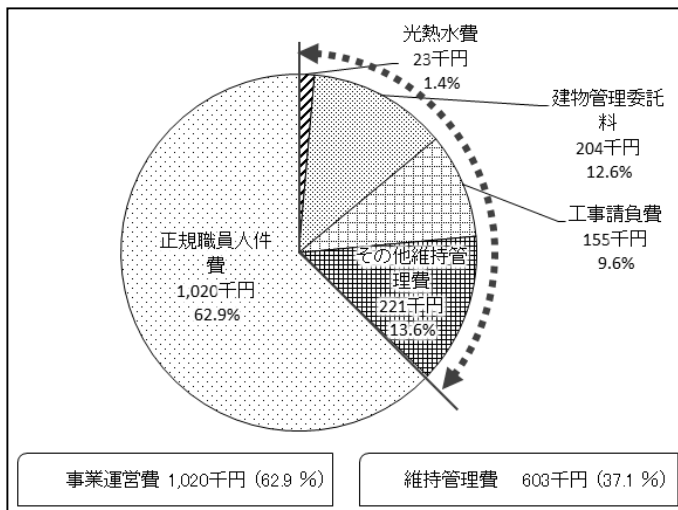
< 牧野管理 >



< 公衆便所 >



< その他 >



図表 その他施設の維持管理・運営コストの状況

施設 No.	施設名	用途分類 (小分類)	運営形態	収入 (千円)	支出 (千円)		1㎡あたり年間維持管理費 (円/㎡)	1㎡あたり年間運営費 (円/㎡)
					年間維持管理費	年間運営費		
43	伊達市桑折町国見町火葬場	火葬場、斎場	その他	18,339	9,110	9,565	21,739	22,825
63	伊達崎排水機場	排水機場	直営	0	2,950	600	11,230	2,284
53	萱尻牧野 飼料貯蔵、看視舎	牧野管理	直営	71	95	0	1,654	0
49	公衆便所(桃の郷トイレ)	公衆便所	直営	0	1,327	600	24,277	10,977
61	陣屋の杜公園トイレ	公衆便所	直営	0	2,060	600	61,677	17,964
3	桑折駅前倉庫	その他	直営	0	302	300	545	543
4	半田コミュニティセンター物置	その他	直営	6	5	60	96	1,208
8	シルバー人材センター事務所	その他	直営	0	295	60	3,187	649
56	踊り屋台格納庫	その他	直営	0	2	600	31	9,248

5 公共施設等の管理方針

5.1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

5.1.1 点検・診断等の実施方針

- 公共施設を長く・安全に利活用していくためには、定期的に施設の点検・診断を行い、その結果を踏まえて維持管理・修繕等を図っていくことが重要です。そのため、本計画策定時に採用した劣化診断手法にもとづき、各所管課において定期的に建物等の点検・劣化診断を行い、その結果は本計画の運用主体である公共施設等検討会議等において開示し、各公共施設の今後のあり方等の検討に活用できるようにします。
- また、点検及び診断結果の情報とりまとめは、本計画運用の事務局を担う総務課において行うものとし、各所管課が適時適切な施設の維持保全に資するよう、庁内での情報共有を図ることのできる情報基盤を整理します。

5.1.2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 全庁的に建物や設備機器等の問題が軽微な段階で適切な対策を講じる「予防保全型」の維持管理手法を導入し、既存施設の長寿命化及び建替え及び大規模改修等に係る将来更新費用の低減・平準化を図ります。
- 日常的な維持管理や修繕、更新等にかかる費用をできる限り低減するため、民間事業所のノウハウや新たな技術等を積極的に活用するとともに、大規模改修及び更新時には、より耐久性の高い素材や構造等の導入などを図ります。

5.1.3 安全確保の実施方針

- 公共施設は、災害時の避難施設としての役割を持つ施設も多く、危険度の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策などを図ります。
- インフラ資産については、その機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労に加え、地震等にも耐える必要があるため、修繕等の機会を捉え、耐震性能や安全性能の向上を図るなど効果的かつ効果的な対策を進めます。

5.1.4 耐震化の実施方針

- 町内では耐震化が未実施の施設がまだ多数あることから、建築基準法改正前の建物については、施設の重要度や対応の緊急性などを鑑みて優先順位を決めた上で、すべて耐震診断を行います。診断の結果、強度の不足する建物については計画的に耐震化工事等を進めます。

5.1.5 長寿命化の推進方針

- 施設の維持管理や修繕、更新等については、計画的に行う「予防保全型」による長寿命化を進め、将来更新費用の低減・平準化を図ります。
- 道路や橋梁をはじめとした個別の長寿命化計画については、本計画に準じて継続的に見直しを行い維持管理や修繕等を実施します。その他の施設については、本計画に基づき必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定します。

5.1.6 統合や廃止の推進方針

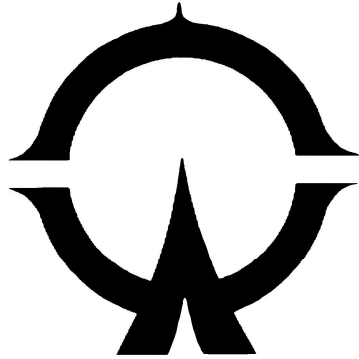
- 地域特性や公共施設で提供するサービスの需要を十分に踏まえ、より一層積極的に既存施設の多機能化や機能転換等を推進することで、保有総量を増やさずに必要なサービス量の確保に努めます。

5.1.7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 本計画の運用体制に基づき、「公共施設等検討会議」において具体的に公共施設のマネジメントを展開するとともに、その進捗を「政策会議」及び「本部会議」において監視・評価し、評価結果に基づいて定期的に計画の見直しを図ります。こうしたP(plan)、D(do)、C(check)、A(action)のマネジメントサイクルを行使し、総合的かつ計画的な管理の実現を目指します。

5.2 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 庁舎などの一般施設をはじめ公共施設等全般について、災害時の避難所等に指定されているものや、復旧・復興において重要な拠点となるようなインフラ施設については、重要度を勘案し、耐震化等の改修を優先して計画的に行っていくとともに、必要に応じて個別の長寿命化計画等を策定します。
- 道路や橋梁については、個別に定める長寿命化計画に従って維持管理や修繕、更新等を進めます。学校教育系施設の学校等の義務教育施設においては、そのほとんどが避難所等に指定されており、既に全棟耐震化を完了していますが、必要に応じて少子化等の社会的情勢を勘案した施設全体のあり方を含めて各計画を定めることとします。



桑折町公共施設等総合管理計画

平成27年12月策定

発行：桑折町

編集：桑折町総務課財政係

〒969-1692 福島県伊達郡桑折町字東大隅18番地

TEL 024-582-2111

FAX 024-582-2479

E-mail soumu@town.koori.fukushima.jp